

相馬市マスタープラン2007

未来に向かって伸びゆく

福祉と文化の都市そうま

～市民の英知を結集し、豊かな相馬の基礎を築こう～



相馬市

「未来に向かって伸びゆく 福祉と文化の都市そうま」をめざして



平成19年3月

相馬市長 **立谷 秀清**

近年、少子高齢社会の到来や社会経済情勢の急激な変化にともない、行政に対する市民のニーズは複雑化・多様化し、質、量ともに増大の一途をたどっています。

一方で、地方分権改革により地方自治体への権限が徐々に拡大されつつあるものの、これに比例した財政基盤を確保することが極めて困難であり、従来のように、負債を抱えながらも市民のあらゆる希望に応えていくといった行政運営システムが破綻をきたしています。

このような時代潮流のもと、「相馬市が相馬市としてあり続ける」とともに、将来とも市民が安心して暮らし続けるためには、今こそ市民一人ひとりが心をひとつにし、不断の行財政改革を重ねながら、地域社会の建設に積極的に参加していくことが求められております。

本市には将来の相馬を担う人的資源をはじめ、産業振興の誘因となるべく自然や、先人達の英断により構築された社会的資本などが豊かに存在しますが、これからの相馬市づくりには、それぞれの地域資源が元来持っている価値を高め、活かしながら、更なる飛躍を目指すとともに、他の地域に誇るべき福祉社会の確立が必要であると考え、本市が目標とすべきまちの将来像を「未来に向かって伸びゆく 福祉と文化の都市そうま」と定めたところであります。

今後は、歴史に学び、市民をあげての創意と工夫をもって地域づくりに取り組み、先人に対して恥じることのない地域社会を創造するため、本計画の基本理念や将来像の実現を目標に、各種施策の推進に全力を傾注してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました「相馬市総合計画審議会」の委員のみなさまをはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

CONTENTS(目次)

第1編	序論	1
第1章	相馬市マスタープラン 2007 策定の方針	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の概要	2
第2章	計画策定の背景	3
第1節	本市の概況	3
第2節	本市の現況	6
第2編	基本構想	16
第1章	まちづくりの基本理念	16
第2章	本市の将来像	17
第3章	施策の主要テーマ	20
第4章	本市の土地利用方針	32
第5章	主要指標の見通し	34

第3編 基本計画	38
第1章 市民参加による健全な基礎自治体をめざすこと	38
第1節 情報公開と市民参加による相馬市づくり	38
第2節 健全な財政運営	41
第3節 自治体経営	44
第2章 環境を守り安全に暮らせるふるさとづくり	47
第1節 環境保全体制の整備	47
第2節 市民総参加による廃棄物処理・リサイクル体制の推進	49
第3節 消防・救急・救助体制の充実強化	52
第4節 災害に強い安全で安心な地域づくり	56
第5節 防犯体制の充実	59
第6節 交通安全思想の普及徹底	61
第7節 エネルギー対策の推進	64
第3章 健やかで安心して暮らせる地域づくり	66
第1節 健康づくりの推進	66
第2節 地域医療の充実	69
第3節 子育て環境の整備	72
第4節 高齢者福祉の充実	76
第5節 障がい者福祉の充実	80
第6節 国民健康保険・国民年金事業の適切な運営	85
第7節 介護保険事業の効率的な運用	88
第4章 地域の文化を守り心豊かに生きるひとづくり	92
第1節 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実	92
第2節 人間力の豊かな育成を図る学校教育の充実	94
第3節 生涯学習推進体制の充実	102
第4節 芸術文化の振興と文化財の保存・活用	104
第5節 青少年の健全育成活動の充実	107
第6節 男女共同参画社会づくりの推進	110
第7節 ボランティアやNPO活動の拡充	114

第8節	地域間交流の推進	117
第9節	図書館機能の充実	119
第10節	スポーツ・レクリエーション活動の充実	123
第5章	地域特性を活かし元気ある産業づくり	127
第1節	農業の振興	127
第2節	森林の保全	131
第3節	水産業の振興	133
第4節	工業基盤の整備	136
第5節	商業の振興	140
第6節	観光産業の振興	143
第7節	雇用・労働環境の充実	146
第6章	インフラストラクチャーの整備を地道に進めること	149
第1節	暮らしやすいまちづくり	149
第2節	潤いのあるまちづくり	152
第3節	安全な水の供給	156
第4節	情報通信基盤の整備	160
参考資料	財政計画	162
第1章	策定方針	162
第1節	基本的な考え方	162
第2節	財政計画の作成について	162
第3節	健全財政の確保について	162
第2章	前提条件	163
第1節	歳入	163
第2節	歳出	164
	付属資料	167

第1編 序論

- 第1章 相馬市マスタープラン 2007 策定の方針
- 第2章 計画策定の背景

第1編 序論

第1章 相馬市マスタープラン 2007 策定の方針

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成13年に「活力あふれる創造的な交流・循環都市」を将来目標とする「第3次相馬市総合計画」を策定し、社会資本整備などにより地域の発展と市民福祉の向上を図るという考え方を相馬市のグランドデザインとしておりました。

しかしながら第3次総合計画においては、財政運営や過大な債務に対する償還能力の分析が不十分だったため、その計画実行により、本市の財政を破綻させ、財政再建団体へ転落する危険性があることから、計画を凍結せざるを得ないのが現状でした。

また、バブル経済崩壊後においても財政分析を適切に行わず、財政改革もまた十分に実行しなかったことに加え、首都圏と地方の地域間格差の拡大は本市でも予想以上の税収減少をもたらせたことなどにより、もはや20世紀の親方日の丸的発想では市財政はとても立ち行かないというのが実情でした。

さらに、国の膨大な借金による財政難は、地方財政計画の見直しという新たな国家的な政治課題を生み出したことにより、ここ3年間の地方交付税の漸減傾向に歯止めがかからず、特に平成18年度は、政府と地方六団体の合意の下に進められた三位一体改革による税源移譲の結果、地方の小都市に対する地方交付税の配分はますます厳しいものとなっています。そして、この傾向は平成18年度のみならず、今後ますます厳しさを増していくものと覚悟をする必要があります。

私たち相馬市は、これらの社会的傾向の変化をいち早く率直に捉え、平成14年度から行財政改革を断行してきました。まず、財政破綻を防ぐことを最優先課題に位置づけ、職員給与の大幅カットをはじめとする大胆な経費節減、またあらゆる機会を利用した歳入の増加を図り、それらの効果により現在は財政再建団体への転落を回避できる状態にあります。しかし、財政は常に不測の歳出のリスクに備えるべきものですから、これからも行財政改革の精神を緩めることなく中長期的な財政予測の下に財政運営を行っていかねばなりません。

一方で、高速交通体系のネットワークの重要ポイントとなるべく常磐自動車道が相馬工区で着工されたことをはじめ、福島県北圏域と当地方を高規格道路で連携し、重要港湾相馬港の物流港湾としての利活用を促進する阿武隈東道路も用地買収に着手するなど、物流面での大きな進歩を見てきました。さらに、航空宇宙産業の基幹工場

が完成し、また、太陽光発電の関連企業も広大な面積の工場用地を取得し、建設途上にあるなど、ここ数年、本市をとりまく社会的、経済的環境は大きな変遷を示しております。

以上のような状況から、第3次相馬市総合計画では現在の相馬市内外の情勢に対応できなくなってきたおり、相馬市が未来に向かって大きく変革してゆこうとするこの時期に、「自らのまちは自らの知恵と努力で創り、育む」という決意のもと、市民に対し新たな相馬市のランドデザインを明確に提示する必要があります。そして、行政と市民が一体となって、共に考え、共に汗を流し、未来を切り開いて行くために、「報徳仕法」などの歴史の中で培われてきた謹厳実直な地域性を今後の激動の時代に十分に生かす「新・相馬市長期総合計画」を策定いたします。

第2節 計画の概要

1. 計画の名称

本計画の名称は、「相馬市マスタープラン 2007」とします。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度(2007年度)から、平成28年度(2016年度)までの10年間を計画期間とします。なお、本計画については、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえながら、概ね5年後に大幅見直しを行います。年度ごとに修正を加えます。

3. 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「重点施策実行計画」で構成します。

「基本構想」は、市民の生活を取り巻く多種多様な課題に対処するために、長期的・総合的な視点に立った本市の将来像を示し、その実現に向けた施策の主要テーマを示すものです。

「基本計画」は、「基本構想」で示した本市の将来都市像やまちづくりを実現するための、より具体的な施策の体系及び内容を示すものです。

「重点施策実行計画」は、「基本計画」で示された施策の中で、当該年度において

特に重点的に取り組む必要性が高い施策の内容を示し、各年度の予算編成及び事業執行の指針となるものです。計画期間は3か年で、ローリング方式により毎年度見直します。

4．計画策定における留意点

本計画は、市民の積極的な参画を求めるとともに、常に情報の開示に努めながら、市民と共に自らのまちづくりを考えて行くことを基本とします。

したがって、ホームページ上で公開し、年度ごとの実績と反省及び市内外を取り巻く情勢の変化を踏まえ、年度ごとにアップデートします。

また、施策に具体的な指標を用いた目標値を示し、市民にわかりやすいものとしします。

さらに、国や県の各種計画との整合性を図るとともに、的確な財政分析のもとに中長期的な財政計画を策定し、その計画に沿って真に本市の発展に必要な施策を検討します。

第2章 計画策定の背景

第1節 本市の概況

1．本市の沿革

現在の本市の基礎となる城下町を開いた相馬氏は、平将門を祖とする関東の名族であり、源頼朝の奥州平定に従軍し、その功によって奥州行方郡の地を与えられ、奥州相馬氏の成立の起因となりました。鎌倉時代の末、下総国より奥州へ移住した相馬氏は、南北朝の動乱期を経て、この地に領主権を確立、いくたびかの危機を乗り越え藩政を担い、明治に至るまでその勢力を維持し、伝統と個性ある文化を培ってきました。

江戸時代初期の慶長16年（1611年）、相馬氏によって中村城が築かれ、本拠が宇多郡中村（相馬市）に移され、家臣の城下集住が行われて、近世城下町が形成されました。

江戸時代後期、東北諸藩を襲った天明・天保の大飢饉の際、相馬中村藩は興国安民の法「御仕法」を採用し推進することによって、多くの藩が飢饉の打撃から立ち直れず崩壊していった中で、藩財政を立て直し、藩政を復興しました。

「御仕法」の原理は、至誠・勤労・分度・推譲という基本理念を中心思想として、経済の復興と安定、そして民情を豊かにするというものでありますが、その精神は市民憲章にもうたわれており、今なお市民の心の支えとして生きています。

明治22年、町村制施行に際して、中村、中野村、西山村の合併（昭和4年松ヶ江村合併）によって中村町となり、昭和29年、中村町、大野村、飯豊村、八幡村、山上村、玉野村、日立木村、磯部村の1町7村が合併して、相馬市制の施行に至っています。

現在の本市は、重要港湾相馬港や相馬中核工業団地の開発によるインフラの整備にともない、優良な企業の立地が着実に進み、雇用の創出をはじめとする様々な経済活性化効果を地域に与えています。また、首都圏や仙台市へ短時間でアクセスするための常磐自動車道や、重要港湾相馬港を中心として県都福島市や隣接する伊達市、さらには山形県と連携する阿武隈東道路などの高速交通網の整備が着実に進捗しております。また、市内を縦横断する一般国道6号や115号バイパスの整備も完成間近となっており、今後、福島県北部沿岸地域において、産業・物流・歴史・文化の中心としての役割を担う地域であります。

2. 本市の位置・地勢・気候

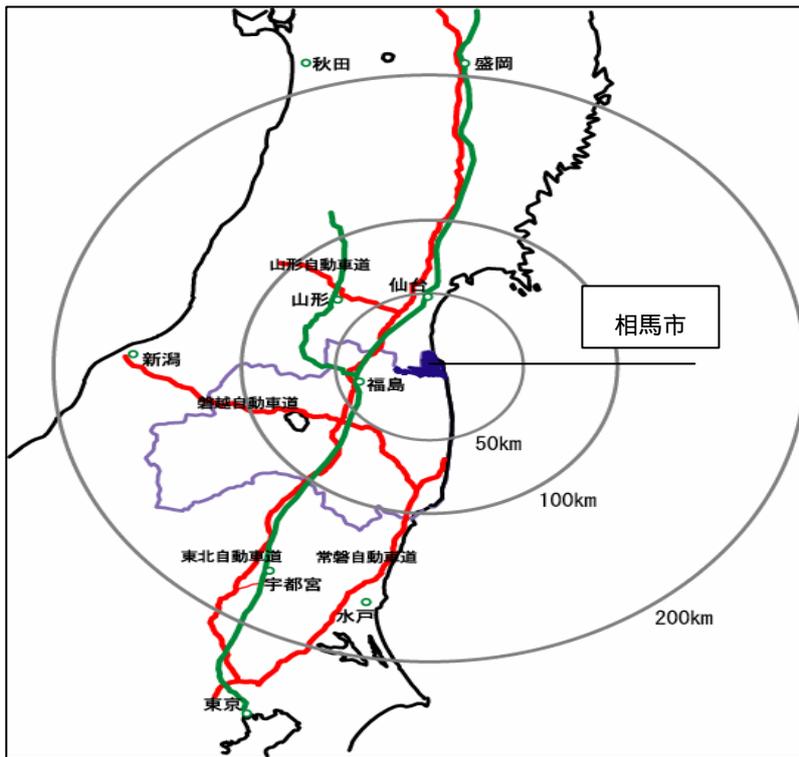
本市は、福島県の東北端に位置し、総面積は197.67km²で福島県の約1.4%を占めています。

本市の東側には、太平洋沿岸沿いにJR常磐線が通り、相馬市から東京まで約3時間30分、仙台まで約55分で結ばれています。

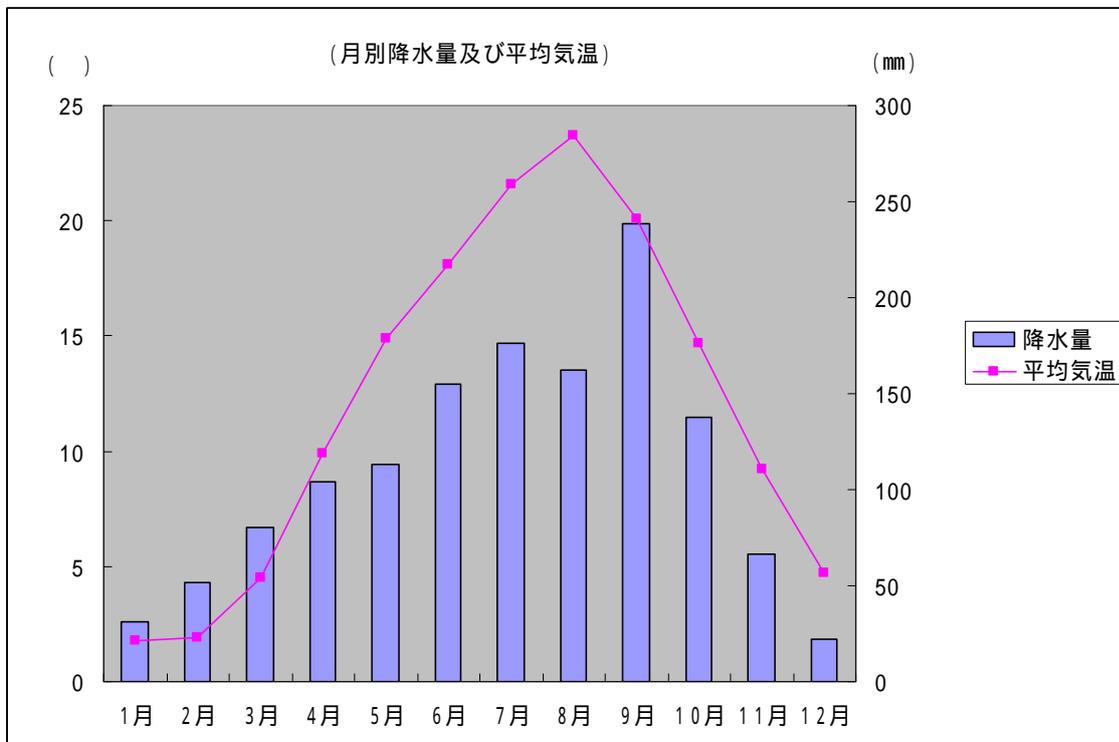
本市は、北は新地町、南は南相馬市に接し、西部に阿武隈山系の山地・丘陵地を、中部・東部に平坦地と太平洋を配した「西高東低」の地勢を形成し、この平坦地には地蔵川、小泉川、宇多川、梅川、日下石川の中小河川が東流し、太平洋及び内海の松川浦に注いでいます。

南部は、標高50～70mの丘陵地が海岸に向け扇状に展開し、海岸段丘を形成、その東端は侵食されて海蝕崖となっています。海岸線の出入りは少なく、平坦部では松川浦の砂州が弧状の砂浜として発達し、南部の海岸と対照的な景観を見せています。このように、海、川、山と多様な自然環境を有し、海洋性気候により、東北地方の中では比較的温暖な地域であり、降雪も少なく年間平均気温も12.1℃と、全般的に快適な居住環境にあります。

図表 1 - 1 (相馬市の位置)



図表 1 - 2 (月別降水量及び平均気温)



(資料 : 平成 1 8 年福島地方気象台調べ)

第2節 本市の現況

1. 人口の推移

(1) 総人口

本市の人口推移を昭和45年から平成17年までの8回の国勢調査で見ると、昭和45年から昭和60年までは増加、昭和60年から平成7年までは全体的に横ばいからやや増加という傾向を示しているものの、平成7年から平成17年にかけて減少し、平成17年には38,630人となっています。

なお、平成7年の増加は、中核工業団地などへの企業の新規操業開始によるものと考えられます。

図表1-3 (総人口の推移)



(資料：国勢調査により作成)

(2) 3階層別人口

本市の年齢階層別(3階層別)人口の推移を昭和45年から平成17年までの8回の国勢調査で見ると、年少人口(14歳以下)は毎回減少傾向で推移し、生産年齢人

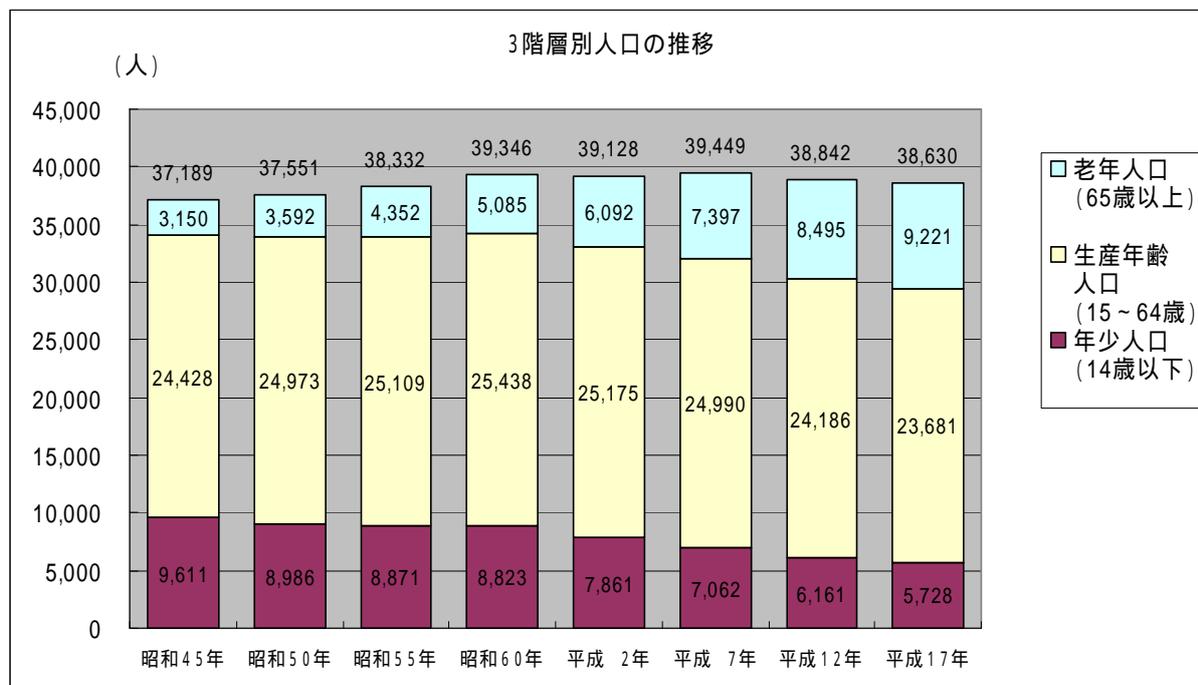
口（15歳～64歳）は昭和60年をピークに、その後減少傾向に転じています。一方、老年人口（65歳以上）は昭和45年から毎回増加傾向にあります。このことから、少子高齢化が着実に進行していることがわかります。

昭和45年から平成17年までの35年間の個別の推移をみると、年少人口では、3,883人が減少し、平成17年の年少人口比率は14.8%と減少傾向にあります。

生産年齢人口では、747人が減少し、各産業の担い手となる層の減少がみられます。

老年人口では、6,071人が増加し、平成17年の老年人口比率は23.9%と増加傾向にあります。

図表1 - 4（3階層別人口の推移）



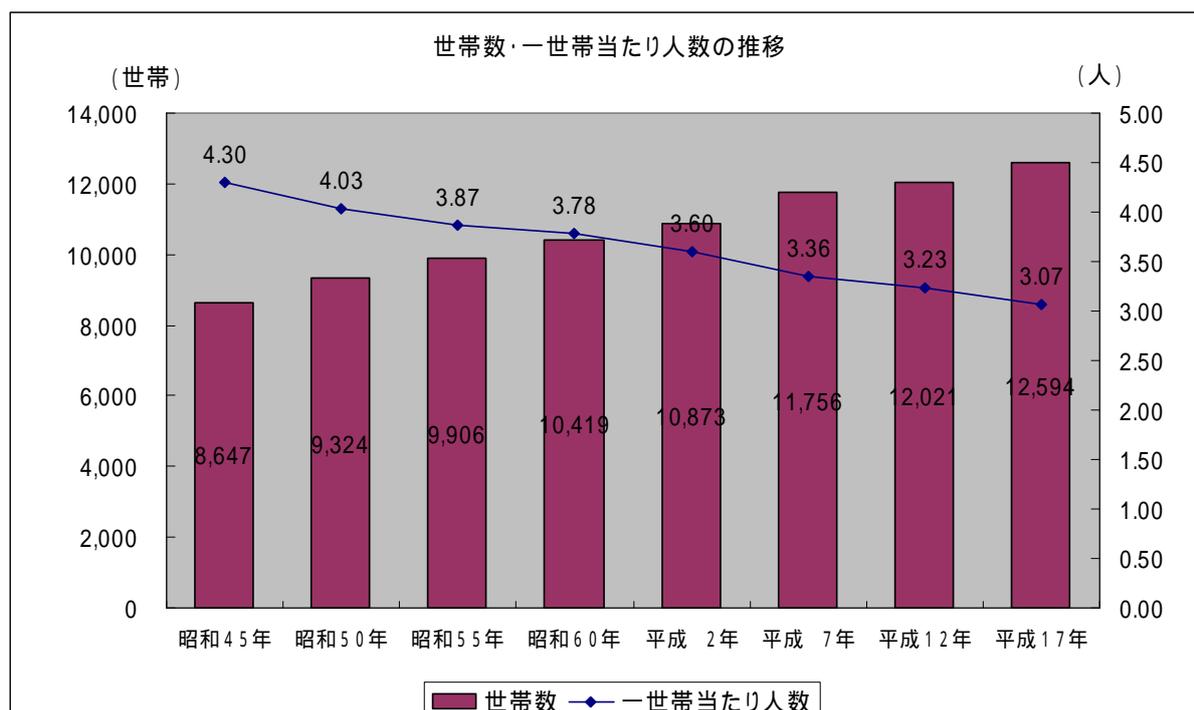
（資料：国勢調査により作成）

2. 世帯数・一世帯当たり人数の推移

本市の世帯数の推移をみると、昭和45年以降増加傾向で推移し、平成17年には12,594世帯となっています。

一世帯当たり人数は減少傾向が続いており、核家族化や家族形態の多様化が影響していることがうかがえます。

図表 1 - 5 (世帯数・一世帯当たり人数の推移)

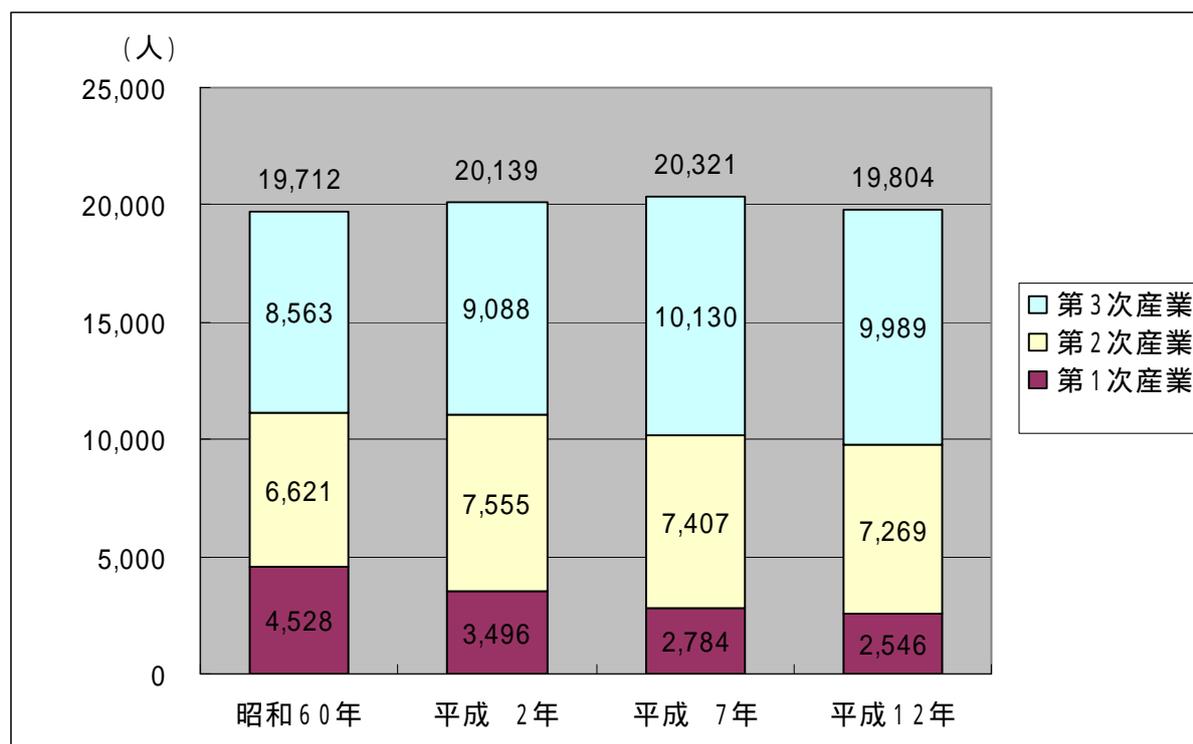


(資料：国勢調査により作成)

3. 就業構造の推移

本市の産業構造の推移をみると、就業者総数は昭和60年の19,712人から平成7年まで微増傾向で推移してきましたが、平成12年には減少に転じ、19,804人となっています。産業大分類別でみると、第1次産業は昭和60年以降減少傾向で推移しており、平成12年には2,546人(12.9%)、第2次産業は、昭和60年から平成2年にかけて一時増加しましたが、それ以降微減傾向で推移し、平成12年には7,269人(36.7%)、第3次産業は、昭和60年以降おおむね増加傾向にあり、平成12年で9,989人(50.4%)となっています。全体的に、第2次産業には大きな変化はみられなく、第1次産業の減少傾向と第3次産業の増加傾向がみられます。

図表 1 - 6 (産業別就業者数の推移)



(資料：国勢調査により作成)

4. 農林水産業の状況

(1) 農業

豊かな自然と適度な気象条件に恵まれた本市は、稲作を中心として、畜産や野菜、果樹、花卉などの複合経営を展開・推進し、農業を基幹産業のひとつとして発展してきました。近年では、特にイチゴなどの施設園芸や、なしをはじめとする収益性の高い農産物の開発と市場開拓を推進しています。

しかし、昭和44年から始まった米の生産調整、外国産の安価米の進出や米の需要低下による産地間競争の激化、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより農家数が減少してきており、農業を取り巻く環境は厳しい情勢が続いています。

今後、担い手の育成、経営規模の拡大、収益の上がる高品質な農産物の計画的・効率的生産体制の整備など、魅力ある農業の環境整備が必要となっています。また、商工業や観光など他産業と連携した農業振興も求められています。

農家数の状況を見ると平成17年には1,835戸で、そのうち兼業農家が75%以上を占めており、高い比率で推移していることがうかがえます。

また、1戸平均耕地面積は、1.79haであり、さらに、2002～2003年福島県農林水産統計年報によると、本市の農業粗生産額は約96.5億円となっています。

図表1-7 農家人口・農家数の状況

(単位：人、戸)

項目 年次	農家人口	総農家数						
			自給的農家数	販売農家数	専業農家	兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
昭和60年	14,112	2,723	-	-	223	2,500	723	1,777
平成2年	12,409	2,409	-	-	192	2,217	249	1,968
平成7年	10,734	2,135	-	-	169	1,966	256	1,710
平成12年	8,871	1,950	196	1,754	152	1,602	237	1,365
平成17年	7,422	1,835	270	1,565	180	1,385	272	1,113

注) 平成12・17年農家人口は販売農家人口のみ

(資料：農業センサス)

図表1-8 経営耕地面積

(単位：ha)

項目 年次	経営耕地総面積	田	畑	樹園地	1戸平均耕地面積
昭和60年	4,026	3,228	523	274	1.48
平成2年	3,747	3,081	470	197	1.56
平成7年	3,646	3,061	460	124	1.71
平成12年	3,513	3,015	413	86	1.80
平成17年	3,287	2,873	340	74	1.79

(資料：農業センサス)

図表 1 - 9 農業粗生産額

(単位：百万円、%)

項目	生産額 合計		耕種						
			小計	米	麦類	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実
生産額	9,650		8,310	2,560	10	50	30	5,130	350
構成比	100.0		86.1	26.5	0.1	0.5	0.3	53.2	3.6
項目				養蚕	畜産				
	花き	工芸農 作物	種苗 苗木類		小計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏
生産額	130	10	40	0	1,340	140	360	130	710
構成比	1.4	0.1	0.4	0.0	13.9	1.5	3.7	1.3	7.4

(資料：2002～2003年福島県農林水産統計年報)

(2) 林業

本市の林野率は平成12年で51.1%と、総面積の半分以上が森林で占められており、そのうち約74%が民有林で占められ、林家数は462戸となっています。林業を取り巻く環境は厳しく、木材価格の低下、輸入材の増加に伴う国産材の需要低下、林業労働者の高齢化や後継者不足などがあり、林家数も減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、豊かな森林を林業資源としてだけでなく、観光・交流資源として、さらに環境資源としての活用等、持続可能な森林経営の推進が必要となっています。

図表 1 - 10 林業の状況

(単位：戸、ha、%)

年次	区分	林家数	林野面積			林野率	保安林
			総数	国有林	民有林		
平成2年		860	10,242	2,695	7,547	51.8	1,629
平成12年		462	10,107	2,677	7,430	51.1	1,796

(資料：林業センサス)

(3) 水産業

福島県沖に好漁場を有する本市では、沖合底曳網、機船船曳網、刺し網などによる沿岸漁業を中心とし、ヒラメ、カレイ、スズキなどの高級魚が水揚げされています。この他、ホッキ貝、ウニ、アワビなどの稚魚・稚貝放流を行い、つくり育てる漁業を推進しています。さらに松川浦では、のりやアサリなどの養殖が行われていますが、漁業従事者の高齢化が進むなど、担い手の育成や漁港の安全性の確保などが求められており、それと同時に観光など他産業と連携した加工・流通・販売体制の整備が必要となっています。

2003年第11次漁業センサスによると、漁業経営体数は個人で392、団体経営体数は2となっています。また、管内漁協支所調べによる水揚げ高は、平成16年度で約48億円となっています。

図表1-11 漁業経営組織別経営体数

(単位：経営体)

項目	総数	個人	団体経営体			
			小計	漁業協同組合	共同経営	官公庁・学校試験場
経営体数	394	392	2	1	0	1

(資料：2003年第11次漁業センサス)

図表1-12 海面漁業漁獲量

(単位：kg)

項目	合計	イカナゴ類	タコ類	カレイ類	タラ類
漁獲量	12,782,951	4,493,628	2,039,420	1,754,385	1,009,053
項目	貝類	イカ類	アナゴ類	カニ類	その他魚类等
漁獲量	655,852	348,298	309,098	277,455	1,895,762

(資料：平成16年度版福島県海面漁業漁獲高統計)

図表 1 - 1 3 管内漁協支所別水揚高

(単位：t、千円)

年度	相馬原釜		磯 部		松川浦		合計金額
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
11	8,581	4,920,741	1,499	464,205	1,197	408,152	5,793,098
12	8,813	4,487,279	1,810	579,905	1,306	409,878	5,477,062
13	10,316	4,163,222	1,894	477,114	1,344	303,352	4,943,688
14	10,758	4,585,788	1,763	459,339	1,486	244,673	5,289,800
15	12,412	4,096,476	1,479	407,080	1,223	217,321	4,720,877
16	11,563	4,134,798	1,346	422,240	1,347	235,923	4,792,961

(資料：各支所調べ)

5 . 商工業の状況

(1) 商業

本市の商業は、自家用車の利用率の上昇、ライフスタイルの変化などにとともない、一般国道6号沿線を中心として大型店舗の進出が相次ぎました。これにより既存商店街の空洞化が進行しています。商店街は、まちの賑わいを創出するとともに、住民生活に利便性をもたらし、地域文化の継承や憩いの場としても重要な役割を担うため、商店街の活性化のため積極的な取り組みが求められています。

今後は、魅力ある商店街づくりによる地域間競争力の向上、高齢社会やIT社会に適応したサービスの拡充など、地域特性を活かしたさらなる商業振興策の具体化により、利用しやすい商店街づくりが必要となっています。また、農業や水産業、工業、観光との産業間連携の推進も求められています。

平成3年から平成16年までの推移を商業統計調査で見ると、本市の商店数は多少の変動はありますが、おおむね減少傾向で推移し、平成16年には651店となっています。また、従業者数も年によって増減がありますが、平成9年以降3,500人超を維持し、平成16年には3,600人となり、さらに、年間販売額も年によって変動していますが、平成16年には約749億円となっています。

図表 1 - 1 4 商業の状況

(単位：店、人、百万円)

区分	年次	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年
	商店数	806	743	766	725	686	651
従業者数	3,461	3,371	3,682	3,736	3,716	3,600	
年間販売額	87,007	77,932	86,915	83,100	76,453	74,862	

(資料：商業統計調査)

(2) 工業

所得の向上や雇用機会の確保など、地域経済の発展に貢献してきた本市の工業は、古くから続いている中小の地場産業をはじめ、相馬地域開発による相馬中核工業団地、相馬北工業団地や相馬南第二工業団地への誘致企業など、地場産業と誘致企業が併存して、相双地域の中心的工業地域となっています。

また、本市には、重要港湾相馬港をはじめ、常磐自動車道や阿武隈東道路などの高速交通網の整備などが着実に進んでおり、工業生産を支える多くの優位的資源があり、工業発展の可能性は将来的に拡大していくことが予想されます。

今後は、地場企業の振興を図るため、工業団地への誘致企業と地元企業における人的・技術的交流を推進するとともに、地域の情報を広く内外に発信し、新たな企業立地の促進策を講じていくことが求められています。さらに、異業種間交流や産学官連携などにより、地域内発型の起業を促すための支援体制の確立や、その基盤をなす人材の育成が図られるような積極的な取り組みが必要です。

平成 11 年から平成 16 年までの推移を工業統計調査で見ると、本市の事業所数は平成 12 年以降減少傾向で推移し、従業者数は平成 11 年以降減少傾向で推移するも、平成 15 年から増加傾向に転じています。製造品出荷額等は平成 11 年以降増減を繰り返す、平成 16 年には約 968 億円となっています。

図表 1 - 1 5 工業の状況

(単位：事業所、人、百万円)

区分	年次	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
	事業所数		134	137	129	127	121
従業者数		4,362	4,331	4,143	3,904	4,030	4,202
製造品出荷額等		128,000	133,233	115,222	101,444	106,429	96,825

注) 従業者 4 人以上の事業所が対象

(資料：工業統計調査)

6 . 観光の状況

本市は、豊富な海産物や農産物、平坦地に広がるのどかな田園風景、歴史を偲ばせる城郭跡や相馬民謡、一千有余年の歴史を誇る相馬野馬追や各種イベント、海水浴場などの観光資源を数多く有しています。特に、松川浦県立自然公園をはじめとする海、霊山県立自然公園に代表される山など、その豊かで美しい自然環境はかけがえのない財産となっており、平成 17 年には年間約 138 万人の観光客が訪れています。

今後は、観光資源の開発や広域的観光ルートの設定を行い、情報発信による積極的な誘客施策に取り組むとともに、自然環境の保全・保護に努め、本市の歴史や文化を活かした一体性のある観光関連産業の振興が求められています。

図表 1 - 1 6 観光入込客数

(単位：人、%)

年次	区分 観光入込客合計	観光別				
		松川浦	馬陵公園	野馬追	海水浴	その他
平成 13 年	1,424,482	1,004,600	160,000	55,000	51,020	153,862
平成 14 年	1,436,369	1,014,000	165,000	30,000	67,500	159,869
平成 15 年	1,376,698	995,000	158,000	35,000	40,000	148,698
平成 16 年	1,474,977	1,049,500	160,000	35,000	83,388	147,089
平成 17 年	1,379,795	1,001,000	155,000	37,000	42,060	144,335

(資料：市観光物産課調べ)

第 2 編 基本構想

- 第 1 章 まちづくりの基本理念**
- 第 2 章 本市の将来像**
- 第 3 章 施策の主要テーマ**
- 第 4 章 本市の土地利用方針**
- 第 5 章 主要指標の見通し**

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

平成18年以後、本格的に展開されようとしている地方分権社会では、国に集中している権限や財源を地方自治体に委譲し、地域のことは地域で決定し、地方自身の財政的責任において実行するという自治体経営の考え方のもとに、自立型の社会システムを確立していかなければなりません。20世紀の地方自治システムでは、ともすれば財政運営の最終的な責任を国の保護に頼るあまり、負債に対する義務的な感覚が脆弱だったことを反省し、改めていく必要があります。

したがって、行財政改革を推進しつつ財政基盤のさらなる強化を図り、さらに地域間競争に勝ち抜き、「相馬市が相馬市としてあり続ける」ために、今こそ市民一人ひとりが心をひとつにし、更に励み、たゆまぬ努力を重ねながら、地域社会の建設に積極的に参加してゆかねばならない時代なのです。

歴史に学べば江戸末期、相馬藩が疲弊しきった際に二宮尊徳の訓えを取り入れ、藩をあげて大胆な行財政改革を行った結果、相馬藩の生産性を飛躍的に向上させたという輝かしい実績を有しています。民衆の知恵としてその教えを受け継いできた我々相馬市民は、天明の大飢饉ならずとも国家的財政危機の下、市の財政も、地方交付税や補助金などの依存財源に多くを頼れなくなってきた近年、市民憲章にも謳われている「報徳の訓え」の原点に返らなければなりません。

150年前の報徳仕法の教える「至誠、勤労、分度、推譲」という基本的姿勢をあらゆる行政活動のなかにしっかりと踏まえたうえで、「情報収集分析、情報公開、企画能力を始めとする創意工夫、競争社会における交渉能力、充実した教育力」など、二宮の時代から大きな発展を見た現代の社会科学を十分に活用し、相馬市民の幸福を希求しようと決意します。

したがって、本市では内外の極めて厳しい財政環境の中にあっても、地道に努力した市民の汗が報われるよう、また安全に、安心してこのふるさと相馬で人生を完結することができるよう、さらにはそれぞれが心豊かな人生を送れるよう、次の基本理念のもとに相馬市づくりを進めてまいります。

1. 市民総参加でつくる“相馬市”

行財政改革を推進し財政基盤の強化を図るとともに、市民と行政が互いに役割と責任を認識し、政策や財政に対する情報の共有化を進めながら、参画と協働でつくる相馬市を目指します。

2. 安全・安心が実感できる“相馬市”

誰もが相馬に住んで安心して暮らせるよう、最低限の安全・安心を確信できる基盤づくりを進めるとともに、世代や生活背景を超えて、人と人とのつながりが大切にされる相馬市を目指します。

3. はつらつとして働くことのできる“相馬市”

青壮年が生きがいをもって働くことができる産業構造を目指すことによって、市民の生活基盤を安定させるとともに、子どもや孫と一緒に暮らし続けることができる相馬市を目指します。

4. 個性が活かされ豊かに暮らせる“相馬市”

市民一人ひとりの個性が活かされ豊かな人生を送ることができるよう、多くの機会を得て自己の能力や感性を磨くことができる相馬市を目指します。そのために基礎的教育の充実に努め、心身の健康を備え、教養と良識を備えた人づくりに取り組みます。

第2章 本市の将来像

本市は、これまで福島県北部沿岸地域の中核都市として伸展するために、相馬地域開発を中心に都市基盤の整備、都市機能の集積に努めたまちづくりを進めてきました。市内中心地においてはモータリゼーションや生活様式の多様化により空洞化が進んだものの、相馬港の整備や高速交通体系などの社会資本の整備、また企業の集積などに着実な成果を見てきました。

しかしながら、今日の国家的な課題である少子高齢社会や経済の低成長時代を迎え、これまでの公共事業最優先主義から、今ある社会資源を有効に活用したまちづくりへ

の転換が迫られてきております。また豊かさの価値観においても、単に経済や物質優先ではなく、心の充足感や安らぎを求めるようになってきています。

これからは、まちづくりの方向性を、「市民生活の質的充実」へと軌道修正し、本市の持つ潜在的な地域力を引き出しながら、さらに生活の質や都市の魅力を高める施策を展開していかなければなりません。そして人と地域が相互に支え合いながら、将来とも安心して充実した市民生活を送ることができる、活力ある地域社会を築いていくことが求められています。

このため本市では、災害対策や福祉の面で市民生活をサポートするセイフティ・ネットを確立し、特に高齢者福祉の分野では老後の不安に対し最低保障する本市独自のシビルミニマムを市民の力を結集して作ることにより、誰もが相馬に住み続けたいと思える、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

また、地域の産業構造や人口構造を適切なものにするために、企業誘致に努め、雇用機会の拡大による若者の定着を図ります。そのためには学力向上をはじめとした教育に力を注ぎます。そして将来を担う子どもたちが、家族、親戚、友人に囲まれ、このふるさとで精神的にも、そして経済的にも豊かに暮らし続けることができる地域社会を実現する努力をしてまいります。さらに人口の流動化に対しては、あらゆる社会文化活動を通して、豊かな心で年齢や生活背景等の異なる人と人とが融合できるようにまちづくりを進めます。

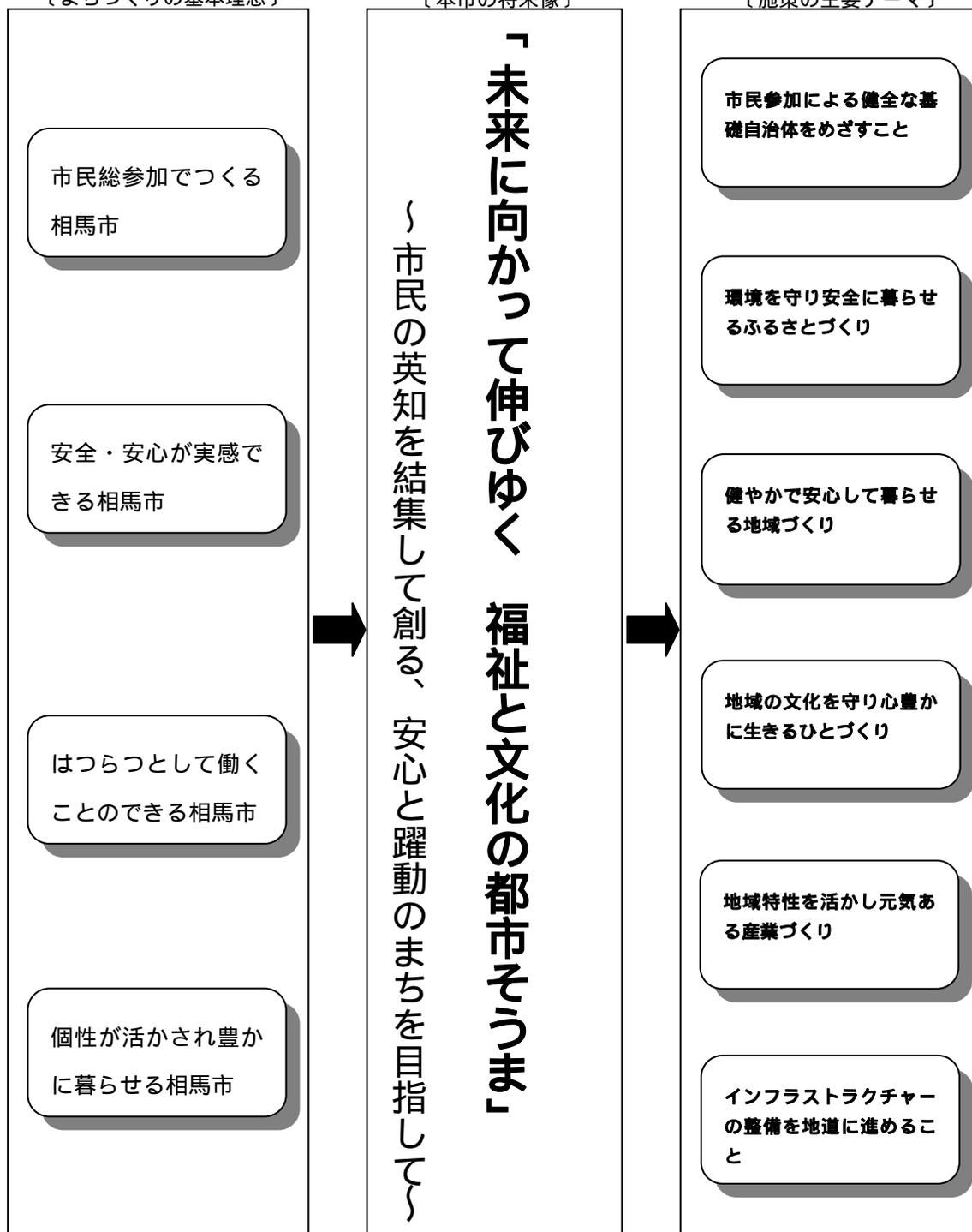
以上の考えのもと、まちづくりがバランスよく展開されることによって、市民一人ひとりが、ふるさと相馬に住むことに誇りと愛着を持つ相馬市の実現を図るため、目標とすべきまちの将来像を

『未来に向かって伸びゆく 福祉と文化の都市そうま』

と設定し、その実現に向けて次の6つの施策の主要テーマに基づき、まちづくりを展開します。

- (1) 市民参加による健全な基礎自治体をめざすこと
- (2) 環境を守り安全に暮らせるふるさとづくり
- (3) 健やかで安心して暮らせる地域づくり
- (4) 地域の文化を守り心豊かに生きるひとづくり
- (5) 地域特性を活かし元気ある産業づくり
- (6) インフラストラクチャーの整備を地道に進めること

図表 2 - 1 基本構想の構成
〔まちづくりの基本理念〕



第3章 施策の主要テーマ

本市の将来像の実現に向けて、6つの施策の主要テーマに沿って、計画期間中における各種施策の展開を図ります。

図表2 - 2 施策の全体体系

施策の主要テーマ	施策の方向
1 市民参加による健全な基礎自治体をめざすこと	1 情報公開と市民参加による相馬市づくり
	2 健全な財政運営
	3 自治体経営
2 環境を守り安全に暮らせるふるさとづくり	1 環境保全体制の整備
	2 市民総参加による廃棄物処理・リサイクル体制の推進
	3 消防・救急・救助体制の充実強化
	4 災害に強い安全で安心な地域づくり
	5 防犯体制の充実
	6 交通安全思想の普及徹底
	7 エネルギー対策の推進
3 健やかで安心して暮らせる地域づくり	1 健康づくりの推進
	2 地域医療の充実
	3 子育て環境の整備
	4 高齢者福祉の充実
	5 障がい者福祉の充実
	6 国民健康保険・国民年金事業の適切な運営
	7 介護保険事業の効率的な運用
4 地域の文化を守り心豊かに生きるひとづくり	1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
	2 人間力の豊かな育成を図る学校教育の充実
	3 生涯学習推進体制の充実
	4 芸術文化の振興と文化財の保存・活用
	5 青少年の健全育成活動の充実
	6 男女共同参画社会づくりの推進
	7 ボランティアやNPO活動の拡充

	8 地域間交流の推進
	9 図書館機能の充実
	10 スポーツ・レクリエーション活動の充実
5 地域特性を活かし元気ある産業づくり	1 農業の振興
	2 森林の保全
	3 水産業の振興
	4 工業基盤の整備
	5 商業の振興
	6 観光産業の振興
	7 雇用・労働環境の充実
6 インフラストラクチャーの整備を地道に進めること	1 暮らしやすいまちづくり
	2 潤いのあるまちづくり
	3 安全な水の供給
	4 情報通信基盤の整備

第1節 市民参加による健全な基礎自治体をめざすこと

1．情報公開と市民参加による相馬市づくり

財政状況をはじめとする市が直面する課題や、インフラの整備計画、企業誘致の状況など、本市の現在及び将来に関わるあらゆる情報を、多様な媒体を通して市民に情報開示し、市民の理解と市政への参加を促します。さらに市民からの政策提言の機会を増やし、行政評価などにも出来るだけ多くの市民の参加を実現します。そして安全安心なまちづくりや環境問題については、自主防災組織の活動や地域の自治組織を通して市民一人ひとりの意識の向上を図ってまいります。また、ボランティア団体やNPOと連携して、「市民と協働」による地域づくりを実現するための施策を推進します。

2．健全な財政運営

行財政改革をさらに推進して行政経費の削減や自主財源の確保に努めるとともに、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限られた財源の中で効果的・効率的な予算配分を行いながら、歳入に見合った収支均衡型の健全な財政運営に努め、長期的な財政基盤の安定を図ります。また、市の財政状況を分かりやすく市民に開示し、将来ともに健全な地域づくりには、安定した財政運営が必須条件であるとの認識を市民と共有していきます。

3．自治体経営

財政運営においては相馬市を企業に擬え（なぞらえ）、さらには納税者である市民を投資家に見立て、行政サービスという利益の還元により市民の満足度が向上するように最小の経費で最大の効果をめざす努力が必要です。この自治体経営に失敗することなく、未来の子供たちに私たちの世代が頑張ってきたという確かな証と実績が残せることを目標としていきます。そのためには市職員の能力の向上を図り、人材の育成に努めるとともに、民間の知恵と活力を市政に導入し、行財政改革を不断の努力で断行していかなければなりません。さらに安定経営のために自主財源の確保と税収の増加に努めるとともに、社会的生産基盤の整備に際しては、国県の補助金を可能な限り活用するとともに、起債という行政行為が後世の検証に耐えうるかという視点を常

に持ち続けていきます。

第2節 環境を守り安全に暮らせるふるさとづくり

1．環境保全体制の整備

本市の恵み豊かな環境とかけがえのない美しい自然を計画的に保全するため、総合的な施策の展開を行います。この目的遂行のためには環境保護に対する意識を全市民と共有し、将来世代に対する責任であるとの認識の下、積極的な活動を展開していきます。

2．市民総参加による廃棄物処理・リサイクル体制の推進

ごみの減量と再資源化に積極的に取り組みます。分別排出を徹底させれば、リサイクルによるゴミの資源化が可能になり、環境負荷が低減するという効果を市民と共有していきます。また、市民生活において、ごみの発生そのものを抑制する工夫が、ごみ処理コストを削減し、さらに二酸化炭素排出による地球温暖化防止に大きく貢献するなどの知識の普及に努め、ごみの減量化に全市を挙げて取り組みます。

3．消防・救急・救助体制の充実強化

火災、救急、救助等の緊急出動の頻度は、高齢社会の進展などにより年々増加の傾向を示しています。火災の未然防止、災害時の人命の安全確保、急病時の救命率の向上など、市民生活の安全、安心のための消防・救急・救助業務の役割は年を追うごとにより重要度が増してきていることから、その体制の充実強化を計画的に推進します。

4．災害に強い安全で安心な地域づくり

予想が困難で、瞬時に被害が発生する自然災害に対しては事前対策がきわめて重要です。行政も市民も危機管理意識を常に持ちながら安全で安心な地域づくりを目指さなくてはなりません。このため、綿密な地域防災計画を策定し、市民と共有し、災害に強いまちづくりと人づくりを計画的に推進します。

5．防犯体制の充実

地域安全活動の強化を図るために、市民の地域安全思想の普及・高揚を推進し、また、防犯協会、防犯指導隊などの地域ボランティアに対する支援に努めます。さらに本市が誇る相馬市消防団と、警察と行政が地域安全活動の上で連携を深め、防犯体制の強化を図ります。

6．交通安全思想の普及徹底

市民一人ひとりが人命の尊さを再認識し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、交通事故防止に取り組む体制の充実を図ります。

7．エネルギー対策の推進

人類のエネルギー消費が地球環境に大きな負荷を与え、その結果として自然災害や生態系の異変の原因となってきた地球規模での悪影響を、知識として率直に受け止め、市民一人ひとりが世界の一員であるとの認識の下、省エネルギーに取り組まなければなりません。そのため学校教育や生涯学習の場で積極的な問題意識の啓蒙に努め、エネルギーの効率的な利用を市民生活の課題としていきます。

第3節 健やかで安心して暮らせる地域づくり

1．健康づくりの推進

近年増加の一途をたどる生活習慣病への対策として、保健センターを中心として相馬市医師会や関連団体と連携のうえ、予防に係る啓蒙を強力に推進します。また、基本検診の他に人間ドックや各種がん検診も、民間の医療資源と連携することにより充実を図ります。母子保健については少子化時代において出産子育てに出来るだけ不安を持つことがないように推進します。

2．地域医療の充実

本市の持つ医療資源の効率的、総合的な運用に努めます。予防医学と日常的な健康

管理は、市内の診療所によるかかりつけ医の役割を尊重し、入院を要する場合は市内の2病院との病診連携を図ります。救急医療の際には一次救急に対してはかかりつけ医が迅速な対応を行ったうえで、二次救急が必要な場合は公立相馬総合病院をはじめとする救急指定病院で診療情報を尊重した適切な医療を受け、出来るだけ市内で完結できるよう対応します。さらに高度な医療を必要とする場合は福島県立医科大学付属病院などの高次救急や高度医療体制との連携のうえ、医学的管理の下に速やかに搬送します。また、慢性期の療養体制については、民間病院の慢性期病床を十分に利活用することや、市内に開設されている訪問看護ステーションによる在宅療養を診療所の医師の往診体制によるバックアップを受けて適切な医学管理の下に進めることにより、疾患や生活状態に的確に対応できるよう努めます。

3．子育て環境の整備

急速な少子化社会に対応するため、現状を正確に把握するとともに、「子どもたちがのびのびと育ち 安心して子どもを産み育てることができるまち」の実現を図るため、将来に向けて確かな見通しをたて、地域みんなで子育てをサポートするまちづくりを目指します。

4．高齢者福祉の充実

急速に進行する高齢社会に対応するため、今後、介護が必要となるおそれがある高齢者に対し、運動器の機能向上・社会性の維持・栄養改善・口腔機能の向上等介護予防事業の充実により、健康寿命を伸ばせるよう努めます。また、介護が必要な状況になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていけるよう各種保健福祉事業や介護保険サービスの充実に努めるとともに、市民のボランティア精神を十分に活用した福祉NPOによる地域支援体制の確立にも努めます。さらに、要介護者を取り巻く社会的状況や日常生活能力の向上を図るため、施設介護を選択する場合においても、本来は地域における在宅介護が望ましいという立場で、本市の医療・介護資源との十分な連携のもと、総合的な高齢者福祉の充実に努めます。

5．障がい者福祉の充実

市民に対しノーマライゼーションの理念のさらなる普及・啓発を図り、本市に居住するすべての人がお互いに支え合い、障がいを持つ方々が生活していきやすい地域づくりに努めます。また、障がい者自立支援法のもと、制度の変化に適切に対応できるよう、障がいを持つ方々やその家族に対し継続的相談業務を実施するとともに、授産施設・小規模作業所等での訓練支援や介護支援の充実に努めます。さらに、障がい者の雇用環境の改善を図るため、関係団体、企業等に対し障がい者雇用に関する普及啓蒙活動に努めます。

6．国民健康保険・国民年金事業の適切な運営

国保事業の適正かつ安定的運営の確保を図るため、適正な事業運営並びに財政運営に努めます。そのため、国保税収納率向上対策及び医療費適正化対策を重点とした施策を推進します。年金事業は恒久的に安定した制度となるよう、保険料納付率の向上を目指し、制度の主旨普及を図ります。

7．介護保険事業の効率的な運用

さらに高齢化が進むと予想される本市の年齢構造において、介護保険事業の適切な運用を図るためには、平成18年度から本格的に導入された予防介護の効果が十分に得られるように施策を推進し、介護保険の限られた財源が有効に活用されるよう、介護保険事業における需要の把握、認定、介護業務の評価などを適切に実行していきます。また、医療資源とも十分な連携を図り、在宅介護の充実に努めるためにも、ボランティア活動などの民間団体の協力を得ながら、高齢者福祉の充実に資するよう取り組んでいきます。

第4節 地域の文化を守り心豊かに生きるひとづくり

1．人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

社会の変化に対応し、幼児教育を実りの多い豊かなものにするために、保育の質的

改善を図るとともに、魅力ある幼稚園運営に努めます。また、家庭や地域との連携を強化し、生きる力の基礎を培う子育て支援策の充実を図ります。

2．人間力の豊かな育成を図る学校教育の充実

確かな基礎学力と豊かな人間性・社会性など子どもの人間力を育成するために、学習指導、道徳教育、生徒指導など教育活動の充実に努めるとともに、教育条件の整備充実に努めます。また、健康、保健、安全教育の充実のため、家庭や地域との連携協力を推進し、開かれた学校づくりに努めます。

3．生涯学習推進体制の充実

市民のニーズを生かした生涯学習推進計画と体制の整備充実に努め、多様な事業や学習内容の企画運営に努めます。また、広く豊かな生涯学習情報の提供に努めるとともに、生涯学習施設の有効な利活用を図ります。

4．芸術文化の振興と文化財の保存・活用

地域に根ざした多様な芸術文化活動の活性化を図るため、芸術文化事業の拡充や芸術文化団体等の育成支援に努めます。また、文化財保護の意識を高め、文化財の調査研究と保存・継承に努めるとともに、出来るだけ展示・公開を行い市民の理解を深め、さらに市史編纂事業の推進に努めます。

5．青少年の健全育成活動の充実

青少年の非行や問題行動を防止し、健全な育成を促進するため、各種団体や機関の活動の充実や社会環境の浄化活動の推進を図ります。また、家庭や地域の教育力を高めながら、体験活動やボランティア参加などを通して、心豊かでたくましい青少年を育成する環境づくりに努めます。

6．男女共同参画社会づくりの推進

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性

と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会構築へ向けて、各種啓発行事の開催、情報の提供により意識の高揚を図ります。また、政策形成などの際に、可能な限り女性の意見を反映させることが出来るように努めます。

7．ボランティアやNPO活動の拡充

市民が社会の一員として地域活動に積極的に参加し、生きがいを感じることが出来る環境づくりを図るため、生涯学習ボランティア、NPO活動の情報や機会の提供に努めます。また、生涯学習ボランティアの登録を推進し、その効果的な活用を図るため、コーディネート機能の充実とネットワーク形成に努めます。

8．地域間交流の推進

観光をはじめとした産業や地域の振興に結びつけるため、姉妹都市との多方面にわたる交流を積極的に推進します。また、高速交通ネットワークを連携軸として、今後とも沿線地域の多様な資源を活用した交流・連携を進め、それぞれの特色を活かすとともに、相互に補完し合いながら一体となった振興を目指します。

9．図書館機能の充実

生涯学習推進による市民の知識欲、読書ニーズに応えるため、図書館機能の充実を図ることが重要です。特に、貴重な郷土資料の収集・保存に努めることや、視覚障がい者の知識欲を満たすための点字図書の実施に努めるなど特色のある図書館作りを目指します。また、学校や他の図書館等との相互協力により、生涯学習の重要な機関としての役割を担う図書館づくりに努めます。

10．スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が気軽にスポーツ活動に参加でき、生涯にわたり、健康で豊かな生活が送れるスポーツ環境づくりを目指して、生涯スポーツ・レクリエーション振興体制の確立を図ります。また、スポーツを通してまちづくりの活性化を図るため、市民総参加による各種大会の開催機会の充実、競技スポーツの振興、指導者の育成、各種スポーツ施設の利活用に努めます。

第5節 地域特性を活かし元気ある産業づくり

1．農業の振興

水田を中心とした土地利用型農業経営構造の再編を図るため、「特定農業団体」や「特定農業法人」等の設立・育成の支援に努め、現時点での国の推進策である集落営農を推進します。また、水稲や日本なしを中心に低農薬などによるエコファーマーや有機性資源物を循環する環境にやさしい農業を推進し、消費者が求めている安全で安心な農産物の産地化を図り、地産地消とともに姉妹都市や首都圏での販路拡大を推進します。

2．森林の保全

森林整備にあたっては、森林の有する多面的機能の活用を図る観点から、重視すべき機能に応じて森林を「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図るとともに、効率的な森林施業を実施します。また、森林のもつ環境保全作用を市民や子供たちに実体験させる植林事業を県との連携の下、NPO 団体に委託して推進します。

3．水産業の振興

効率的・安定的な魚介類の水揚げを図るため、稚魚・稚貝の計画的放流を進める「つくり育てる資源管理型漁業」の定着を支援します。さらに、循環の理念に基づく源流から海までの環境保全意識の高揚を図り、潤いのある水産業を推進します。また、カレイ、カニ、ホッキ貝など多様な近海魚を、本市を訪れる観光客に提供・アピールすることにより、相馬ブランドの確立に努めます。

4．工業基盤の整備

相馬中核工業団地等への企業誘致および工場立地を促進させるため、市が先頭に立って活動を行っていきます。さらに高速道路や重要港湾相馬港をはじめとするインフラの整備を促進し、企業が進出しやすい環境整備に努めます。また、情報通信基盤等の産業基盤や住環境の整備に努め流入人口に対する配慮をしていきます。中小企業の

事業展開を多方面から支援し、中小企業の経営の安定・強化を図り、活力ある地域社会の形成に努めます。

5．商業の振興

中心市街地の活性化を目指す自主的な取り組みを積極的に支援し、活力ある商店街の形成に努めます。意欲のある起業者を支援・育成するための場として、振興ビル内のチャレンジショップを提供することによって、起業活動の促進と空き店舗対策に努めます。

6．観光産業の振興

本市の観光は、幅広い分野にわたる複合的な産業です。観光を基幹産業の一部と位置づけ、必要に応じ観光拠点の整備と新たな観光資源の掘り起こし、地場産品を活用した高付加価値商品の開発・ブランド化を進めるとともに、インターネット等による情報発信を図ります。さらに、広域的な観光ルートを整備し、新たな交流人口の拡大を図ることによって、事業者がビジネスとして収益性を向上させることができるよう支援します。

7．雇用・労働環境の充実

企業誘致により就労の場の確保に努めます。また、勤労者がはつらつと働けるよう、就労環境の向上を促進するとともに、未組織労働者に対しては勤労者互助会事業を通して福利厚生の実施を図ります。

第6節 インフラストラクチャーの整備を地道に進めること

1．暮らしやすいまちづくり

高速道路と、これに連結した市内幹線道路ネットワークを整備することは、高次医療機関とのネットワークの形成や災害時における避難・救援活動のための幹線道路の確保するため、さらには企業立地による雇用機会の拡大や重要港湾相馬港の利活用と沿線都市との連携・交流の促進を図ることなど、市民生活の安心づくりや地域振興を

図る上での極めて重要な地域戦略です。このため本市では、国・県の制度を最大限に活用し、計画的な整備に鋭意努めます。また、生活道路については、行財政改革の成果を踏まえつつ、財政状況に応じた整備に努めます。

2．潤いのあるまちづくり

企業立地などにともなう、新たな土地需要や多様な土地利用の形態に適切に対応し、市民が緑の中で潤いのある生活を維持していけるよう、用途の見直し等を実施し、豊かな自然と調和のとれた土地利用を推進します。また、これまで整備を進めてきた下水道への接続率の向上と合併処理浄化槽の整備促進を図ります。さらに、市民生活の憩いの場としての都市公園については、市民と一体となった維持・管理に努めます。

3．安全な水の供給

安全でおいしい水を安定して供給するため、良質な原水の確保及び水源周辺の環境保全に努めるとともに、水質管理の徹底を推進します。また、ライフラインとしての機能強化のための施設の充実を図ります。さらに、相馬市、南相馬市（鹿島区）、新地町で構成する相馬地方水道企業団の一員として積極的な経営改善を図り、安価な上水の供給に努めます。

4．情報通信基盤の整備

本市の市街地及び東部地区では、民間通信事業者による優先的な高速通信網（光ファイバー）が整備されており、ブロードバンドサービスが提供されております。他地区についても、国の掲げる「2010年ユビキタス」社会の実現に向け、市内全域で高速通信網が利用できるよう、さらに高速通信基盤整備の促進に努めていきます。また、市民一人ひとりが、この高度情報ネットワークを通じて提供される各種サービスを気軽に享受できるよう、情報教育を推進し、ITリテラシーの向上に努めます。

第4章 本市の土地利用方針

本市のまちづくりにおいて、土地は、現在及び将来にわたって限られた資源であるとともに、市民生活や経済活動の共通の基盤となるものであり、土地利用の方針を定めることは、市の発展や市民生活と密接に結びついています。

したがって、その利活用にあたっては、公共の福祉を優先させ、本市のもつ山、川、海の豊かで美しい自然環境の保全と共生に配慮しながら、合理的かつ計画的に行う必要があります。

これまでは、土地利用関連計画（国土利用計画、農業振興地域整備計画等）に基づいた計画的な土地利用を行ってきましたが、社会経済情勢の変化や人口の減少等に伴い、中心市街地の空洞化や低・未利用地の増加、農業生産環境の悪化をはじめとする様々な課題が発生してきていることから、広域的・長期的な視点に立ち、計画的かつ調和のとれた土地利用の推進が必要です。

このため本市では、豊かな自然と住民生活、そして産業活動が調和した良好な地域環境の整備を図り、めざす将来像を実現するために、次の7つの土地利用の基本方針と3つの具体的な推進策に基づいた土地利用を図ります。

土地利用の基本方針

山・川・海の豊かな自然を大切にし、水と緑に親しむ空間を確保します。

相馬の歴史と文化が香る貴重な歴史資源・景観を大切にします。

豊かな自然と共生する定住基盤の整備・確保を図ります。

潤いのある住環境・生活空間を確保します。

農林水産業、工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。

県東北部の中核都市にふさわしいにぎわいのある中心市街地の形成を図ります。

市の根幹をなす幹線道路のネットワーク化を確立します。

1．個性を活かし、環境を守る土地利用の推進

本市は、平野部を中心とした市街地で形成する中村地区、松川浦周辺に開けた東部地区、市街地周辺地域や山間部に点在する、いわゆる旧7ヶ村地区など、様々な空間から構成されており、この魅力ある空間構造を支える山・川・海などの自然環境を、本市の大切な資源として将来に引き継いでいくことが現代を生きる私たちの使命です。

また、それぞれの地域には、自然や歴史とともに伝えられてきた祭りや風習などの豊かな伝統文化が数多く息づき、自然と調和した豊かな表情を創りあげてきました。

このような個性的な空間特性を損なわず、市民が自然を憩いの場として活用できるよう適切な管理による自然環境の保全に努めるなど、自然環境との共存を大切にした土地利用を推進します。

2．産業と生活を支える土地利用の推進

本市の豊かな自然環境は、地域の産業を支える生活基盤や資源としても重要な要素であり、本市には第1次産業を基幹産業とする地域が依然として多いことから、第1次産業の持つ機能の維持増進を図ることを前提として、環境的側面と産業的側面の調和を図りながら、産業を支える土地利用を推進します。

また、市民の快適な生活環境を確保するため、地域の実情に応じた利便性・快適性の高い生活空間の提供を目指した土地利用を推進します。

3．総合的な土地利用の推進

本市の将来像を実現するためには、本市を取りまく様々な社会環境を含めた広域的な視点に立ち、それぞれの地域特性に応じた計画的な土地利用を推進することが重要です。

また、既に集積された都市機能や第1次産業の生産機能などについては、それぞれの機能強化を図りながら、今後の整備を適切に進めることにより、将来を展望した総合的な土地利用を推進します。

第5章 主要指標の見通し

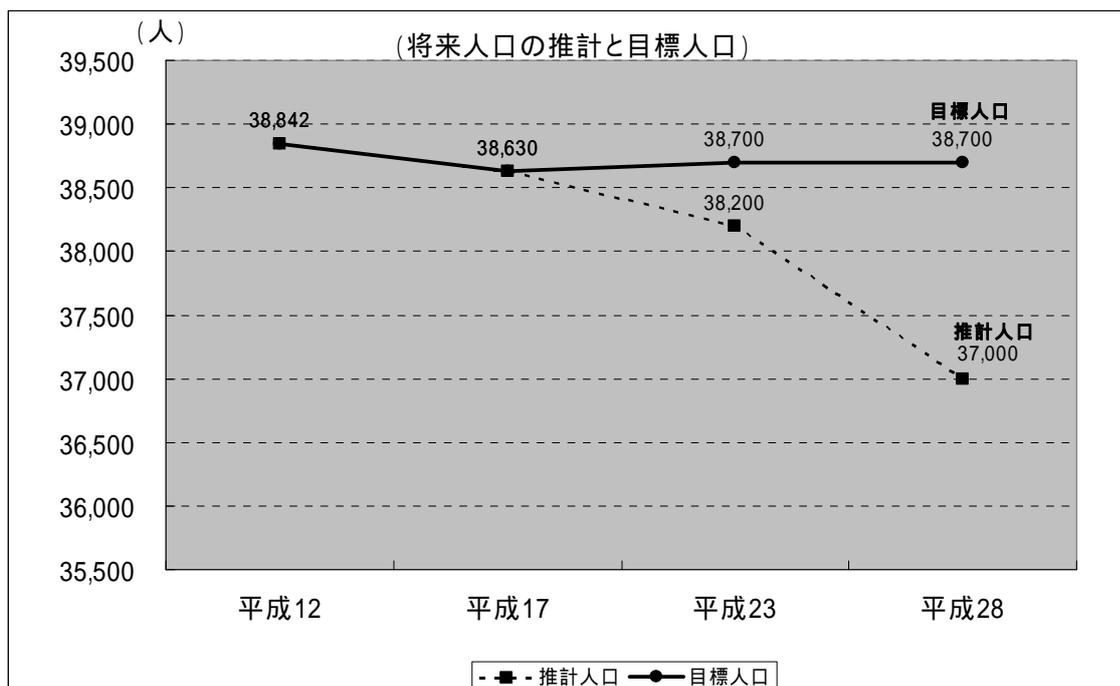
1. 総人口

本市の将来人口については、平成12年の国勢調査人口に基づき、コーホート法により、概ね10年間の推計を行った結果、本計画の計画期間における将来人口を、平成23年に38,200人、そして、平成28年に37,000人と推計いたしました。

ここ数年の進出企業の業務移転にともなう転入人口により、人口の急激な減少を暫時緩和することができるものの、その後、これまでの傾向をそのまま維持すれば、総人口は目標年度である平成28年には約37,000人となり、平成17年の水準を下回るものと見込まれます。(推計人口)

しかし一方で、都市のもつ活力や機能を維持するためには、減少傾向に歯止めをかけるとともに、一定の人口の拡大を目指して努力していくことが重要であることから、期待される人口(目標人口)を38,700人と設定し、本市のもつ特性や潜在能力を十分に発揮するとともに、企業誘致の促進、観光産業の振興、住環境の整備などをはじめとする様々な施策を展開することにより、この目標人口に少しでも近づき、さらには超えることができるように努力していきます。

図表2-3 将来人口の推計と目標人口



2．年齢区分別人口

年齢区分別（3階層別）人口をみると、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は、ここ数年の企業進出等により増加傾向に転じますが、以後生産年齢人口については再び減少傾向で推移し、平成28年にはそれぞれ6,110人（15.8%）、22,600人（58.4%）となります。

一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移し続け、平成28年には9,990人（25.8%）となり、4人に1人が高齢者となるものと予測されます。

3．世帯数

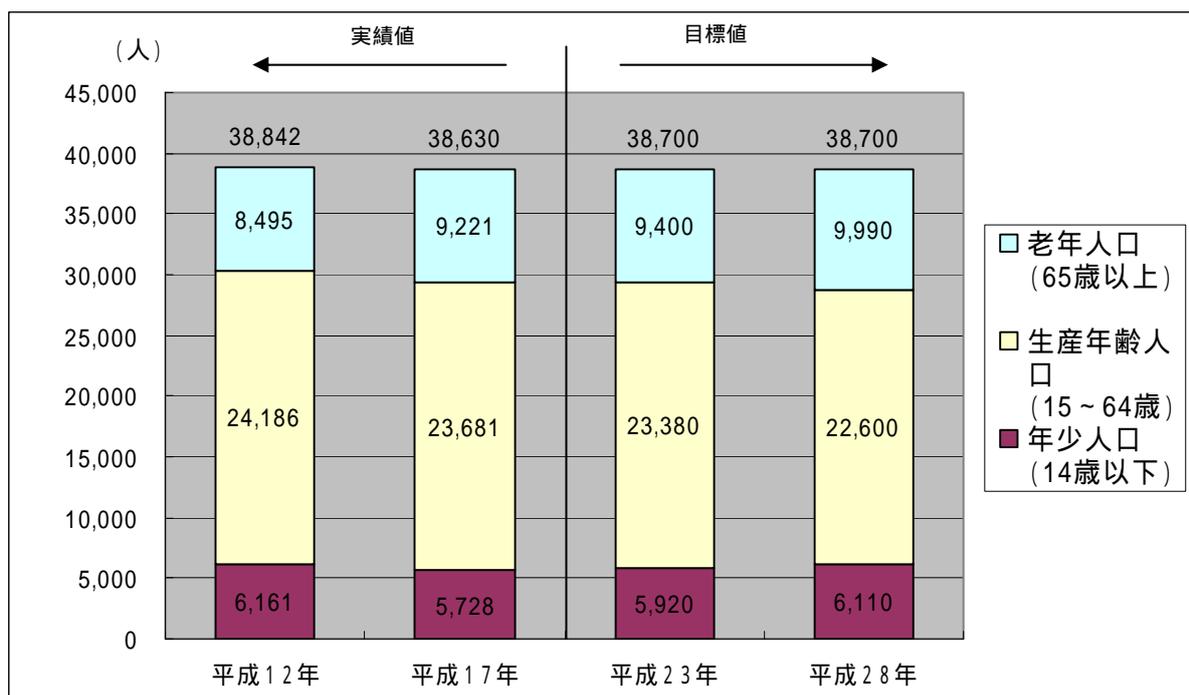
本市の世帯数については、年々増加しており、平成12年から平成17年までの5年間で573世帯の増加となっておりますが、一方で1世帯当たりの人数は減少し続けており、核家族化の進行がうかがわれます。

1世帯当たりの人数については、平成12年から平成17年までの国勢調査結果に基づき推計した結果、平成23年には2.96人、平成28年には2.80人と予測され、これを総人口の予測結果から（総人口の予測結果 / 1世帯当たり人数）求めた世帯数は、平成23年13,100世帯、平成28年13,800世帯と予測されます。

図表 2 - 4 将来人口、世帯数等の実績値と目標値

(単位：人、%)

項目	年	実績値		目標値	
		平成 12 年	平成 17 年	平成 23 年	平成 28 年
総人口		38,842	38,630	38,700	38,700
年少人口 (14 歳以下)		6,161 (15.8%)	5,728 (14.8%)	5,920 (15.3%)	6,110 (15.8%)
生産年齢人口 (15 ~ 64 歳)		24,186 (62.3%)	23,681 (61.3%)	23,380 (60.4%)	22,600 (58.4%)
老年人口 (65 歳以上)		8,495 (21.9%)	9,221 (23.9%)	9,400 (24.3%)	9,990 (25.8%)
世帯数		12,021	12,594	13,100	13,800
一世帯当り人数		3.23	3.07	2.96	2.80

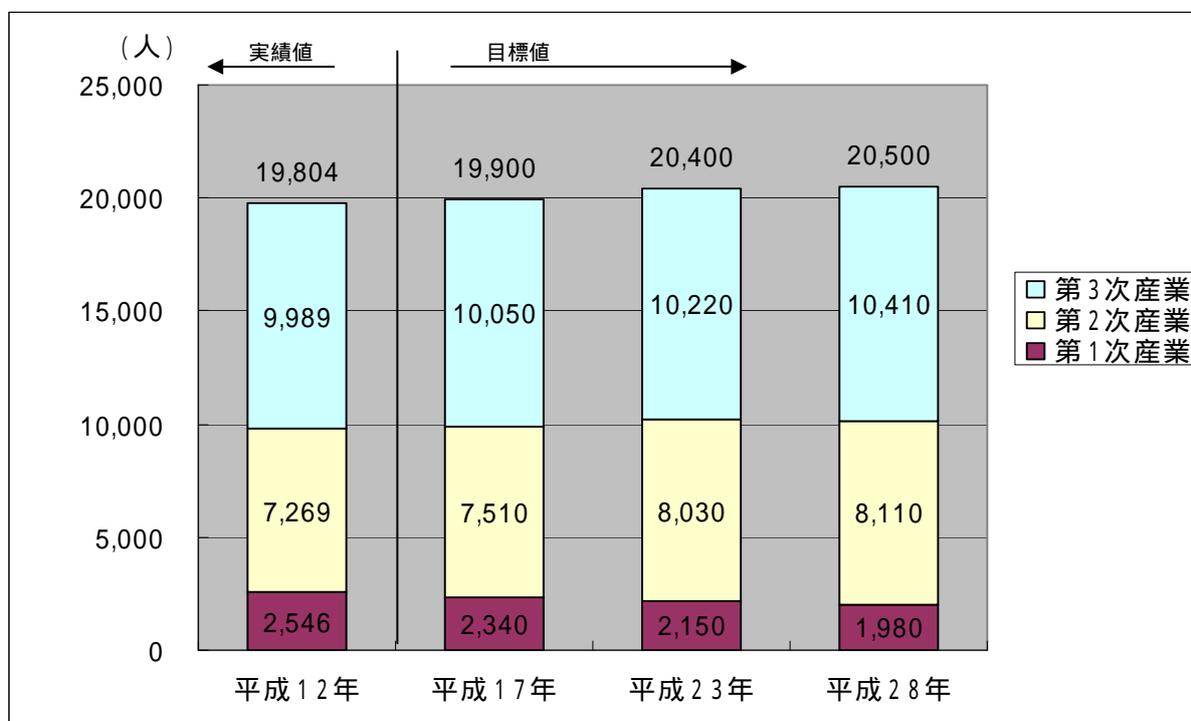


4 . 産業別就業人口

本市における就業者数は、女性の社会進出や高齢者の再就職の促進などを通じて就業率の増加が予想され、平成23年には20,400人、平成28年にも20,500人になるものと予測されます。

産業別に見ると、第1次産業の減少が予想されるとともに、企業立地にともなう定住人口の増加により、第2次、第3次産業の割合は高まっていき、平成28年には第1次産業が約10%、第2次産業が約40%、第3次産業が約50%になるものと予測されます。

図表2 - 5 産業別就業人口の実績値と目標値



第3編 基本計画

- 第1章 市民参加による健全な基礎自治体をめざすこと**
- 第2章 環境を守り安全に暮らせるふるさとづくり**
- 第3章 健やかで安心して暮らせる地域づくり**
- 第4章 地域の文化を守り心豊かに生きるひとづくり**
- 第5章 地域特性を活かし元気ある産業づくり**
- 第6章 インフラストラクチャーの整備を地道に進めること**

第3編 基本計画

第1章 市民参加による健全な基礎自治体をめざすこと

第1節 情報公開と市民参加による相馬市づくり

1. 基本方針

財政状況をはじめとする市が直面する課題や、インフラの整備計画、企業誘致の状況など、本市の現在及び将来に関するあらゆる情報を、多様な媒体を通して市民に情報開示し、市民の理解と市政への参加を促します。さらに市民からの政策提言の機会を増やし、行政評価などにも出来るだけ多くの市民の参加を実現します。そして安全安心なまちづくりや環境問題については、自主防災組織の活動や地域の自治組織を通して市民一人ひとりの意識の向上を図ってまいります。また、ボランティア団体やNPOと連携して「市民と協働」による地域づくりを実現するための施策を推進します。

2. 現状と課題

市民参加を推進するためには、積極的な情報公開と行政の説明責任の遂行により、行財政における透明性の向上を図り、市民の理解を得ることが必要です。

また、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、市民が積極的に行政に参加できる環境づくりが重要ですので、NPOをはじめとするボランティア団体等の育成・支援に努める必要があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 市政情報の提供と市民参加機会の充実

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、あわせて説明責任を果たすための必要な情報を分かりやすく、また、出来るだけ迅速に「広報そうま」やホームページなどを通じて広く市民に提供します。また、公募委員制度等を活用し、若い世代の人材を積極的に登用するなど、まちづくりへの市民の参画機会の拡充に努めます。

主な施策

情報公開の推進	公募委員制度の活用
広報紙「広報そうま」の発行	行政評価の推進
市民にわかりやすいホームページづくり	行政区加入率の向上
まちづくり出前講座の充実	

(2) 参画と協働を推進する仕組みづくり

まちづくりには、市民・市民活動団体・事業者・行政がお互いの権利と義務を理解し合い、協働により進めていくことが必要です。そのため、市民がまちづくりに参加しやすい組織や体制の整備を進めるとともに、公共の分野の新たな担い手としてNPOや市民活動団体を積極的に支援・育成し、指定管理者制度を積極的に活用して連携を深めます。

主な施策

地区集会所建設費の助成	市民活動団体の育成・支援
NPO・市民活動団体への業務の委託	道路愛護会への支援
指定管理者制度の活用推進	

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
行政区加入率の向上	83.4%	85.0%	87.0%

【説明】

市民と協働による地域づくりを推進するためには、行財政関係情報を市民と共有することにより、参画と協働の意識を高め、さらにはコミュニティの活性化を図ることが必要です。このため本市では、行政区加入率の向上に努めます。

第 2 節 健全な財政運営

1 . 基本方針

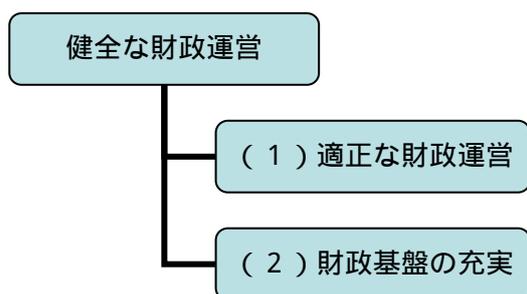
行財政改革をさらに推進して行政経費の削減や自主財源の確保に努めるとともに、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限られた財源の中で効果的・効率的な予算配分を行いながら、歳入に見合った収支均衡型の健全な財政運営に努め、長期的な財政基盤の安定を図ります。また、市の財政状況を分かりやすく市民に開示し、将来ともに健全な地域づくりには、安定した財政運営が必須条件であるとの認識を市民と共有していきます。

2 . 現状と課題

市税は、平成 9 年度までは増加傾向にありましたが、その後政府による景気対策のための減税政策や市内外を取り巻く経済状況の悪化により大きく落ち込み、平成 9 年度と平成 16 年度を比較しますと単年度あたり 4 億円以上も減少しております。また、三位一体改革の影響により普通交付税も大きく減少し、平成 9 年度から平成 16 年度までにこちらも 4 億円超の減額がなされました。今後、誘致企業の操業開始や工場の規模拡大による経済効果などにより、若干の市税の増加が見込まれるものの、普通交付税の今後の推移については全く楽観を許せない状況にあるなど、税収面では極めて厳しい見通しです。

このため市は、平成 14 年度から行財政改革を強力に推進させることにより、人件費、物件費等の歳出を抑制するとともに、各種事業の内容や積算根拠を再検証して事業費を見直すなど、予算編成時には歳入に見合った規模とするように努めてきました。しかしながら今後の財政状況の見通しとしては、現在のレベルでの行財政改革だけで安定経営ができるという楽観的な状況にはありません。市財政を圧迫している起債の返済、積み立て実績のない職員の退職金、増加する一方の扶助費等の義務的経費に係る財源を、どのようにして確保するかがさらに大きな課題となってまいります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 適正な財政運営

将来にわたり安定した財政運営を行うため、歳入を意識した長期にわたる歳出計画が必要です。起債などの場合も返済計画を適切に市民に情報開示し、特に公共事業には将来の借金返済の痛みを伴うことを自覚しながら、中長期財政計画をしっかりと策定することが必要です。また、財源の配分に際しては、事業の緊急性・必要性を優先項目としながら常にコストダウンに努め、計画的な事業展開を行います。さらに、相馬市の財政状況について、市の家計簿等を配布することにより解り易い形で、積極的に市民に周知していきます。

主な施策

中長期財政計画の公表(むこう20年の財政シミュレーション)

相馬市の家計簿の配布 行政コスト計算書の公表

(2) 財政基盤の充実

自主財源の大きなウェイトを占める市税については、税負担の公平の原則を図るため、課税の客体を的確かつ適正に把握するとともに、市税収納の確保に努めます。また、市の所有する資産の評価や利用状況等の現状把握を行い、利用計画の無い遊休市有地を、売却または積極的に貸付をするなど、新たな歳入の確保に努めます。さらに、人件費、物件費を中心とした経常的経費の抑制に努めます。

主な施策

市税収納特別対策の実施

遊休市有地の積極的な売却・貸付

第3節 自治体経営

1. 基本方針

財政運営においては相馬市を企業に擬え（なぞらえ）、さらには納税者である市民を投資家に見立て、行政サービスという利益の還元により市民の満足度が向上するように最小の経費で最大の効果をめざす努力が必要です。この自治体経営に失敗することなく、未来の子供たちに私たちの世代が頑張ってきたという確かな証と実績が残せることを目標としていきます。そのためには市職員の能力の向上を図り、人材の育成に努めるとともに、民間の知恵と活力を市政に導入し、行財政改革を不断の努力で断行していかなければなりません。さらに安定経営のために自主財源の確保と税収の増加に努めるとともに、社会的生産基盤の整備に際しては、国県の補助金を可能な限り活用するとともに、起債という行政行為が後世の検証に耐えうるかという視点を常に持ち続けていきます。

2. 現状と課題

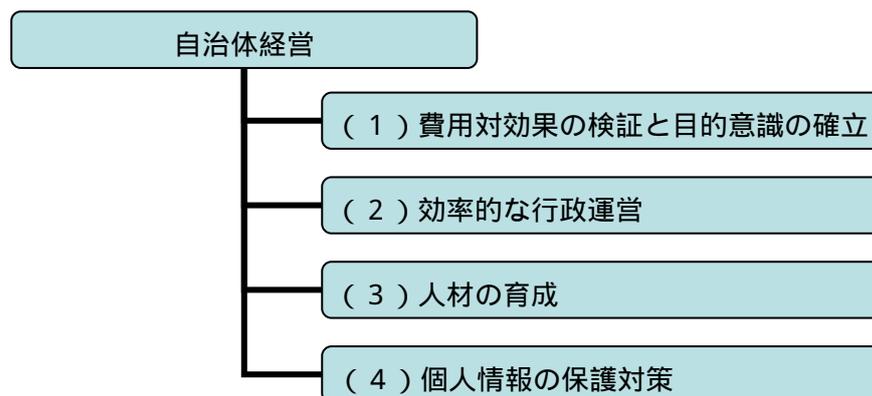
全ての行政行為に目的意識を持ち、その実現に要する費用は市民からの税金で賄われるという原理原則を踏まえて事務事業を執行すること。（費用対効果の追求）

多様な行政ニーズに適切に対応し、市民参加による市民のための市政運営を行うためにも、行政の役割、組織、職員体制、行政サービスの提供方法など、行政の形態全体を必要に応じて逐次見直していく必要があります。

人事管理については、職員数の適正化を図るとともに、効率的な職員配置を図ることが必要です。また社会情勢の変化に、柔軟に対応できる人材を育成するために、職員研修等による政策形成能力の向上を図る必要があります。

行政情報のデジタル化による情報の集積が一層進むことが予想されますので、セキュリティ対策が重要課題となってきます。ウィルス対策、情報の漏えい対策、情報の一元管理等に対する職員の能力向上が必要です。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 費用対効果の検証と目的意識の確立

施策を最小限の費用で効率的に実施するため、あらゆる機会に行政評価による効果の検証を加え、重点事業については進行管理体制を確立し、計画的・体系的な行政運営を推進します。また、ISO9001の取得や行政評価制度の活用による行政の質的向上を推進します。

主な施策

長期総合計画の進行管理体制の確立

重点事業計画の策定

ISO9001の認証取得

行政評価の推進

(2) 効率的な行政運営

多様な行政ニーズに的確に対応するため、部局横断的な調整機能の強化を図るとともに、弾力的な組織機構の見直しにより、適正な定員管理を図り小さな政府を目指します。また、効率的な行政運営と市民サービスの向上のため、事務事業の見直し・改善を進めるとともに、民間活力の導入について積極的な推進を図ります。

主な施策

行財政改革大綱に基づく進行管理 事務事業の効率化推進
民間事業者との人材交流

(3) 人材の育成

地方分権の流れの中で、時代の潮流や市民ニーズの変化を先取りし、個性豊かなまちづくりを推進するとともに、市職員の能力評価を的確に行い、人事に反映させます。また、職員の政策形成能力や資質の向上に努めます。

主な施策

職員研修の充実 人事評価の的確な実施 民間事業者との人材交流

(4) 個人情報の保護対策

個人情報の保護の観点からは、ウィルス対策及び情報の漏えい対策が必要であり、その解決手段として、情報の一元管理等が必要となりますので、職員の IT 能力向上を図った上で適切に対応してまいります。効果的な整備を図ります。また、職員に対する情報教育を実施し、個人情報の保護を徹底するよう努めていきます。

主な施策

ウィルス対策及び情報の漏えい対策の適切な実施
職員に対する情報セキュリティ教育の実施

第2章 環境を守り安全に暮らせるふるさとづくり

第1節 環境保全体制の整備

1. 基本方針

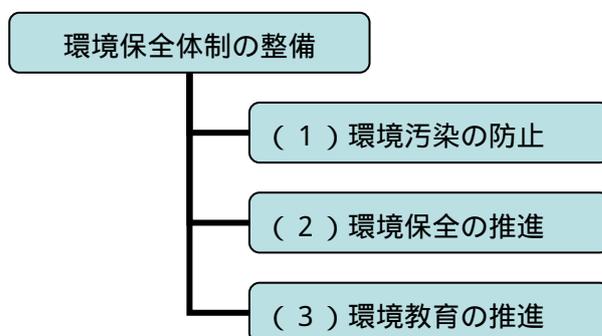
本市の恵み豊かな環境とかけがえのない美しい自然を計画的に保全するため、総合的な施策の展開を行います。この目的遂行のためには環境保護に対する意識を全市民と共有し、将来世代に対する責任であるとの認識の下、積極的な活動を展開していきます。

2. 現状と課題

本市は、松川浦県立自然公園をはじめとする、山、川、海などの恵み豊かな自然環境に恵まれており、現代を生きる我々相馬市民は、これを次世代に引き継いでいく責任があります。

現在の生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造のうえに成り立ってきましたが、地球温暖化や環境汚染の問題は、いまや地球規模での取り組みを求められています。我々相馬市民も地球の一員であるとの認識を持って、故郷の環境保全に取り組む必要があります。また、幼少時代からの環境教育も大切です。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 環境汚染の防止

本市の良好な自然環境を保全するために、県をはじめとする関係機関との連携のもと、大気汚染、水質汚濁等の状況を監視し、発生源に対しては県と連携のうえ指導を強化するとともに、騒音・振動についても規制を行います。

主な施策

環境基準での監視 宇多川上流域の水道水源の保護

(2) 環境保全の推進

人間と自然との共生を図り、本市の恵み豊かな美しい環境を次の世代に継承するように努めます。

主な施策

相馬市環境基本計画の策定と進行管理 地球温暖化防止対策の推進

(3) 環境教育の推進

環境問題に関する情報の提供を適切に行い、継続的な環境保全の意識啓発を図ります。こどもエコクラブなどの環境活動クラブや生涯学習等の場を通して、環境に関する学習機会の充実に努めます。

主な施策

環境保全意識の啓発 環境教育の推進

第2節 市民総参加による廃棄物処理・リサイクル体制の推進

1．基本方針

ごみの減量と再資源化に積極的に取り組みます。分別排出を徹底させれば、リサイクルによるごみの資源化が可能になり、環境負荷が低減するという効果を市民と共有していきます。また、市民生活において、ごみの発生そのものを抑制する工夫が、ごみ処理コストを削減し、さらに二酸化炭素排出による地球温暖化防止に大きく貢献するなどの知識の普及に努め、ごみの減量化に全市を挙げて取り組みます。

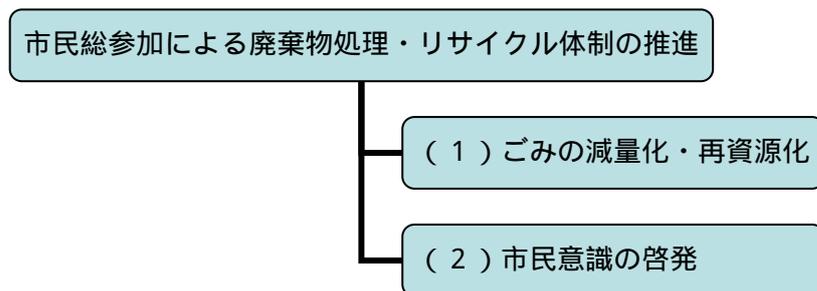
2．現況と課題

生活様式の変化は、ごみの排出量の急激な増加と多様化をもたらしており、本市においても、可燃ごみを中心に廃棄物処理に要する経費は年ごとに増加しています。そのため、ごみの発生量・排出量を市民生活のレベルで極力抑制するとともに、ごみの分別の徹底による再資源化・ごみの減量化を推進する必要があります。また、現段階において老朽化しているごみ焼却場の耐用年数が限界に近い状況を踏まえ、新設も含めた対応策を検討しなければなりません。

さらに、行政・市民・事業者が一体となって循環型社会を構築するため、ごみの減量化を図る4R運動（ごみの発生拒否、発生抑制、再利用、リサイクル）の推進活動を、行政区さらには町内会単位で展開し、市民生活の中から状況の改善を図っていかねばなりません。また、市民によるリサイクル活動への参加を進め、資源物の再生と再資源の積極的な活用を促進する必要があります。

また、近年、廃棄物の不法投棄による環境破壊が発生しているため、関係機関との連携による監視体制の強化を図る必要があります。

3 . 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) ごみの減量化・再資源化

各家庭や事業所からのごみの減量化・再資源化を図るため、分別収集による資源物回収を推進します。また、市民へのごみ処理にかかるコスト意識の啓発を行うとともに、家庭系ごみ処理費用の適正負担について検討します。

主な施策

ごみ減量の推進 分別収集(リサイクル)の推進
生ごみ処理機等設置の奨励

(2) 市民意識の啓発

市民一人ひとりの再資源化意識や環境美化意識の啓発を図るため4 R 運動を推進し、有効と思われる各種事業を実施した上で、ごみ減量活動の支援を行ないます。また、ごみの投げ捨てや放置、不法投棄の防止に取り組み、生活環境の保全を図ります。

主な施策

ごみ減量活動推進員の細かな配置 4 R 運動の推進
環境教育の推進 市民総参加による空き缶拾いの実施
不法投棄監視の強化

5 . 設定すべき目標

項 目	現況数値(H16)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
リサイクル率	12.3%	17%	20%
1人1日当たりのごみ排出量	1,113g	1,002g	890g

【説明】

再生資源として利用可能な廃棄物を分別し処理することで、リサイクルを推進し1人1日当たりのごみ排出量の減量を進めます。

第3節 消防・救急・救助体制の充実強化

1. 基本方針

火災、救急、救助等の緊急出動の頻度は、高齢社会の進展などにより年々増加の傾向を示しています。火災の未然防止、災害時の人命の安全確保、急病時の救命率の向上など、市民生活の安全、安心のための消防・救急・救助業務の役割は年を追うごとにより重要度が増してきていることから、その体制の充実強化を計画的に推進します。

2. 現状と課題

近年における居住環境の変化や建築資材の多様化などにより、火災や災害への対応が複雑化してきております。また、少子高齢化の進展、疾病構造の変化により救急・救助業務は、年々増加の傾向を示しております。

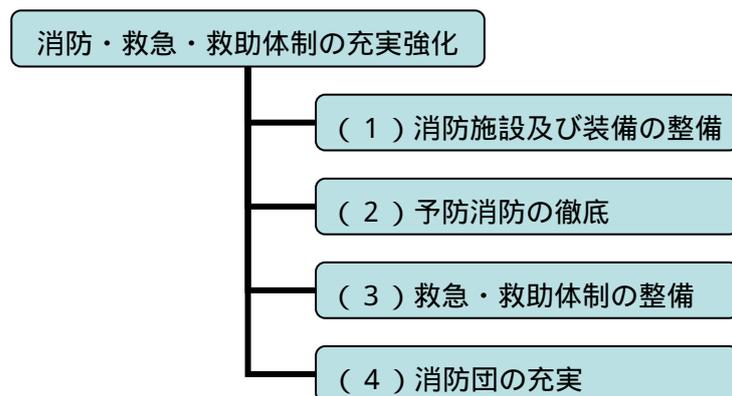
常備消防については、消防庁舎の老朽化・狭隘化などの対応として庁舎の移転新築が課題となっております。

救急救命士の救急業務行為の拡大とともに、救急救命活動の高度化が求められております。

消防団については、11分団、定員554名で構成されていますが、定数及び昼間時の団員確保が困難となっており、装備の充実、団員の処遇改善等を推進し、魅力ある組織づくりが求められています。

市内には、女性消防隊そして各幼稚園、小中学校には幼少年消防クラブが結成されています。また、多くの事業所に自衛消防隊が組織され防火意識の高揚が図られています。これらの活動を推進します。

3 . 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 消防施設及び装備の整備

消防庁舎の新築については、高速交通ネットワークや近年の居住環境の変化へ対応しつつ、防災拠点としての機能を有する施設を整備します。さらに、市街地における消火栓などの設置や、地域の実情に即した消防施設、各種救助資機材の整備充実を図ります。

主な施策

消防施設の整備	消防装備の充実	新たな消防庁舎の整備
---------	---------	------------

(2) 予防消防の徹底

無火災都市を宣言している本市では、広域相馬消防署と連携し各事業所及び危険物施設などの予防査察を徹底し、防火管理及び消防用設備維持管理並びに従業員の安全教育、消火訓練、避難訓練などの安全指導を推進します。さらに、消防団、女性消防隊、幼少年消防クラブとの連携を図りながら、火災予防思想の啓蒙に努めます。また、住宅火災から大切な生命を守るため住宅用火災警報機の設置を促進します。

主な施策

予防査察の徹底 安全指導の強化

(3) 救急・救助体制の整備

救急医療体制並びに救急出動体制の充実を図ります。また、消防署及び救急救命ボランティア団体との連携による、市民を対象とした幅の広い救命講習会の開催と AED (自動体外式除細動器)の技術習得を普及させ、救命率の向上を目指します。さらに、各種救助事例に対応できる体制整備の推進に努めます。

主な施策

救急・救助体制の強化 救急・救命教育の充実と講習会の開催

(4) 消防団の充実

消防団員の採用及び団員の個人装備の充実により、消防団の強化を推進します。また、郷土の防人としての自信と誇りをもった消防団活動ができるよう消防団員の教育訓練を推進します。

主な施策

消防団の充実

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H18)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
普通救命講習受講者数の市民に占める割合	22%	27%	32%

【説明】

救急現場に居合わせた市民が応急・救命手当を適切に実施できるよう、応急・救命手当に係る知識と技術の普及を図り、防災意識の高揚と救命率の向上に努めます。

第4節 災害に強い安全で安心な地域づくり

1. 基本方針

予想が困難で、瞬時に被害が発生する自然災害に対しては事前対策がきわめて重要です。行政も市民も危機管理意識を常に持ちながら安全で安心な地域づくりを目指さなくてはなりません。このため、綿密な地域防災計画を策定し、市民と共有し、災害に強いまちづくりと人づくりを計画的に推進します。

2. 現状と課題

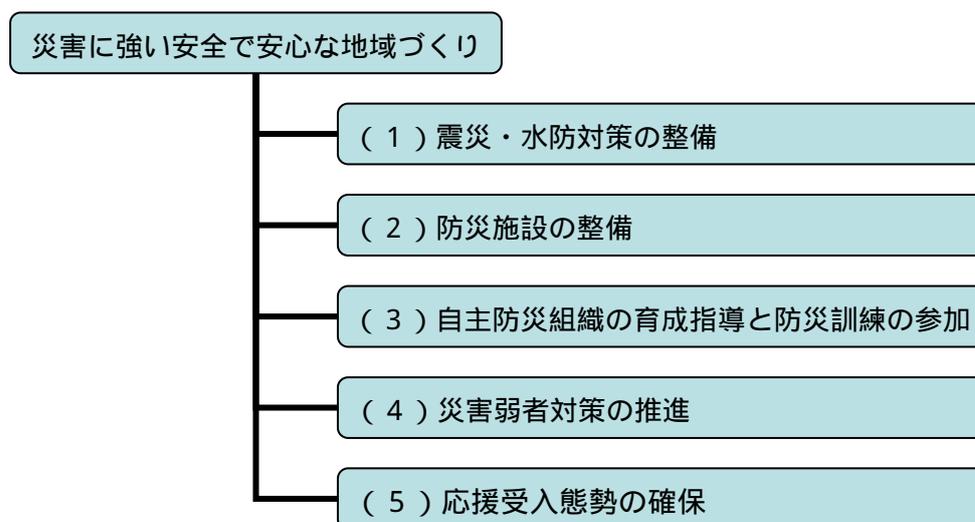
政府の地震調査研究推進本部の発表によると「宮城県沖地震」の発生が高い確率で予想されております。本市においてもその際の甚大な被害はもちろんのこと、福島県沖を震源地とする地震や津波に伴う被害も懸念されているので、日常生活の中で万全の予防対策を怠らず、また、ひとたび災害発生の際に被害を最小限に抑えるための危機管理対策を講じることが必要です。

以上の状況の中で、本市では、相馬市地域防災計画に対する検討・見直しを随時実施します。また、「災害に強い安全な都市づくり」を目標に、防災関連施設の整備や応急対策活動の強化を図るとともに、市民参加型の総合防災訓練を実施するなど、防災意識の高揚と防災体制の整備拡充に努めています。

少子高齢化社会により、独居老人世帯や寝たきり高齢者などの災害弱者の増加が見込まれることから、災害時における避難誘導の対応などの災害弱者に対する防災対策が課題です。

さらに、大規模災害発生時においては、広域的なボランティア活動の支援をいただくことになるので、その受け入れ態勢についても検討しておく必要があります。

3 . 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 震災・水防対策の整備

防災訓練及び図上訓練を適宜実施しながら、地域防災計画の見直しを随時行います。また、津波避難計画の策定や震災・水防対策を推進します。さらに災害時における情報連絡体制の確立を図ります。

主な施策

相馬市地域防災計画の充実

津波避難計画の策定

防災情報サイトの充実

防災訓練及び図上訓練の実施

(2) 防災施設の整備

市内全域を対象とした防災無線設備の充実を図るとともに、耐震型防火水槽や消火栓の計画的な増設と水道管などのライフラインや防災関係建築物の耐震化に努めます。また、市内各所に応急資機材の整備を進めます。

主な施策

消火設備等の計画的な整備 応急資機材整備計画の策定と推進

(3) 自主防災組織の育成指導と防災訓練の参加

防災体制の基本である「自助」及び「共助」の精神を涵養し、自主防災組織の育成とリーダー養成を計画的に推進します。また、各種防災訓練実施を実施し、より多くの市民参加を促します。さらに、家具転倒防止対策の啓発についても推進します。

主な施策

自主防災組織リーダーの研修 家具等転倒対策の啓発

(4) 災害弱者対策の推進

福祉関係及び自主防災組織と緊密な連携を図りながら、災害発生時における災害弱者対策の強化に努めます。

主な施策

災害弱者救助マニュアルの策定

(5) 応援受入態勢の確保

広域的な応援及びボランティアの応援に対して、事前計画を検討し災害発生時におけるスムーズな対応を図ります。

主な施策

広域的応援・ボランティアの受け入れ態勢の整備

第5節 防犯体制の充実

1. 基本方針

地域安全活動の強化を図るために、市民の地域安全思想の普及・高揚を推進し、また、防犯協会、防犯指導隊などの地域ボランティアに対する支援に努めます。さらに本市が誇る相馬市消防団と、警察と行政が地域安全活動の上で連携を深め、防犯体制の強化を図ります。

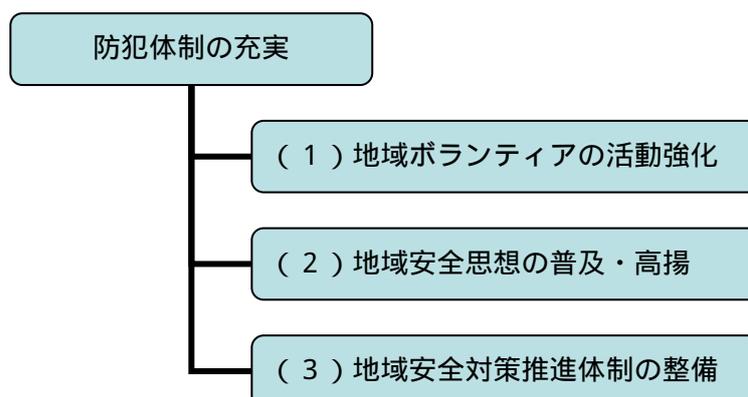
2. 現状と課題

本市の犯罪発生件数、検挙件数、検挙人員はいずれも増加傾向にあり、低年齢化が目立ってきております。罪種別では、窃盗犯、粗暴犯が増加傾向にあります。

窃盗犯は、小中高生による万引き、自転車盗、バイク盗等の初動型非行が大半を占め、粗暴犯でも少年犯罪の増加が心配されます。

少年犯罪の増加の背景として、「保護者の規範意識の低下」、「監視能力の低下」、また、「地域社会の連帯感の希薄化」、などの問題があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 地域ボランティアの活動強化

地域の安全に対する市民の自主的な取り組みを活発にするため、防犯協会の活動や、地域見回り隊を含む防犯指導隊などの地域ボランティアに対する支援を強化します。

主な施策

防犯協会の育成 防犯指導隊の育成

(2) 地域安全思想の普及・高揚

地域安全思想の普及・高揚を図ります。

主な施策

機関紙の発行 広報活動の実施

(3) 地域安全対策推進体制の整備

防犯協会や警察署などの関係機関により構成する組織の育成を図り、長期展望のもとに地域安全対策を推進します。

主な施策

防犯懇談会の開催 関係機関との連携

第6節 交通安全思想の普及徹底

1. 基本方針

市民一人ひとりが人命の尊さを再認識し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、交通事故防止に取り組む体制の充実を図ります。

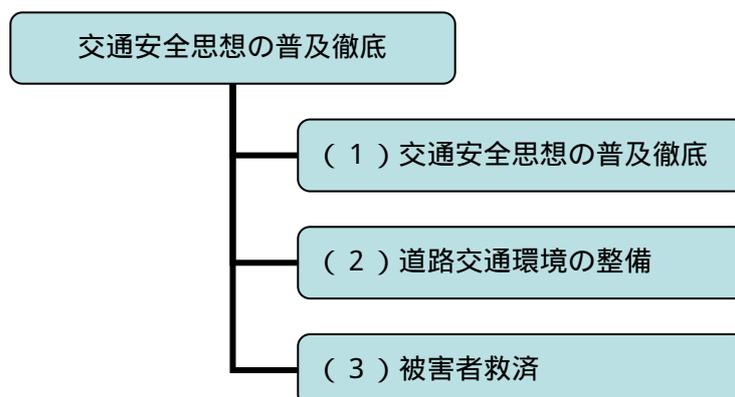
2. 現状と課題

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年に交通安全対策基本法が制定されました。本法案に基づき、7次にわたり相馬市交通安全計画を策定し、関係機関団体の協力のもとに交通安全対策を実施してきました。

交通安全対策は着実な成果を挙げているものの、交通量の増加や高齢化社会により、交通弱者の事故が増えており、市内の事故発生件数や死傷者数は増加傾向にあります。

今後は事故発生件数・死傷者数の減少のために、さらなる交通安全思想の普及徹底と道路交通環境整備が必要です。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 交通安全思想の普及徹底

幼児から高齢者まで、各世代に応じた交通安全教育の実施、特に高齢者については参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。また、各季の交通安全運動を中心とした市民運動の組織的・継続的展開、シートベルト及びチャイルドシート着用徹底のための指導啓発、交通安全の各種キャンペーンを始めとする広報活動の推進などの各種施策を実施し、交通安全思想の普及を図ります。

主な施策

交通安全教育の実施 広報活動の推進

(2) 道路交通環境の整備

歩行者及び自転車利用者の安全確保のため、歩道の整備に努めます。また、交通規制を取り入れたコミュニティ・ゾーンの形成、事故多発地点におけるカーブミラー等の交通安全施設の整備、総合的な駐車対策の実施などの道路交通環境の改善対策を図ります。

主な施策

歩道の整備 交通安全施設の整備 バリアフリー対策の推進

(3) 被害者救済

交通遺児の健やかな育成のための援護策や、交通事故による災害を受けた者の救済のための市民交通災害共済への加入促進に努めます。また、事故に遭われた方を救済するための相談体制の充実を図ってまいります。

主な施策

市民交通災害共済への加入促進 交通遺児の支援
交通事故相談体制の充実

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
交通事故発生件数	227件	160件以下	135件以下

【説明】

交通安全思想の普及徹底を図り、本市の交通事故発生件数（人身事故）の減少に努めます。

第7節 エネルギー対策の推進

1. 基本方針

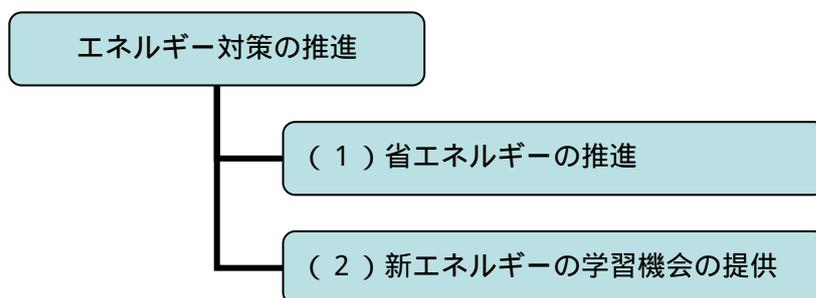
人類のエネルギー消費が地球環境に大きな負荷を与え、その結果として自然災害や生態系の異変の原因となってきた地球規模での悪影響を、知識として率直に受け止め、市民一人ひとりが世界の一員であるとの認識の下、省エネルギーに取り組まなければなりません。そのため学校教育や生涯学習の場で積極的な問題意識の啓蒙に努め、エネルギーの効率的な利用を市民生活の課題としていきます。

2. 現状と課題

化石燃料の大量消費による地球温暖化や、有害物質の放出による大気汚染などの地球規模での問題意識の高まりとともに、環境問題に対する市民の関心も高まっています。

エネルギー消費量の増加に伴い、地球温暖化、大気汚染など地球規模での環境悪化が進んでいます。我々の地域としても、省エネルギーという考え方に合わせて、これまでの大量消費型の生活スタイルを見直すとともに、学校教育や生涯学習の機会を通してエネルギー資源の有効利用の学習を進めていく必要があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 省エネルギーの推進

市民生活や事業活動における省エネルギーに関する意識啓発を進め、環境にやさしい都市づくりのための取り組みを進めます。

主な施策

省エネルギー推進活動(消費生活における省エネルギー意識の啓発)

相馬市役所地球温暖化防止対策の推進

(2) 新エネルギーの学習機会の提供

太陽光や風力などの自然エネルギーや、ごみ焼却熱などのリサイクルエネルギーによる、環境負荷を伴わない新エネルギーについての学習機会を提供し、地球環境問題への理解を深めるよう努めます。

主な施策

学校教育・生涯学習における新エネルギーの学習機会の提供

第3章 健やかで安心して暮らせる地域づくり

第1節 健康づくりの推進

1. 基本方針

近年増加の一途をたどる生活習慣病に対する啓蒙と予防を、保健センターを中心として相馬市医師会や関連団体と連携のうえ、強力的に推進します。また、基本検診の他に人間ドックや各種がん検診も、民間の医療資源と連携することにより充実を図ります。母子保健については少子化時代において出産子育てに出来るだけ不安を持つことがないように推進します。

2. 現状と課題

本市では、保健センターが市民の健康づくりの拠点となっており、健やかで心豊かに生活できる相馬市を目指し、母子保健、成人・老人保健など一貫した保健活動を進めてきています。

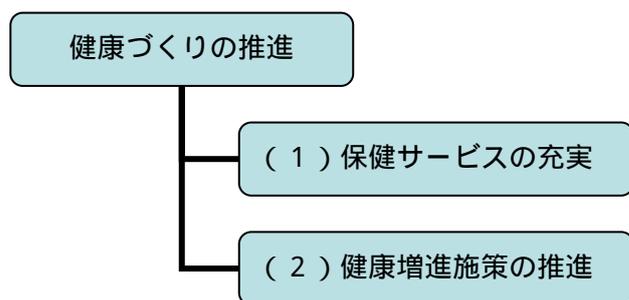
生活習慣病の予防と健康増進のための努力目標を設定した「健康相馬21計画」を策定し、健康寿命の延伸や生活の質の向上に取り組んでいます。

市民の疾病別死亡者数を見ると、急速な高齢化に伴って、疾病構造は著しく変化し、死因全体に占める、がん、心臓病、脳血管疾患の割合は年々増加傾向を示しており、予防対策と疾病の早期発見・早期治療が課題です。

健康診査や各種検診の受診率は、基本健康診査が約50%台、胃がん検診と大腸がん検診が20%台で推移しており、受診率を向上させるとともに、市民の健康づくりに対する意識啓発が必要です。

保健サービス事業の充実に努めるとともに、高齢者の健康づくりと介護予防を推進するために、生活習慣病対策の充実に努めていく必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 保健サービスの充実

生涯を通じた包括的な健康づくりや生活習慣病の予防対策を推進し、疾病の予防と早期発見・早期治療を目的に、健康診査や各種検診の受診機会の拡大と受診率の向上に努め、事後指導の充実を図ります。また、妊娠から出産、育児に関し、心身ともに健全な母子の保健事業を支援します。

主な施策

健康診査の充実

各種検診の充実

検(健)診事後指導の充実

母子保健活動の推進

(2) 健康増進施策の推進

健康づくりや体力づくり活動への積極的な支援をするとともに、健康づくりに関する学習機会の場を設け、誰もが気軽に健康教育や健康相談を受けられる体制を整備します。

主な施策

各種イベント等での普及・啓発

健康教育・健康相談の充実

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
基本健康診査受診率	54.3%	57.5%	60%

【説明】

基本健康診査は、疾病の予防や早期治療に結びつくものですから、受診率を高めて市民の健康づくりと健康寿命を延ばすことを目的としています。

第 2 節 地域医療の充実

1 . 基本方針

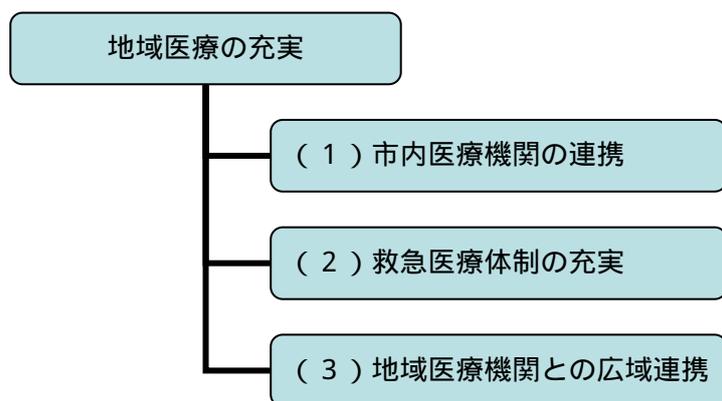
本市の持つ医療資源の効率的、総合的な運用に努めます。予防医学と日常的な健康管理は、市内の診療所によるかかりつけ医の役割を尊重し、入院を要する場合は市内の 2 病院との病診連携を図ります。救急医療の際には一次救急に対してはかかりつけ医が迅速な対応を行ったうえで、二次救急が必要な場合は公立相馬総合病院をはじめとする救急指定病院で診療情報を尊重した適切な医療を受け、出来るだけ市内で完結できるよう対応します。さらに高度な医療を必要とする場合は福島県立医科大学付属病院などの高次救急や高度医療体制との連携のうえ、医学的管理の下に速やかに搬送します。また、慢性期の療養体制については、民間病院の慢性期病床を十分に利活用することや、市内に開設されている訪問看護ステーションによる在宅療養を診療所の医師の往診体制によるバックアップを受けて適切な医学管理の下に進めることにより、疾患や生活状態に的確に対応できるよう努めます。

2 . 現状と課題

本市における医療施設は、平成 1 8 年 4 月 1 日現在で、病院 2 カ所、一般診療所 2 0 カ所、歯科診療所 1 7 カ所となっており、それぞれが市街地に偏在しています。医療施設のなかでも公立相馬総合病院及び立谷病院は、地域の基幹病院として医療サービスの中核的な役割を担っていますが、今後は一次医療と二次医療における地域医療の連携強化が望まれています。

相馬地方広域消防には高規格の救急車や救急救命士が配備され受け入れ病院とともに救急医療体制は確立しておりますが、脳神経外科などの専門分野の患者については公立相馬総合病院に診療科はあるものの常勤でないため、市外の医療機関に移送しているのが現状です。このため広域的な連携により、診療機能の補完・充実に努める必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 市内医療機関の連携

市内の診療所によるかかりつけ医の役割を尊重するとともに、入院を要する場合は、市内の2病院との病診連携を図ります。

主な施策

病診連携の推進

(2) 救急医療体制の充実

医師会をはじめとする関係機関と協議しながら、救急指定病院の医療体制や市内の救急医療体制の充実を図ります。

主な施策

病院群救急輪番医制の維持 平日夜間救急体制の維持

(3) 地域医療機関との広域連携

医療を取り巻く環境は大きく変化しており、個々の医療機関だけによる対応ではなく、広域の医療機関による機能の分担と連携を更に推進します。

主な施策

在宅当番医制の維持 高次救急病院との連携

第3節 子育て環境の整備

1. 基本方針

急速な少子化社会に対応するため、現状を正確に把握するとともに、「子どもたちがのびのびと育ち 安心して子どもを産み育てることができるまち」の実現を図るため、将来に向けて確かな見通しをたて、地域みんなで子育てをサポートするまちづくりを目指します。

2. 現状と課題

本市の出生率は、全国平均を上回っているものの減少傾向にあります。少子化の背景には、非婚化・晩婚化などの個人の価値観の変化や、仕事をしながら育児をする環境整備が進んでいないことなどが考えられます。

少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増加など経済面に大きな影響を与えます。また、過疎化や高齢化の進行により地域社会の活動を支える人材が減少し、大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

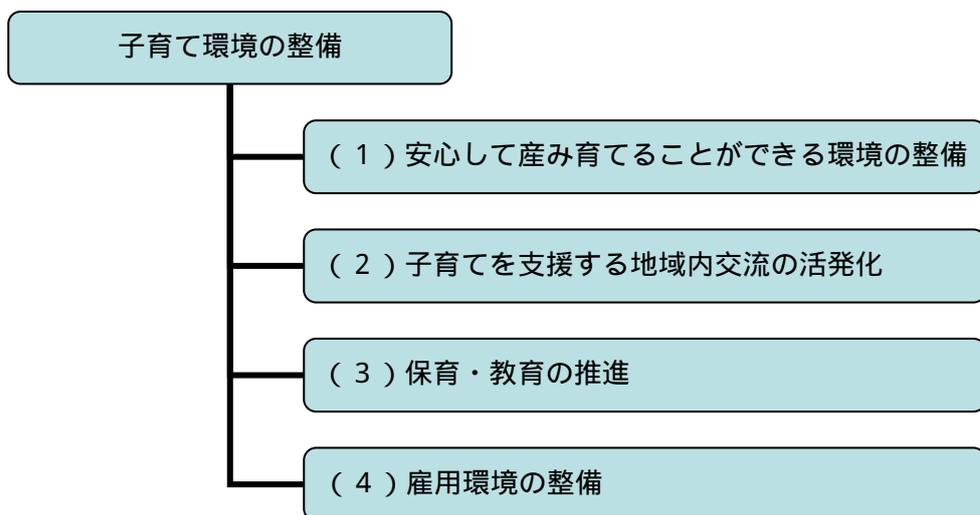
安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに対し事業所・企業などを含め地域社会全体で支援していく必要があります。

本市においては、私立保育所が4ヶ所あり、平成18年4月1日現在の入所児童数は534人となっています。しかし、女性の就労機会の拡充や介護などにより、保育所への入所を希望する保護者が増加している反面、希望する保育所に入所できないケースや待機児童が発生しています。子育てと仕事の両立を支援するとともに、需要に応じて定員増を目標とした保育所の整備を図る必要があります。

放課後児童健全育成事業として、児童館2ヶ所を含め放課後児童クラブ5ヶ所を設置しており、平成18年4月1日現在の登録児童数は175人です。しかし、登録希望者が増加しており、待機児童が発生しています。子どもたちの安全対策などの視点から、各小学校区単位に設置されることが望ましく、受け入れ枠の拡大を図る必要があります。

平成18年4月1日現在のひとり親家庭医療費受給世帯数は、母子家庭320世帯、父子家庭33世帯、父母のいない児童4世帯となっており、増加傾向にあります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 安心して産み育てることができる環境の整備

子育てなどについての相談や指導体制の充実を図ります。

主な施策

相談体制の充実 保育料等の負担軽減化の検討

(2) 子育てを支援する地域内交流の活発化

子育てサークルなどにより、地域全体で子育てを支援することを政策目標とします。そのためボランティア活動やNPO活動を推進し、市民活動体制の充実を図ります。また、地域内の子育て経験豊富な人材を活用することにより、子どもたちの健やかな成長を実現します。

主な施策

子育て支援活動 子育て支援ボランティアの養成
地域健全育成活動

(3) 保育・教育の推進

多様化した生活形態に対応できる、子育て支援サービスの充実を図ります。また、共働き家庭の支援として小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業の拡大と充実を進めます。

主な施策

多様な保育サービスの充実 放課後児童の健全育成
学校教育の充実

(4) 雇用環境の整備

市内事業所や関係機関との連携を図りながら、育児休業の取得や休業後の職場復帰ができるような環境の整備に努めます。

主な施策

働きながら子育てができる環境整備

5 . 設定すべき目標

項 目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
延長保育事業	82人	110人	110人
一時保育事業	0人	26人	26人
休日保育事業	0人	50人	50人
通常保育事業	470人	510人	510人
放課後児童クラブ	202人	238人	238人
地域子育て支援センター	1箇所	2箇所	2箇所
ファミリーサポートセンター	1箇所	2箇所	2箇所

【説明】

急速な少子化社会に対応した、各種子育て支援サービスの充実を図ることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に努めます。

第4節 高齢者福祉の充実

1. 基本方針

急速に進行する高齢社会に対応するため、今後、介護が必要となるおそれがある高齢者に対し、運動器の機能向上・社会性の維持・栄養改善・口腔機能の向上等介護予防事業の充実により、健康寿命を伸ばせるよう努めます。また、介護が必要な状況になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていけるよう各種保健福祉事業や介護保険サービスの充実に努めるとともに、市民のボランティア精神を十分に活用した、福祉NPOによる地域支援体制の確立にも努めます。さらに、要介護者を取り巻く社会的状況や日常生活能力の向上を図るため、施設介護を選択する場合においても、本来は地域における在宅介護が望ましいという立場で、本市の医療・介護資源との十分な連携のもと、総合的な高齢者福祉の充実に努めます。

2. 現状と課題

65歳以上の高齢者は、平成17年10月1日現在、9,246人(住民基本台帳人口)となっており、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は23.6%であり、福島県の高齢化率の22.4%、全国平均の19.9%を大きく上回っています。

高齢化の急速な進行に対応するため、介護が必要となるおそれのある高齢者に対し、介護予防事業を行う必要があります。

介護が必要となった高齢者が、住み慣れた地域で生活していくための本市独自の助け合いシステムを確立します。

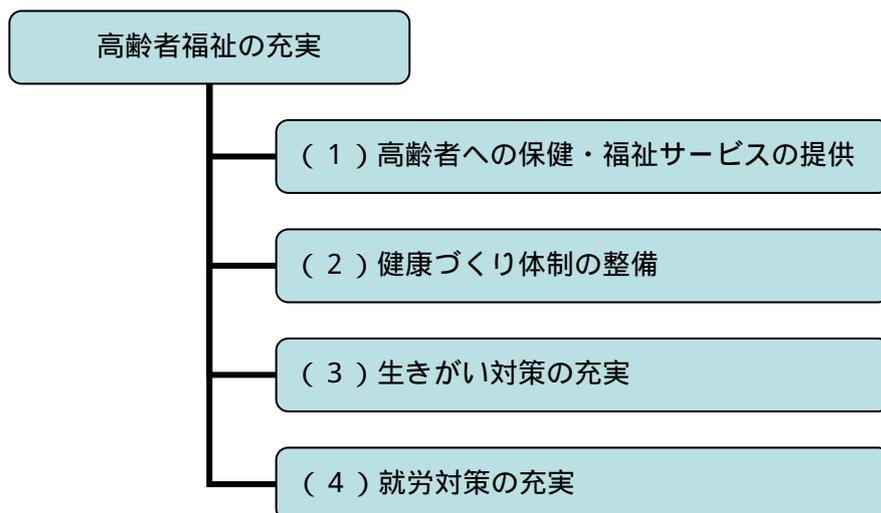
高齢者の健康を維持するため、健康教育をはじめ、疾病予防、健康相談、訪問指導、食事サービスなど健康づくりのための一貫した保健福祉事業を行う必要があります。

高齢者の就労については、「高齢者職業相談室」を活用します。また、「社団法人

そうま広域シルバー人材センター」と連携し、高齢者の就労機会の拡充に努めます。

高齢者の生きがいづくりを、老人クラブの活動やスポーツ大会や高齢者の生きがいと健康づくりを通じて推進していきます。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 高齢者への保健・福祉サービスの提供

高齢者の健康寿命をできるだけ伸ばすために、運動器の機能向上・社会性の維持・栄養改善・口腔機能の向上等に効果がある介護予防事業を実施します。また、介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域の市民ボランティアを活用したNPOによる「声かけ」や昼食の宅配サービスをはじめとする生活支援サービスの充実を図ります。

主な施策

独居高齢者に対する声かけと毎日の昼食宅配サービスの実施

介護予防・生活支援の充実

地域包括支援センターの運営

住み良い福祉のまちづくりの推進

家族介護者の支援

(2) 健康づくり体制の整備

生活習慣病の予防、健康増進に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らまもる・つくる」という自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を目指します。現在、本市に居住する40歳以上の方を対象に、保健センター、公民館等において、医師・歯科医師・栄養士及び保健師等を講師とし、集団健康教育を実施しています。今後とも、健康教育の啓発普及に努め、本活動への参加者の増加を図ります。

主な施策

健康教育の推進	健康相談の充実	健康診査の充実
機能訓練(地域参加型)の実施	訪問指導の充実	

(3) 生きがい対策の充実

健康教室や教養講座の開催、老人クラブ活動の充実やボランティア活動の活発化を図り、スポーツ・趣味グループの育成支援など高齢者の生きがいづくりを推進します。また、高齢者の技能や経験を生かすことができるよう、学校教育や地域活動での参加の機会を提供するよう努めます。

主な施策

老人クラブ活動の充実	高齢者スポーツ大会の開催
高齢者教室の充実	ボランティア、NPOの育成支援

(4) 就労対策の充実

高齢者の積極的な社会参加を図るために、「そうま広域シルバー人材センター」との連携を強化して、就労を通じた高齢者の能力活用を進めます。

主な施策

そうま広域シルバー人材センターとの連携強化

5 . 設定すべき目標

項 目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
老人クラブ行事等 参加者数	52,102 人	53,000 人	56,000 人

第5節 障がい者福祉の充実

1. 基本方針

市民に対しノーマライゼーションの理念のさらなる普及・啓発を図り、本市に居住するすべての人がお互いに支え合い、障がいを持つ方々が生活していきやすい地域づくりに努めます。また、障がい者自立支援法のもと、制度の変化に適切に対応できるよう、障がいを持つ方々やその家族に対し継続的相談業務を実施するとともに、授産施設・小規模作業所等での訓練支援や介護支援の充実に努めます。さらに、障がい者の雇用環境の改善を図るため、関係団体、企業等に対し障がい者雇用に関する普及啓蒙活動に努めます。

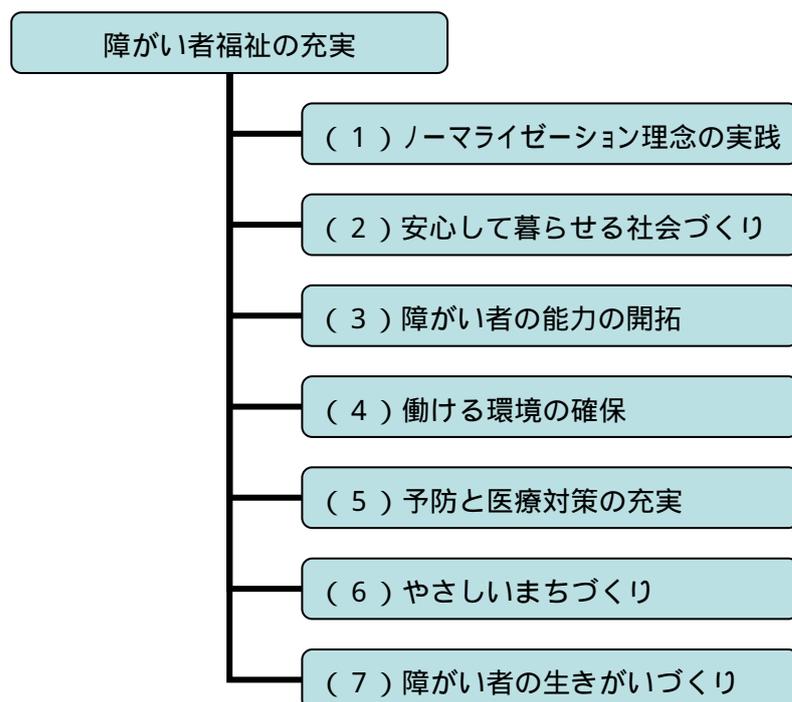
2. 現状と課題

本市の障がい者数は平成18年4月1日現在1,849人でありその内訳は身体障がい者が1,498人、知的障がい者が199人、精神障がい者が152人となっています。

施設入所中心の考え方から、家庭や身近な地域で生活するという考え方への転換が進んでおり、障がい者の生活の場を地域に移していくための在宅福祉サービスの充実や、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう乳幼児期・少年期・青年期・壮年期・老年期など人生の各段階に応じた総合的な支援が必要です。

すべての人が自らの意思で安全・安心・快適に学び・暮らし・働き・活動できるという福祉社会を目指すため、障がい者に対する正しい理解を深める取組みの強化や、障がい者が暮らしやすい生活環境の整備が求められております。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) ノーマライゼーション理念の実践

「障害を持つことで不自由な思いをしないで暮らせる社会が正常な社会である」というノーマライゼーションの理念を市民が等しく理解し、少なくとも相馬市という共同体においては障害を持つことによる差別や偏見を受けないように、あらゆる機会を通して市民教育を進める必要があります。また、障がい者の自助努力の機会を、共同体の精神において提供することも重要なため、社会参画の機会を出来るだけ多く提供するよう努めます。

主な施策

広報・広聴活動の充実

各種イベントでの交流

啓発資料の作成配布

(2) 安心して暮らせる社会づくり

障がい者が安心して暮らせる社会づくりのため住み慣れた地域での生活支援のため

めのグループホームや小規模作業所の充実、ホームヘルプサービスやディサービス等の在宅福祉サービスの支援を推進します。

主な施策

施設福祉の充実	在宅福祉施策の充実
精神障がい者社会復帰施策の充実	障がい者団体への支援
点字図書の充実	

(3) 障がい者の能力の開拓

それぞれの障がいや特性に応じた多様な教育の必要性から、障がい早期から相談を受けられる体制を組み、就労のための作業学習や進路指導体制の充実を図ります。

主な施策

障がい幼児教育の場の確保と特別支援教育の充実(ホースセラピー)	
進路指導体制の確立	在宅障がい者訪問教育の充実

(4) 働ける環境の確保

障がい者が完全に自立することは困難なテーマですが、障がい者の能力の向上を図ることと社会が温かく受け入れることは車の両輪です。就業のための教育の充実を図ることはもちろんですが、卒業後も小規模作業所などを通して社会参画のための訓練を持続してゆくことも重要です。また、企業側に対しても、お互い社会の一員であるという認識の下に、受け入れに理解を示す事業所への働きかけを進めていきます。

主な施策

就業相談・職業訓練の充実	小規模作業所の整備、運営への支援
授産施設の整備、運営への支援	雇用環境改善のための啓蒙普及活動の推進

(5) 予防と医療対策の充実

障がいの重度化の予防や、事故などに対する予防、健康管理のための取組みや、障がい者の自立に向けた治療、リハビリテーション医療など保健医療対策の充実を図り

ます。

主な施策

重度障がい者への医療費の助成 特定疾患患者への助成
リハビリテーションの推進

(6) やさしいまちづくり

障がい者の方が地域社会で自立した生活を送り、社会参加を進めるためには、生活環境の整備が必要です。所要の配慮を行ってまいります。

主な施策

ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備
民間公益施設のバリアフリー化の支援

(7) 障がい者の生きがいづくり

障がい者の心身の健康増進を図るため、スポーツ・レクリエーション、文化活動などに積極的な参加を促すとともに、交流の機会を提供し、社会参画推進のための活動を実施します。

主な施策

障がい者とのスポーツ・レクリエーション交流の促進
生涯学習、芸術文化講座等の開催

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
サービス事業所 (身体障がい者)	1箇所	4箇所	4箇所
グループホーム (精神障がい者)	2箇所	4箇所	6箇所
点字図書蔵書数	500冊	1,000冊	1,500冊

【説明】

障がい者が地域で自立した生活を送るための在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、視覚障害者の豊かな人生を実現するために、ボランティア活動と連携して点字図書の充実に努めます。

第6節 国民健康保険・国民年金事業の適切な運営

1. 基本方針

国保事業の適正かつ安定的運営の確保を図るため、適正な事業運営並びに財政運営に努めます。そのため、国保税収納率向上対策及び医療費適正化対策を重点とした施策を推進します。年金事業は恒久的に安定した制度となるよう、保険料納付率の向上を目指し、制度の主旨普及を図ります。

2. 現状と課題

本市の国民健康保険（以下、「国保」という。）加入状況は、平成15年度から一般被保険者数は減少しているものの、退職被保険者については世帯数、被保険者数ともに増加しており、高齢化の傾向が顕著に見られます。また、ここ数年社会問題となってきた格差社会により所得格差が増大し、本市においても低所得者や失業者が増加傾向を示しているため、国保の運営は厳しくなっております。

平成17年度国保会計予算の歳出のうち、保険給付費と老人保健拠出金を合わせると全体の86.8%を占めています。一方、歳入の国保税の収納率は年々低下しており、平成16年度においては90.6%となっております。したがって国保財政の健全化、被保険者負担の公平の観点から、収納率の向上に努める必要があります。

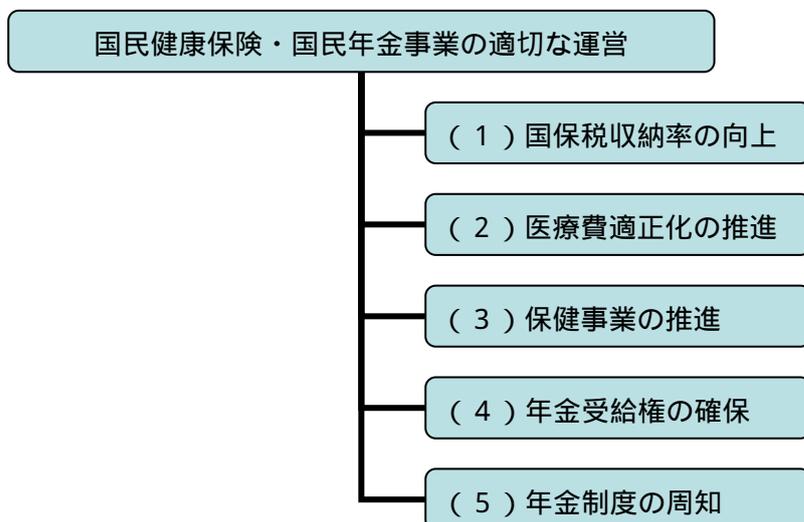
現在、高齢化の進展、医療技術の高度化や疾病構造の変化等により医療費が増高しており、国保財政の安定化に向けて医療費等の分析、適切なレセプト点検、医療費通知などの諸施策により適切な医療を推進する必要があります。

被保険者の健康の保持増進を図るため、医療費の分析結果に基づき、保健・福祉部門等関係機関との連携を図りつつ、健康づくり、健康教育、人間ドック等を実施し、検診後の受診者には保健師による事後指導等の充実を図る必要があります。

国民年金制度は少子高齢化が進む中で、高齢期の生活の基本的な部分を支える制度ですので、未納、未加入期間によって、将来無年金者とならないように、保険料

の納付督促、免除勧奨、さらに、広報紙などを通じて制度の周知に努める必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 国保税収納率の向上

滞納者の実態を把握・分析し、その結果に基づいた徴収実施体制・実施方法等を策定します。

主な施策

納付勧奨 滞納処分 口座振替の推進 戸別徴収

(2) 医療費適正化の推進

国保事業の適正かつ安定的な運営のために医療費の適正化に努めます。

主な施策

長期入院者、重複・頻回受診者等の動向把握・分析

レセプト点検業務 医療費通知の充実

(3) 保健事業の推進

被保険者の健康保持増進、生活習慣病予防のため関係部門と連携を図りながら事業計画を策定します。

主な施策

健康教室・講演会等の開催 人間ドックの実施

(4) 年金受給権の確保

将来の年金受給のために、未納、未加入期間を作らないよう、説明、相談に努め、さらに、社会保険事務所と協力・連携を図ります。

主な施策

口座振替の促進 前納の促進 申請免除等の勧奨

(5) 年金制度の周知

特に若い世代に対して、制度の解説や必要性の周知に努めます。

主な施策

広報紙への掲載 チラシの配布

第7節 介護保険事業の効率的な運用

1. 基本方針

さらに高齢化が進むと予想される本市の年齢構造において、介護保険事業の適切な運用を図るためには、平成18年度から本格的に導入された予防介護の効果が十分に得られるように施策を推進し、介護保険の限られた財源が有効に活用されるよう、介護保険事業における需要の把握、認定、介護業務の評価などを適切に実行していきます。また、医療資源とも十分な連携を図り、在宅介護の充実に努めるためにも、ボランティア活動などの民間団体の協力を得ながら、高齢者福祉の充実に資するよう取り組んでいきます。

2. 現状と課題

本市の65歳以上の老年人口は、平成17年10月1日現在、男3,801人、女5,445人の合計9,246人で、高齢化率は23.6%と県平均を上回っています。一方、本市の要介護・要支援認定者数は、平成18年3月31日現在1,401人で、うち第1号被保険者が1,364人、第2号被保険者が37人となっています。介護度別にみると要支援が171人で全体の12.2%、要介護1が410人で29.3%、要介護2が252人で18.0%、要介護3が233人で16.6%、要介護4が202人で14.4%、要介護5が133人で9.5%となっており、要支援・要介護1のいわゆる軽度者が全体の約40%を占めるなど、年々増加している状況にあります。

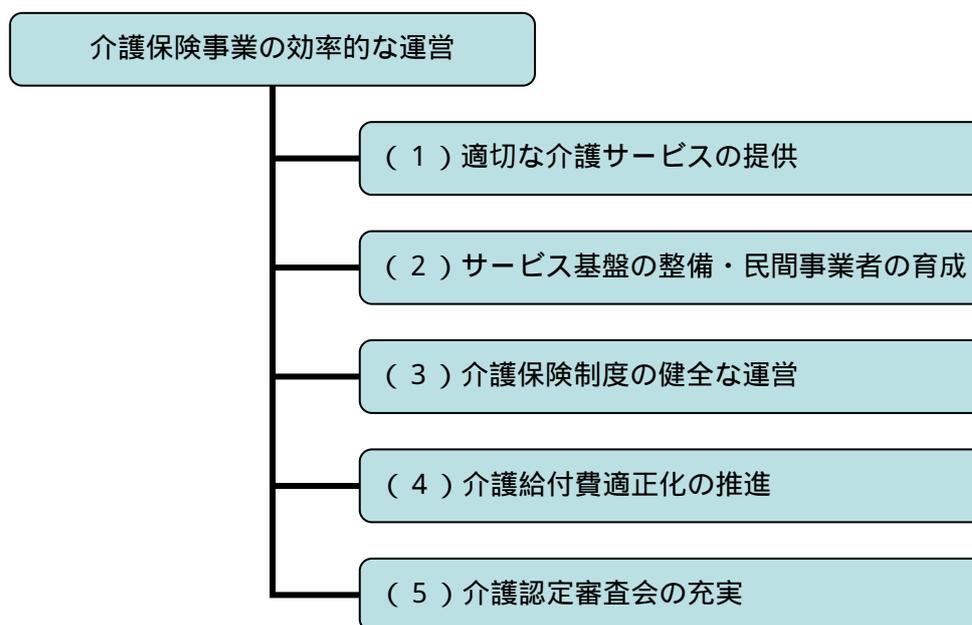
軽度者の大幅な増加や軽度者に対するサービスがADL（日常生活動作能力）の改善に繋がっていないことなどから、予防重視へ転換することになりました。また、要支援・要介護の予備軍と考えられる高齢者を対象とした介護予防事業を実施することになりました。

介護保険制度は、平成18年4月で7年目をむかえ、介護保険法が改正され介護予防を重視した制度になりましたが、改正の効果を得るためには地域独自の創意工夫も必要です。今後は、制度の主旨を踏まえながら市民の「健康寿命」を出

来るだけ伸ばせるよう取り組んでいくことが重要です。

また、要介護・要支援の認定者数が平成12年4月施行当初の2倍になるなど、制度として順調に定着しつつあります。一方で、サービスの利用の伸びに伴い、給付費も増加しており、今後、高齢化が一層進展する中で、持続可能な制度運営を図ることが国にとっても地方にとっても大きな課題です。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 適切な介護サービスの提供

利用者のニーズにあった介護サービスの提供を図るとともに、要介護状態の軽減、悪化防止など予防重視型システムへの転換を推進します。また、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を実施します。

主な施策

介護予防の推進 居宅介護(予防)サービスに対する給付

施設介護サービスに対する給付	地域密着型(介護予防)サービスに対する給付
高額介護サービス費の支給	特定入所者サービス費の支給
住宅改修費の支給	特定(介護予防)福祉用具購入費の支給

(2) サービス基盤の整備・民間事業者の育成

介護保険計画を適切に運営するにあたり必要な施設の整備を図るとともに、事業者のサービスの質的向上を図るための所要の指導を行ってまいります。

主な施策

介護老人福祉施設の整備 介護保険事業者の情報公表の推進
ケアマネジャーの増員、資格更新・研修の推進

(3) 介護保険制度の健全な運営

介護保険制度の健全な運営を図るため、適正な保険料を設定するとともに、普通徴収に係る滞納者の把握に努め収納率の向上を図ります。

主な施策

納付勧奨 口座振替の推進

(4) 介護給付費適正化の推進

介護給付費の適正化を図るため、介護保険の財政状況の分析や介護給付費の動向等の確な把握に努めます。

主な施策

介護度別・サービス種類毎の動向把握・分析 介護給付費通知書の活用

(5) 介護認定審査会の充実

介護保険制度では要介護認定をもとに給付されるサービスの総量を決定する仕組

みですから、審査判定が公平公正に行われるよう努めます。

主な施策

認定審査会委員研修会の開催及び各種会合への積極的な参加
介護認定審査会への情報の提供

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H18)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
介護予防事業により 効果があった人数	-	121人	126人

【説明】

要支援・要介護状態となるおそれのある特定高齢者を対象に、効果的な介護予防事業を実施します。

第4章 地域の文化を守り心豊かに生きるひとづくり

第1節 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

1. 基本方針

社会の変化に対応し、幼児教育を実りの多い豊かなものにするために、保育の質的改善を図るとともに、魅力ある幼稚園運営に努めます。また、家庭や地域との連携を強化し、生きる力の基礎を培う子育て支援策の充実を図ります。

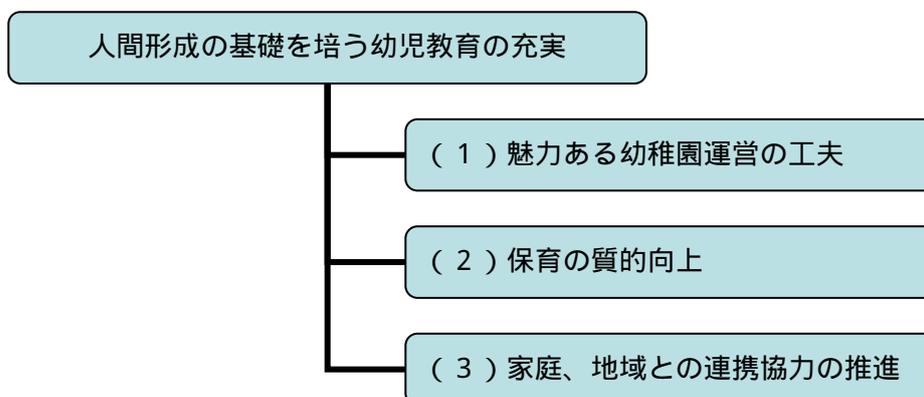
2. 現状と課題

本市には公立幼稚園が7園と私立幼稚園が3園ありますが、園児数は年々減少傾向にあります。

少子化が進む中で子育て中の親の中には、子育てに自信が持てず、不安やストレスを感じている人も多く、このような親の支援も求められているので、幼稚園が地域の子育て支援センターとしての役割を今以上に求められます。

保護者や地域社会の期待と信頼に応える教育を行うためには、教育に対するニーズを的確に把握し、開かれた幼稚園づくりを一層進めるとともに、保護者等との連携・協力のもと、質の高い幼児教育の実現に努めることが必要です。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 魅力ある幼稚園運営の工夫

幼稚園は、幼児が集団生活を行い、自立に向けた基礎を育成する場なので、特色ある保育活動を展開し、幼児、保護者にとって魅力ある幼稚園を創り出すことに努めます。

主な施策

園だより、学級だより、HP 等による広報活動の推進 預かり保育の充実
小学校の施設を活用した給食の実施 独自性のある保育活動の展開
小学校との連携強化による小学校教育へのスムーズな移行

(2) 保育の質的向上

子育ての環境が激しく変化する中で、幼児教育の果たす役割が変わってきております。このような状況に的確に対応していくために、指導者自らが意欲的に自己啓発研修に励み、指導力を向上させることが出来るよう支援します。

主な施策

各種研修会への積極的参加 自己啓発研修の推進
隣接幼稚園との相互保育参観 園内研修の充実

(3) 家庭、地域との連携協力の推進

家庭における教育機能の向上を図るため、家庭教育の充実を促進するとともに、家庭や地域と教育機関等との連携を促進し、地域社会全体で幼児を育成する体制づくりに努めます。

主な施策

幼稚園評議員制の導入 子育て支援学級の開催
子育て講演会の実施 公民館との連携

第2節 人間力の豊かな育成を図る学校教育の充実

1. 基本方針

確かな基礎学力と豊かな人間性・社会性など子ども人間力を育成するために、学習指導、道徳教育、生徒指導など教育活動の充実に努めるとともに、教育条件の整備充実に努めます。また、健康、保健、安全教育の充実のため、家庭や地域との連携協力を推進し、開かれた学校づくりに努めます。

2. 現状と課題

本市では「学力向上フロンティア宣言」を掲げ子ども一人ひとりに確かな学力が育まれるよう努めておりますが、なお一層、授業の改善・充実、家庭学習の習慣化、教師の指導力の向上を図る必要があります。

生きる力の中核となる豊かな人間性を育むのが「心の教育」であり、道徳教育です。特に道徳教育については、教師の実践的指導力の向上のための研修体制を充実させた上で、家庭や地域との連携を十分に図り、きめ細かく指導を行う必要があります。

非行や問題行動等に対しては家庭や地域社会と連携の上、適切な指導を行うとともに、いじめや不登校に対しても早期から対応できるよう、生徒指導の充実に図る必要があります。

本市では、全小中学校に「特別支援教育校内委員会」を設置し、特別支援教育の充実に努めておりますが、特別支援教育コーディネーターを積極的に活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う必要があります。

学校給食は食に関する指導の中心であり、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、望ましい食習慣の形成を図る食育教育の推進が必要です。また、衛生管理の徹底を図るため、年次計画により給食室のドライ方式への改修を行ってきましたが、今後も継続して実施するとともに、厨房備品についても計画的に整備していく必要があります。

知識や習慣としての健康管理の基礎が形成される時期なので、指導体制の強化を図り、健康教育を充実させることが重要です。

生徒の安全を最優先する立場から、施設・設備等の安全点検を徹底させることをはじめ、学校での安全指導や、地域ぐるみの安全確保活動の推進を図ることが必要です。

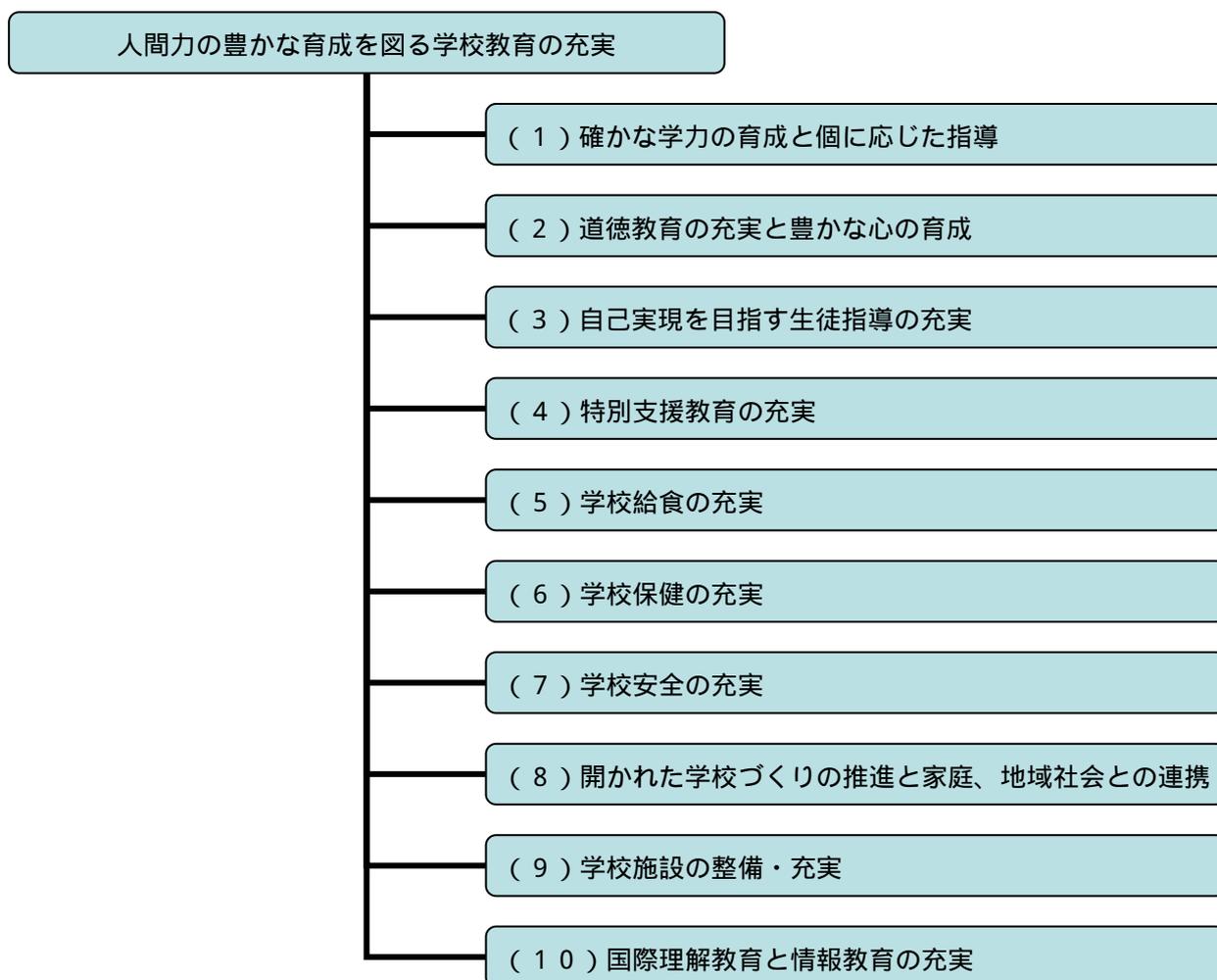
地域に開かれた学校づくりを推進するため、外部も含めた学校評価と、教育内容についての情報開示を積極的に行いながら、地域の教育力の活用を図る必要があります。

施設整備については、老朽化が進むもの、または耐震力不足などによる危険度の高いものから優先的に改築を行う必要があります。改築計画に当たっては、近年の少子化や生涯学習・社会体育の需用も視野に入れる必要があります。また、老朽化とともに、通学児童生徒の広域化が顕著になってきた市立養護学校の県立移管を実現すべく、県教育委員会への要望と調整を進めることが必要です。

英語教育の充実が、学力向上の上からも、世界的先端企業の立地する地域特性からも、相馬市にとって重要な課題であるとの認識の下、ALTを中学校に、英語教育指導員を小学校に派遣し、音声を通して積極的な英語教育を展開していますが、指導員やネイティブスピーカーの充実を図っていく必要があります。

情報化社会の進展に伴って、児童生徒が情報リテラシーを高め、コンピュータやインターネットなどの情報手段を適切に学習に活用することが求められています。また、設備の充実とともに、コンピュータを授業で使える教員を養成し、教える側の資質の向上を図ることが必要です。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 確かな学力の育成と個に応じた指導

確かな学力を育成するために、教師一人ひとりが教師力を高め、授業の質的改善に努めていきます。また、家庭学習の習慣化への支援に取り組んでいきます。

主な施策

学力向上推進会議の実施

小中連携学区ごとの授業研究会の実施

読書教育支援研究事業の実施

サマーショートスクールの推進

相馬市教育研究実践センターの研修機能の充実

(2) 道徳教育の充実と豊かな心の育成

子どもが自ら進んでいきまわりを守り、心豊かに生きる能力を育成するため、道徳教育の充実を図り、家庭・地域と連携して道徳性の育成を推進します。

主な施策

道徳教育全体計画、年間指導計画作成への指導助言
学級における道徳教育の指導計画作成への指導助言
地域社会を子どもの豊かな体験の場にするための支援
道徳教育研修会の実施

(3) 自己実現を目指す生徒指導の充実

自己指導能力を育成するため「全ての教職員で、全ての児童生徒を対象に、全ての教育活動において」生徒指導の機能を生かし、合理的な役割分担により一貫した指導ができる指導体制の確立を目指します。また、児童生徒一人ひとりの個性や心理状態に応じた指導に努め、人間的な触れ合いのある温かい学級の雰囲気醸成します。

主な施策

生徒指導推進会議の実施	
生徒指導の全体構想、年間指導計画への指導助言	
生徒指導研修会の実施	カウンセリング研修会の実施
地域見守り隊の実施	子育て講演会の実施
不登校児童生徒の実態把握	適応指導教室の充実
スクールカウンセラー、心の教室相談員の充実	

(4) 特別支援教育の充実

特別支援教育の対象となる児童生徒を多方面から把握し、適切に対応するためには、学校内の教職員全体の理解を促進し、全職員で取り組むことが求められます。学校における具体的な支援内容・方法等について検討する「校内委員会」を設置し適切な対応を図っていきます。また、保護者に対する学校の窓口として特別支援教育コーディネーターが有効に機能するよう研修に力を入れるとともに、校内の関係者や関係機関

との連携協力を図ります。

主な施策

特別支援教育に関する実態調査の実施	特別支援教育研修会の実施
相馬市立養護学校との連携の強化	市特別支援連絡協議会の実施
特別支援教育に関する講演会の実施	
特別支援教育の相談支援と情報提供	

(5) 学校給食の充実

家庭や地域との連携を図りながら、給食時間を「食に関する指導の場」とし、栄養技師による栄養の管理、食事のマナー教育、地産地消等の「食育教育」を進めます。また、配食、給食時に児童生徒の衛生管理の指導を徹底させるとともに、調理員の研修を積極的に行って食中毒の防止を図ります。

主な施策

給食主任研修会の開催	栄養職員研修会の開催
衛生指導者研修会の開催	給食調理員研修会の開催
単独校調理方式の効率的な運用	ドライ化の推進

(6) 学校保健の充実

児童生徒が健康的な生活を送れるように、学校保健の充実に努めます。また、学校内関係者の一方的な計画や指導になることを避けるために、各保健機関・PTA や地域社会の保健活動との連携のうえ学校保健を推進します。

主な施策

学校保健に関する調査の実施	学校保健計画に関する指導助言
健康診断への支援	保健室の充実に関する支援
学校保健委員会の活性化への支援	地域関係機関との連携への支援

(7) 学校安全の充実

事故の要因となる学校環境の問題や児童生徒の行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、不幸にして事故や災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるよう努めます。また、子どもの登下校の際や地域生活の安全のためには、日頃から保護者や関係機関等との連携を図り、子どもへの声かけや不審者の情報提供などを受けて的確に対応できるよう組織的な活動を行います。

主な施策

学校安全に関する調査の実施	学校安全計画に関する指導助言
安全管理マニュアルの徹底	
校庭の遊具や体育施設の老朽化の確認と計画的改修	
「地域ぐるみで見守り隊」講演会	パンフレット等の作成・配付

(8) 開かれた学校づくりの推進と家庭、地域社会との連携

学校と保護者と地域社会との間で信頼関係を構築するために、学校の情報を継続的に発信します。また、教育活動全般に対して客観的な外部評価を加え、見直し・改善を行います。さらに地域の人材、施設、自然、文化や伝統などの身近に存在する教育力を取り入れ、地域固有の特色を生かした学校運営を積極的に進めていきます。

主な施策

各学校のHP作成の推進	情報提供研修会の実施
学校へ行こう運動の推進	空き教室等の開放推進
学校評価システム構築の推進(自己評価,外部評価)	
学校評価検討委員会による研修	
総合的な学習の時間支援事業の充実	職場体験学習の推進

(9) 学校施設の整備・充実

建築年次や老朽度合いにより校舎等、学校施設の整備に努めます。また、学級数の変動や新たな学習形態による教室の利用実態等を考慮し、余裕教室の利活用を進めます。

主な施策

学校施設の改築・改修 余裕教室の利活用

(1 0) 国際理解教育と情報教育の充実

国際化に対応できる国際理解教育の充実のため、郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深めるとともに「英語が使える日本人の育成」のため、体制の整備に努めます。また、情報化社会に適応できる人間育成を目指す情報教育の充実のため、情報リテラシーを高める教育活動の展開に努めます。

主な施策

相馬の歴史と文化の理解の促進	全体計画、年間指導計画作成研修会の実施
情報教育の校内指導体制の確立	英語指導助手及び英語活動支援員の充実

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
コンピュータで指導できる教員の割合	58.5%	70.0%	85.0%

【説明】

生徒の情報処理能力の向上のため、コンピュータ研修会等の開催により、コンピュータで指導できる教員の数を増やします。

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
学力の向上 (学力偏差値)	小学校 53.2	小学校 55.0	小学校 57.0
	中学校 51.1	中学校 52.0	中学校 53.0

【説明】

学力偏差値を到達目標として明確化し、学力向上への取り組みを組織的、計画的に実行して確かな学力の定着を図ります。

第3節 生涯学習推進体制の充実

1. 基本方針

市民のニーズを生かした生涯学習推進計画と体制の整備充実を図り、多様な事業や学習内容の企画運営に努めます。また、広く豊かな生涯学習情報の提供に努めるとともに、生涯学習施設の有効な利活用を図ります。

2. 現状と課題

本市は、これまで生涯学習事業の充実に努めてきましたが、今後は幅広い年齢層の参加を促すとともに、だれもが気軽に参加できる環境を整備する必要があります。

内容的には余暇を楽しむという傾向が強いため、今後は市民の学習ニーズの把握や生涯学習意識の啓発を進め、多様な学習プログラムを企画する必要があります。

市民に対する生涯学習メニューの周知が大切であり、各種事業の案内をはじめ施設の利用案内や利用状況を、分かりやすく情報提供する必要があります。

各公民館では、各種教室、講座等の開催の際に、地域の特色を活かした事業を盛り込むなど、地域に根ざした生涯学習を積極的に推進しております。しかし、公民館の活動に男性の参加者が非常に少ない現状にあり、今後は、男性が参加しやすい学習プログラムを企画する必要があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 市を挙げての生涯学習推進体制の整備充実

生涯学習による真に豊かで潤いのあるまちづくりを進めるため、生涯学習推進本部が中心となり、市を挙げて生涯学習に関する施策を総合的に推進できるよう、体制の整備充実に努めます。

主な施策

生涯学習関係機関・団体との連携強化

(2) 生涯学習意識の啓発と多様な学習内容の企画運営

市民が自らの教養を高め、文化に親しみながら豊かな人生を送るために、生涯を通して学び続ける意義を広く認識してもらえるよう啓発活動を行い、学習意欲に対しては、いつでも、どこでも応えることができるよう企画運営に努めます。

主な施策

相馬市まちづくり出前講座の充実 生涯学習だより・生涯学習ガイドブックの発行

(3) 生涯学習事業の拡充

市民の学習ニーズの把握に努め、学習体系と学習内容の見直しを行いながら事業の拡充を図ります。また、生涯学習に対し関心が薄いとされる男性や若い世代などを重点に、幅広い年齢層の参加の促進を図ります。

主な施策

学習内容・機会の充実 広域連携学習の推進

第4節 芸術文化の振興と文化財の保存・活用

1．基本方針

地域に根ざした多様な芸術文化活動の活性化を図るため、芸術文化事業の拡充や芸術文化団体等の育成支援に努めます。また、文化財保護の意識を高め、文化財の調査研究と保存・継承に努めるとともに、出来るだけ展示・公開を行い市民の理解を深め、さらに市史編纂事業の推進に努めます。

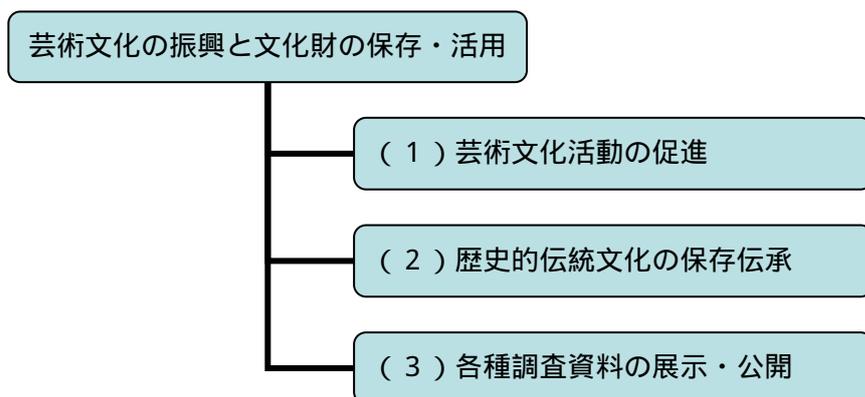
2．現状と課題

文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力となるものです。本市における芸術文化の活動は、これまで市文化団体連絡協議会に所属する団体が中心となって各文化施設を拠点に行われてきていますが、所属員の高齢化と加入団体の減少化傾向が問題です。しかし一方では、市民芸能大会や総合美術展覧会の開催などについては活発な活動を展開しておりますので、今後さらに芸術文化の奨励や団体等に対する支援を検討する必要があります。

文化財は、郷土の歴史や文化等を理解するためには欠くことのできないものであり、次世代に継承していかなければならない郷土の文化資産です。しかし、社会構造やライフスタイルの変化により、郷土に伝わる国指定重要無形民俗文化財である相馬野馬追をはじめとする伝統行事や民俗芸能などの継承が難しくなっているのが現状です。市内の各地域に古くから伝承されている民俗芸能は、指導者の高齢化や後継者不足に悩まされており、伝承者の確保、育成とともに記録保存を図る必要があります。

現在、文化財の所在調査を実施しておりますが、まだまだ十分とはいえず、その収集、整理、調査研究にいたっては緒についたばかりの状態です。今後は、この文化財所在調査を充実させるとともに、積極的に文化財の保護・保存に努め、広く市民に公開し地域の文化的特性の理解を深める必要があります。

3 . 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 芸術文化活動の促進

市民の自主的な芸術文化活動への参加を推奨し、芸術・文化の意識の高揚を図るため、優れた芸術鑑賞の機会の充実を図るとともに、発表の機会の充実に努めます。

主な施策

芸術文化活動の情報提供	音楽の郷づくり事業の推進
総合美術展覧会の実施	市民ギャラリーの利用促進
芸術文化奨励金の交付	

(2) 歴史的伝統文化の保存伝承

地域に伝わる歴史的伝統文化の保存、伝承を図るため、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」をはじめ、各地区に伝承されている神楽や民俗芸能及び民謡などを継承している関係団体と連携し、伝承者の確保・育成を行うとともに、用具の保存伝承を進め、その際は記録映像等の活用も図ります。また、本市の貴重な文化財であり、歴史的シンボル空間でもある中村城跡の保存・整備を推進します。

主な施策

文化財記録保存の推進	後継者の育成
相馬市史編纂の実施	相馬の歴史講座の実施

(3) 各種調査資料の展示・公開

地域文化の向上と発展に資するため、文化資源としての文化財の調査・研究・収蔵・保管等の拠点となる博物館等との連携を図り、文化財の所在調査や埋蔵文化財の発掘調査で得られた資料の保護・保存にあたります。今後の調査研究の成果も含め、インターネット上で文化財を閲覧できるデジタルミュージアムの開設を目指します。

主な施策

博物館における常設展、特別展の開催	文化財調査の充実
博物館機能の整備	文化財ボランティアガイドの養成
デジタルミュージアムの開設	

第5節 青少年の健全育成活動の充実

1. 基本方針

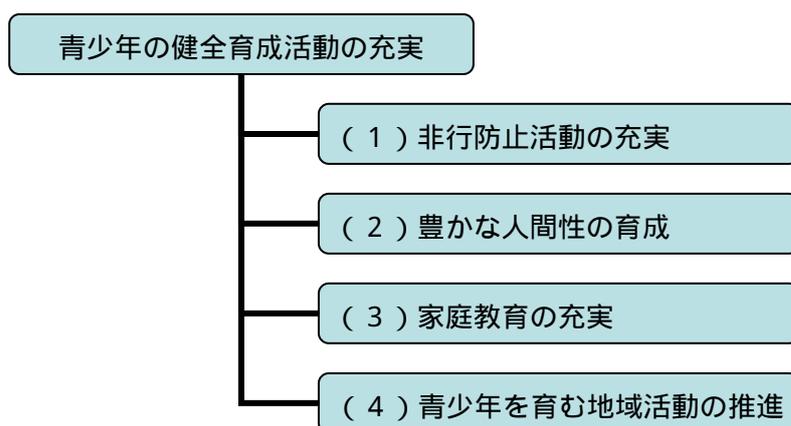
青少年の非行や問題行動を防止し、健全な育成を促進するため、各種団体や機関の活動の充実や社会環境の浄化活動の推進を図ります。また、家庭や地域の教育力を高めながら、体験活動やボランティア参加などを通して、心豊かでたくましい青少年を育成する環境づくりに努めます。

2. 現状と課題

青少年を取り巻く社会・家庭環境が急激に変化している中で、青少年の問題行動や非行は低年齢化してきており、また、巧妙かつ残虐化の傾向にあります。青少年の健全育成のためには、地域社会が一体となって取り組む必要があります。

青少年期は多様な体験の中で心身の調和のとれた成長を図る大切な時期ですから、青少年の自主的な社会参加を促進するとともに、青少年活動を強力に支援する必要があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 非行防止活動の充実

非行防止活動の充実に向け、少年センター補導員の活動を活発化するなど、非行防止対策を推進するため関係諸団体の連携強化を図ります。

主な施策

少年センター活動の充実	青少年健全育成市民会議活動の充実
子と親の学習機会の提供	家庭児童相談体制の充実

(2) 豊かな人間性の育成

関係諸団体における活動を通じて心と身体の健全な育成を図る育成環境づくりと、青少年指導者等の育成を推進します。

主な施策

少年の主張相馬大会の開催	地域活動団体・指導者の育成
体験活動・ボランティアの推進	

(3) 家庭教育の充実

青少年を持つ親への講座の充実を図り、学校・地域と連携しながら家庭教育の支援と充実に努めます。

主な施策

各種講座・研修会の開催	HP「がきだいしょう」での情報提供
-------------	-------------------

(4) 青少年を育む地域活動の推進

青少年の自主的な地域活動や社会参加を促進するため、青少年を地域で育む気運の醸成に努めます。

主な施策

青少年健全育成推進サポーター養成

第6節 男女共同参画社会づくりの推進

1. 基本方針

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会構築へ向けて、各種啓発行事の開催、情報の提供により意識の高揚を図ります。また、政策形成などの際に、可能な限り女性の意見を反映させることが出来るように努めます。

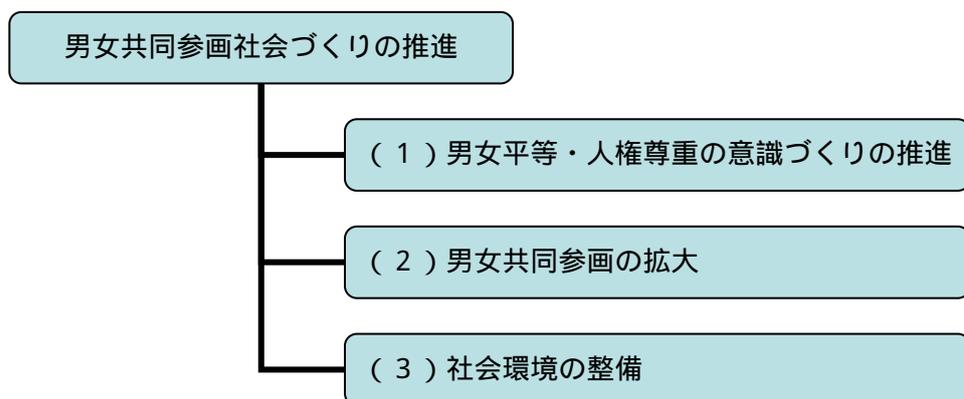
2. 現状と課題

全国的に男女共同参画社会構築への機運が高まっている中、本市でも男女がともに一人の人間として尊重され、責任を分かち合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の推進に取り組んでおりますが、まだまだ従来の社会的、文化的につくられた固定観念が強く、まず身近な学校や家庭、職場からの意識づくりを広めていく必要があります。

女性が社会の対等なパートナーとして社会活動に参画し、責任を分かち合い、ともに生きることに喜びを見出せるような男女共生の意義を数多く学習できる機会の提供に努めていく必要があります。

ドメスティックバイオレンス(DV)の問題解決は男女共同参画社会形成のための基本的条件であるという認識の下、DV被害で悩む女性に対し、被害者の立場に立った支援を行っていく必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 男女平等・人権尊重の意識づくりの推進

男女がともに対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画し、性別による差別的扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けた男女平等・人権尊重の意識づくりを推進します。また、市独自の「DV女性相談窓口」を設置し、DV被害で悩む女性に対し無料弁護士相談を実施するとともに、県の女性支援センターと連携し宿泊施設の利用の橋渡しをするなど、被害者の立場に立った支援を行います。

主な施策

男女共同参画の啓発 市独自のDV女性相談窓口の設置

(2) 男女共同参画の拡大

各種女性団体の育成と支援を推進し、行政の意思決定における女性の参画を促進するよう努めます。

主な施策

女性団体の育成 審議会や委員会委員において女性の占有率を高める

(3) 社会環境の整備

労働の分野における雇用環境の整備はもちろんのこと、賃金や待遇面で男女の格差がない就労環境の整備等、女性も能力を発揮して働きやすい環境づくりを推進します。

主な施策

各種講座の開設、情報の提供 子育て・介護支援などの学習機会の提供

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
審議会等における女性委員の登用率	24.2%	45%	45%

【説明】

政策方針決定過程の一つである審議会等への女性の積極的な参画を促進し、男女共同参画社会を構築し、人間尊重の理念の浸透を図ります。

第7節 ボランティアやNPO活動の拡充

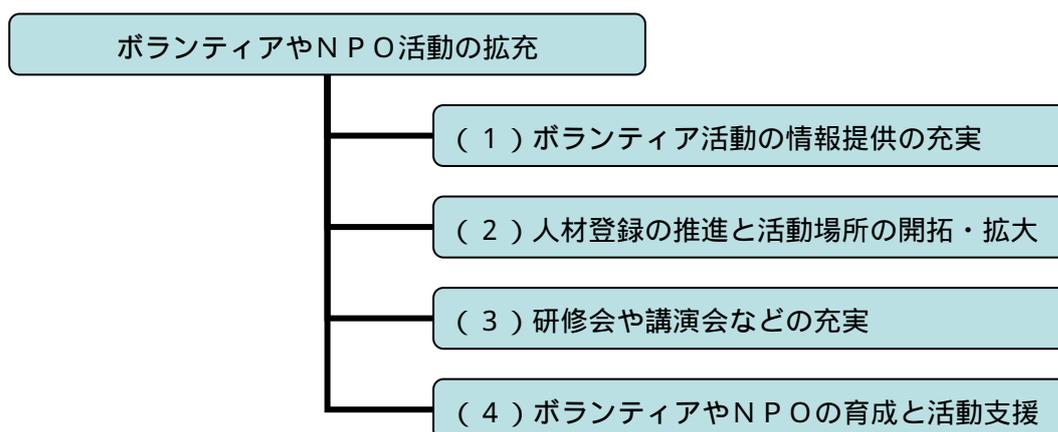
1. 基本方針

市民が社会の一員として地域活動に積極的に参加し、生きがいを感じる事ができる環境づくりを図るため、生涯学習ボランティア、NPO活動の情報や機会の提供に努めます。また、生涯学習ボランティアの登録を推進し、その効果的な活用を図るため、コーディネート機能の充実とネットワーク形成に努めます。

2. 現状と課題

市民のボランティア活動に対する関心が高まってきており、本市でも様々な分野でボランティア活動が活発に行われ、新たな公共サービスの担い手としても大きな期待が寄せられています。今後は、ボランティアをはじめNPO等各種団体と行政との協働により、多様な行政ニーズに柔軟に対応していくため、市民が積極的にボランティア活動に参加しやすい活動環境の整備を推進するとともに、NPOの育成や活動の活性化に積極的に努める必要があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) ボランティア活動の情報提供の充実

市民が社会の一員として地域活動に積極的に参加できるよう、一人ひとりのライフスタイルに応じて、地域性・独自性を生かしたボランティア活動の機会の充実に図り、参画推進のための情報提供を行います。

主な施策

ボランティア活動に対する様々な情報の提供

(2) 人材登録の推進と活動場所の開拓・拡大

ボランティア登録の推進を図るとともに、ボランティア活動をする側と受ける側を有機的に連携し、個人の能力が効果的に発揮できるように活動場所の開拓・拡大に努めます。

主な施策

ボランティア活動の推進

(3) 研修会や講演会などの充実

子どもから高齢者まで各ライフステージでボランティアマインドの醸成を図り、生活のごく身近な活動として受け入れられるように研修会や講演会を開催します。また、指導者の育成やジュニアリーダーの養成を図っていきます。

主な施策

ボランティアスクールの実施 ジュニアリーダーの養成

(4) ボランティアやNPOの育成と活動支援

ボランティアやNPOとの協働によるまちづくりを推進するため、団体の育成と活動を支援する体制づくりを図ります。さらに、ボランティア活動のコーディネート機

能を充実させるとともに、各活動組織間のネットワーク形成に努めます。

主な施策

青少年体験活動・ボランティア活動の推進 活動拠点の整備

5. 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
生涯学習ボランティア登録者数	215人	300人	400人

【説明】

市民のボランティアに関する理解の促進と、ボランティア活動を活発化させるため、生涯学習ボランティア登録の推進を図ります。

第8節 地域間交流の推進

1. 基本方針

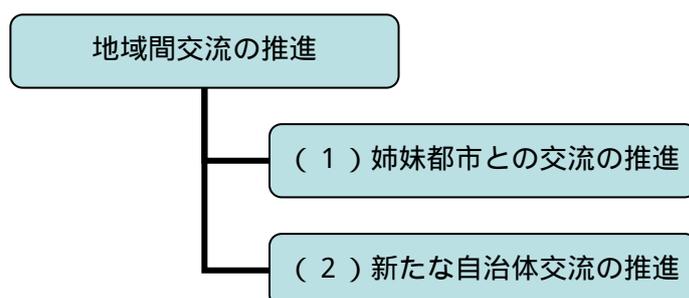
観光をはじめとした産業や地域の振興に結びつけるため、姉妹都市との多方面にわたる交流を積極的に推進します。また、高速交通ネットワークを連携軸として、今後とも沿線地域の多様な資源を活用した交流・連携を進め、それぞれの特色を活かすとともに、相互に補完し合いながら一体となった振興を目指します。

2. 現状と課題

本市では、千葉県流山市、北海道大樹町、北海道豊頃町の3市町との間で姉妹都市の盟約を締結し、スポーツ・文化活動を通じて交流を進めていますが、今後は、本市の特性や地域資源を活用した交流も推進する必要があります。

また、福島県北地域との連携を促進する阿武隈東道路が着工したことに伴い、時間的にも意識的にも近隣地域となる伊達市、福島市をはじめ、相馬港の背後地とされる米沢市をも含めた広域的なエリアでの交流促進を図る必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 姉妹都市との交流の推進

姉妹都市である流山市、大樹町及び豊頃町については、文化、スポーツ、教育、産業等、多方面にわたる交流を推進し、これまで培ってきた交流をさらに深めるととも

に、他の分野における交流についても検討を加えます。

主な施策

姉妹都市交流の推進 地域資源の活用

(2) 新たな自治体交流の推進

高速交通ネットワークにより関連づけられる、本市を含めた沿線主要都市である伊達市、福島市、米沢市において、それぞれの持つ多様な地域資源を共有するとともに、官民が一体となった連携・交流に努めます。

主な施策

地域間交流の促進

第9節 図書館機能の充実

1. 基本方針

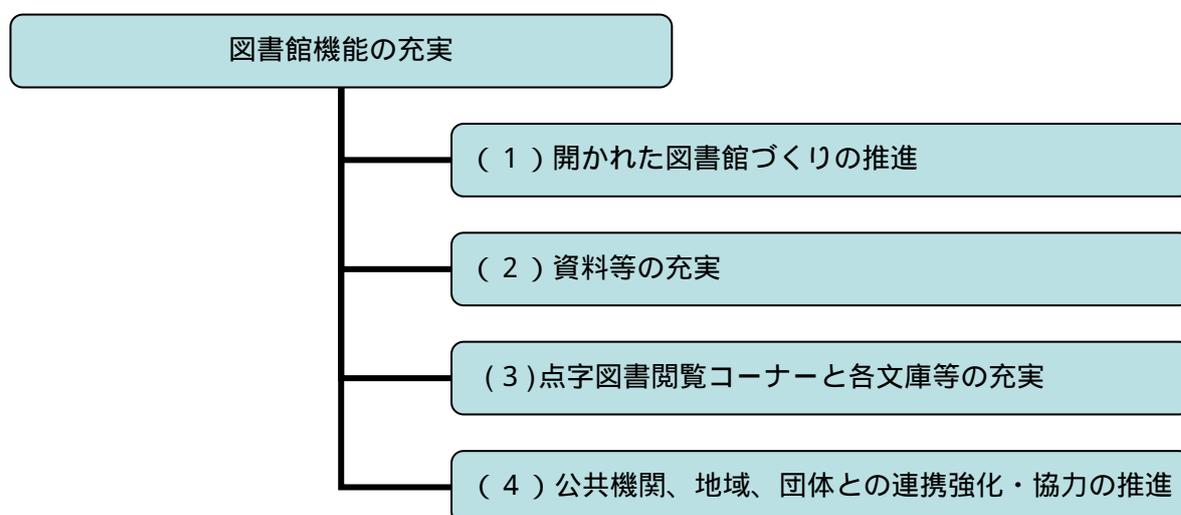
生涯学習推進による市民の知識欲、読書ニーズに応えるため、図書館機能の充実を図ることが重要です。特に、貴重な郷土資料の収集・保存に努めることや、視覚障がい者の知識欲を満たすための点字図書の実充に努めるなど特色のある図書館作りを目指します。また、学校や他の図書館等との相互協力により、生涯学習の重要な機関としての役割を担う図書館づくりに努めます。

2. 現状と課題

図書館は、生涯学習の中核を果たす機関として、利用者の要望に添えるようサービスの提供に努めなければなりません。しかし、「読書離れ・活字離れ」の傾向が進む中、図書館に与えられた役割は、益々重要になっています。このため、常に新しい情報を提供し、市民のニーズに責任をもって応えるため「開かれた図書館」を目指す必要があります。

郷土資料や行政資料等は、「歴史的または行政学的」に価値のある貴重な資料であり、関係機関と連携しながら、収集と整理・保存に努める必要があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 開かれた図書館づくりの推進

気軽に利用できる図書館づくりに努め、利用者のニーズに対して質の高いサービスを提供するように努めます。また、利用者の要望に添えるよう、責任をもって資料や情報を提供できるようサービスの向上に努めます。

主な施策

読書会の開催と活動者の養成 利用者の求めるニーズの調査・分析

(2) 資料等の充実

市民が求める情報ニーズを満足させるように、資料をバランスよく収集し、合理的に整理・保存することにより、適切な図書館運営に努めます。郷土・行政資料等は、現状の調査・分析をし、関係機関と連携を図りながら資料の収集・保存に努めます。

主な施策

郷土資料等の収集・保存の推進 資料等の共有化と有効活用

(3) 点字図書閲覧コーナーと各文庫等の充実

運営面と機能面での設備の充実とボランティアの協力を得ながら、点字図書資料の収集・保存の推進を図るとともに、岩崎文庫をはじめとする各文庫の整備を図り、質の高いサービスを効果的に提供できるよう、利用しやすいコーナーや文庫づくりに努めます。

主な施策

利用者の利便性の確保 資料の収集・保存と利活用の促進
閲覧コーナーの充実 他施設との連携と相互協力の推進

(4) 公共機関、地域、団体との連携強化・協力の推進

学校や他の公共機関との関係も重要なものであり、地域への情報の周知・啓蒙を行う際に大切なパートナーとなります。また、多くの資料を提供し、利用者のニーズを満足させるため、他の公共図書館との相互協力による資料等の広域利用も必要であり、連携強化と情報の交換・資料の共有の促進に努めます。

主な施策

学校・公共機関等の独自刊行物等の収集・整理・保存

諸活動や催し物等への積極的な参加 広域的な相互協力と情報交換機能の強化

5 . 設定すべき目標

(単位 : 冊 (巻))

項 目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
所蔵数	80,202	96,100	109,400
開架数	73,682	88,200	100,400
郷土資料	5,054	5,500	6,000
点字図書	500	1,000	1,500

【説明】

生涯学習施設として図書資料の充実を図る一方、多くの市民への図書館サービスの充実に努め、利用しやすい図書館づくりを目指します。

第10節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

1. 基本方針

市民が気軽にスポーツ活動に参加でき、生涯にわたり、健康で豊かな生活が送れるスポーツ環境づくりを目指して、生涯スポーツ・レクリエーション振興体制の確立を図ります。また、スポーツを通してまちづくりの活性化を図るため、市民総参加による各種大会の開催機会の充実、競技スポーツの振興、指導者の育成、各種スポーツ施設の利活用に努めます。

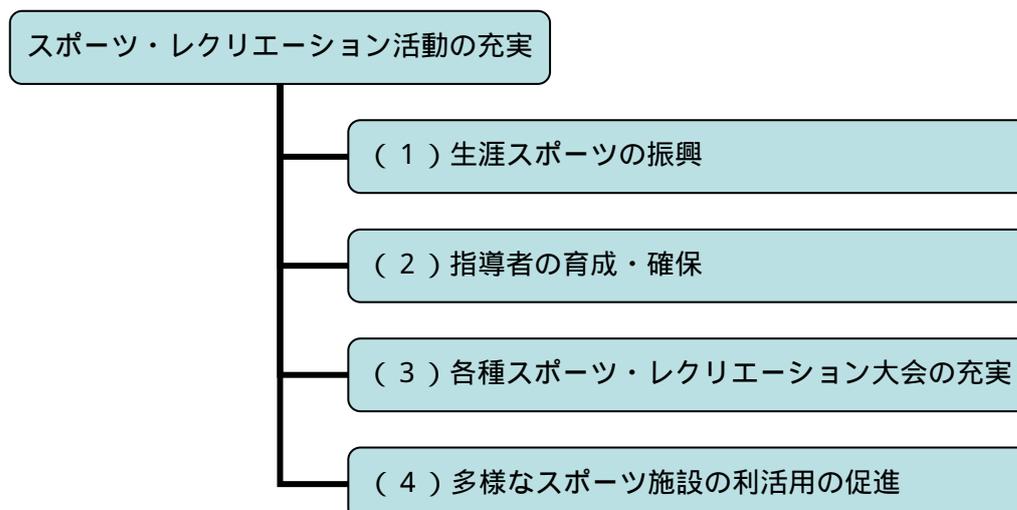
2. 現状と課題

市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に参加でき、生涯にわたり、健康で豊かな生活が送れるよう生涯スポーツの振興を図ることが重要です。

専門的な知識や技術を身につけた指導者が不足しているため、指導者及びスポーツボランティアに対して研修会や講習会を開催することや、指導者バンク制度を設置するなど指導員の育成・確保が必要です。

本市のスポーツ施設は、スポーツアリーナそうまなど11箇所あり、多くの市民のスポーツ・レクリエーション活動に幅広く利用されています。しかし、公認競技場がなく公式大会が開催できない競技種目もあり、このような中で市民の多様なニーズに応えるためには、不足する施設を補完するよう、広域的なスポーツ施設の相互利用を図ることが必要です。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 生涯スポーツの振興

生涯スポーツの振興を図るために、スポーツ・レクリエーションの推進体制の整備・充実や、各スポーツ団体、体育指導委員会、各地区公民館及び学校関係機関、健康・福祉関係機関との有機的な連携に努めます。また、市体育協会、市レクリエーション協会及び市スポーツ少年団の組織の充実に努めます。

主な施策

スポーツ振興審議会の設置	スポーツNPO団体との連携の強化
市体育協会の組織・機能強化	スポーツ少年団活動の充実
スポーツ教室等の充実	

(2) 指導者の育成・確保

適切な指導方法により、スポーツに親しみ、健康・体力づくりや、競技選手の育成を図るためには、様々な分野での指導者の育成・確保が重要です。このため、体育指導委員の資質の向上を図るとともに、市体育協会等との連携を図り、指導者の育成・確保と指導体制の整備に努めます。

主な施策

指導者バンク制度の設置	地域スポーツ指導者の育成
競技スポーツ指導者の育成と充実	ニュースポーツ等の指導者の育成・確保

(3) 各種スポーツ・レクリエーション大会の充実

市主催の大会、体育協会及びレクリエーション協会と共催する市民体育大会、スポーツ・レクリエーションフェスティバルなどに多くの市民が参加できるよう、各種大会等の企画・内容の充実に努めます。また、市民にボランティアを通じての大会参加を呼びかけるなど、市民総参加の大会づくりとなるように努めます。

主な施策

市主催行事・大会の充実	
市民体育大会・市民レクリエーションフェスティバルの拡充	
体育協会主催大会の充実	ニュースポーツ大会の拡充

(4) 多様なスポーツ施設の利活用の促進

市民のスポーツ活動を支援するため、既存スポーツ施設の維持管理に努めるとともに、近隣市町村とのスポーツ施設の相互利用を図るなど、施設の有効活用を推進します。さらに、各施設の利用状況や各種大会の情報等を提供して、利用者の利便性の向上に努めます。

主な施策

既存スポーツ施設の適切な維持管理	
ホームページ等による施設の利用案内	大会・教室等の情報提供

5 . 設定すべき目標

項 目	現況数値(H16)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
市民1人当たりのスポーツ施設の年間利用回数	6.1回	6.3回	6.6回

【説明】

スポーツ・レクリエーション活動を充実させることにより、スポーツ人口の増加を目指します。また、市内スポーツ施設の利用促進を図ります。

第5章 地域特性を活かし元気ある産業づくり

第1節 農業の振興

1. 基本方針

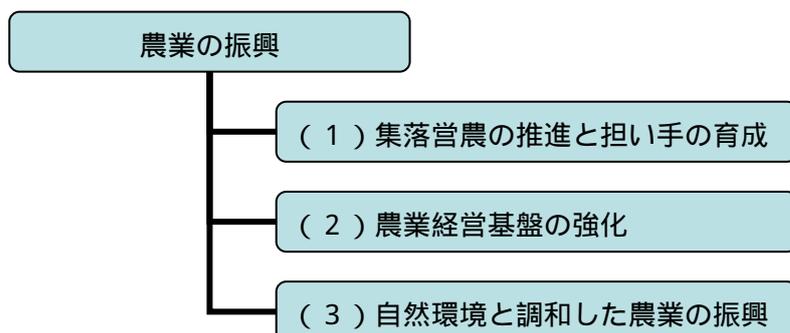
水田を中心とした土地利用型農業の経営構造の再編を図るため、「特定農業団体」や「特定農業法人」等の設立・育成の支援に努め、現時点での国の推進策である集落営農を推進します。また、水稲や日本なしを中心に低農薬などによるエコファーマや有機性資源物を循環する環境にやさしい農業を推進し、消費者が求めている安全で安心な農作物の産地化を図り、地産地消とともに姉妹都市や首都圏での販路拡大を推進します。

2. 現状と課題

本市の農業は、近年の国の政策（米の生産調整）に基づき水稲依存型からの脱却を目指し、地域の特性にあった作物の作付けを行う複合型農業を推進し、農家の経営改善を図ってまいりました。しかしながら、水稲においては米価の下落、野菜・果樹等においては輸入自由化政策による価格競争の激化、畜産においてはBSE問題など多くの課題をかかえております。また、農業全般における担い手の不足と高齢化は、今後の農業政策を実施していく上で大きな課題になっていくものと考えられます。

これらの状況に対応していくためには、農地の流動化、集約化をすすめるとともに、専業農業者による大規模経営を促進するか、または農業生産法人による生産体制の効率化、経営の安定化を図っていく必要があります。しかしながら現段階ではこれらの生産体制への急激な移行が困難なため、現在、国が農業政策の重点政策として掲げている集落営農の推進のために鋭意努力し、農業経営基盤の強化、自然環境と調和した農業の推進を図っていく必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 集落営農の推進と担い手の育成

集落の担い手が中心となり、農地の集積や作業の受委託を推進することにより、集落営農を実施できるよう支援するとともに、集落営農団体の育成推進を図っていきます。また、認定農業者や農業後継者、新規就農者の育成・確保を図るとともに、これらの担い手に対する支援強化を図っていきます。

主な施策

農用地集積の推進	集落営農団体の育成	認定農業者の育成
新規就農者の育成	農業生産法人の育成・支援	

(2) 農業経営基盤の強化

農家の経営基盤の安定化を図るため、地域の条件に応じて水稲、野菜、花卉、果樹、畜産等を組合せた複合経営を推進するとともに、直売所等による販売促進を図り、農産物のブランド化による販路拡大を図ります。また、生産の組織化・大規模化による低コスト化と経営の効率化を図り、農業経営基盤強化の推進を図ります。

主な施策

複合経営の推進	低コスト・経営効率化の推進	相馬産物のブランド化
農業と観光の連携		

(3) 自然環境と調和した農業の振興

市民の「食」と「環境」への安全性に関する関心の高まりに対応するため、化学肥料や農薬の使用を減少させる「持続性の高い農業生産方式」(エコファーマー)・「有機栽培」・「特別栽培」の生産に取り組む農家を育成していきます。さらに畜産農家と耕種農家の連携による稲わらや家畜排せつ物などの有機性資源物を循環使用する「環境にやさしい農業の育成」を推進していきます。また、農業用使用済プラスチック等の廃棄物を適正処理するため、定期的に回収事業を実施することにより、不法投棄や野焼き等の不適正な処理を抑制し、土壤汚染等から自然環境を守る農業を推進していきます。

主な施策

エコファーマー育成の推進

有機性資源物の活用

農業用廃棄物適正処理

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
集落営農団体数	0団体	8団体	17団体

【説明】

現在の農業における担い手不足解消や生産基盤の安定化を図るために今後必要となる集落営農団体の設立のための支援を行い、育成を図っていきます。

第2節 森林の保全

1. 基本方針

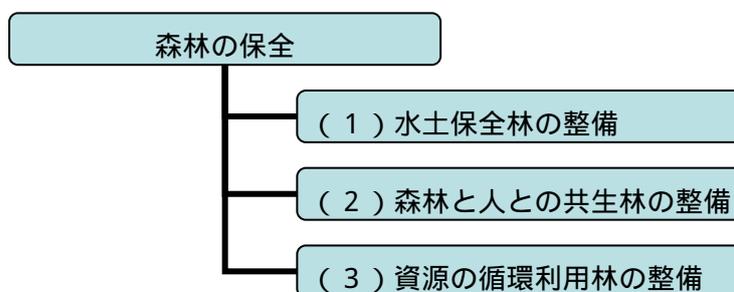
森林整備にあたっては、森林の有する多面的機能の活用を図る観点から、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」に区分し、立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図るとともに、効率的な森林施業を実施します。また、森林のもつ環境保全作用を市民や子供たちに実体験させる植林事業を県との連携の下、NPO団体に委託して推進します。

2. 現状と課題

本市の総面積は19,767haであり、森林面積は10,167haで、総面積の51%を占め、民有林面積は7,405ha(73%)で、国有林面積は2,762ha(27%)となっています。民有林のうちスギを主体とした人工林の面積は2,235haであり、人工林率は30%です。しかし、35年生以下の育成途上にある若い林齢の人工林が、985haと44%を占めており、今後これらの人工林を資源化していくためには、保育・間伐、を適切に実施していくことが重要です。

また、天然林については森林面積5,039haで民有林の68%を占めており、木材需要のみならず国土の保全、水源のかん養、自然・生活環境の保全、森林レクリエーションなどの多面的な機能が望まれます。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 水土保全林の整備

山地災害防止・水源かん養機能を発揮する森林整備を図るため、適正な造林・保育・間伐の実施に努めます。また、森林づくりを先導するボランティア団体等の活動への支援を、県との連携を図りながら推進します。

主な施策

森林整備の推進	植林NPO活動支援
---------	-----------

(2) 森林と人との共生林の整備

自然環境の保全や景観の維持向上等を推進するため、森林の適切な整備及び適正な伐採方法の採用を図ります。また、「保全すべき松林」と位置づけられた松林を守るため、松くい虫被害対策として衛生伐・伐倒駆除・樹種転換・薬剤散布等の必要な措置を実施することにより、生活環境保全・保健文化機能を発揮する森林整備を推進します。

主な施策

松くい虫の防除	里山整備の推進
---------	---------

(3) 資源の循環利用林の整備

木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、形質の良好な木材の安定的で効率的な生産に取り組みます。また、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木の育成を図ります。

主な施策

森林整備地域活動の支援

第3節 水産業の振興

1. 基本方針

効率的・安定的な魚介類の水揚げを図るため、稚魚・稚貝の計画的放流を進める「つくり育てる資源管理型漁業」の定着を支援します。さらに、循環の理念に基づく源流から海までの環境保全意識の高揚を図り、潤いのある水産業を推進します。また、カレイ、カニ、ホッキ貝など多様な近海魚を、本市を訪れる観光客に提供・アピールすることにより、相馬ブランドの確立に努めます。

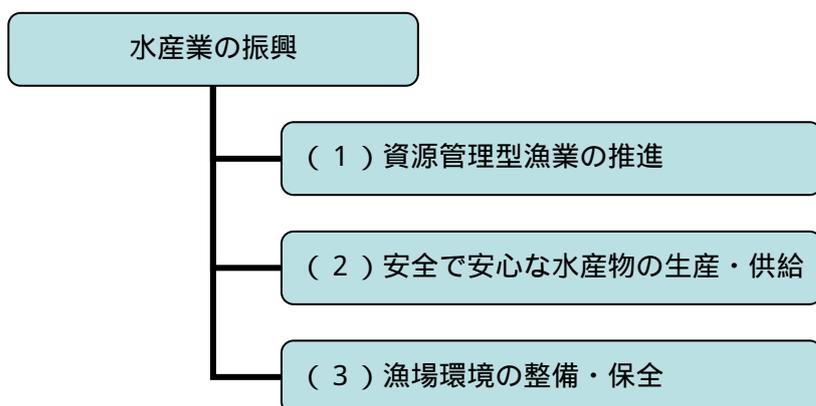
2. 現状と課題

水産物の産卵、幼稚魚の育成等を適切に管理することにより、安全・安心で良質な水産物の安定的な漁獲を図る必要があります。また、水産物の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物の供給システムを構築するとともに、水産物産地市場統合による流通対策の推進、さらには漁協合併による組織体制の強化を図ることが必要です。

都市排水、沿岸域の工業化、各種廃棄物の流入により、近年は沿岸の漁場環境の悪化が見られます。沿岸漁業の拠点性を有し地場産業として市民生活の多くを支える本市においては、水産資源の持続的な利用を図る上でも、沿岸域の環境保全が重要です。

漁業資源の維持・拡大、漁場環境保全のためには、意欲と能力のある担い手の育成を図る必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 資源管理型漁業の推進

稚魚、稚貝の放流や人工種苗により、効率的なつくり育てる資源管理型栽培漁業を推進し、安定的な漁獲量による魚介類による「そうまブランド」化を推進します。また、魚種によって成長途上においては漁獲しないなど、漁業者自らの資源保護への主体的な取り組みを支援します。

主な施策

つくり育てる漁業の推進

(2) 安全で安心な水産物の生産・供給

安全で安心な水産物の生産・供給体制の一層の強化を図るため、行政と漁業者及び漁業関係機関が一体となった総合的な衛生管理対策の強化を推進します。

主な施策

総合的な衛生管理対策の強化 水産加工品開発支援

(3) 漁場環境の整備・保全

漁場の環境保全や良好な漁村生活環境の維持を図るため、漁港区域の公共下水道等により海域に流れる排水の水質良化に努めます。さらに、上流域の森林に対する植林事業を市民参加で進めることにより、「森・川・海」の流域環境が相互に干渉し合う循環体系であるという漁場環境への意識向上を推進します。また、不用漁船・廃船の整理・撤去や使用済み漁具・漁網等の回収を漁業関係機関が定期的を実施するとともに、漁港の景観、美化を図り快適な潤いのある漁港環境を推進します。

主な施策

公共下水道等の利用促進	市民団体等の森づくり活動支援
水源涵養林の保全	

第4節 工業基盤の整備

1. 基本方針

相馬中核工業団地等への企業誘致及び工場立地を促進させるため市役所が先頭に立って誘致活動を行っていきます。さらに高速道路や重要港湾相馬港をはじめとするインフラの整備を促進し、企業が進出しやすい環境整備に努めます。また、情報通信基盤等の産業基盤や住環境の整備に努め流入人口に対する配慮をしていきます。また、中小企業の事業展開を多方面から支援し、中小企業の経営の安定・強化を図り、活力ある地域社会の形成に努めます。

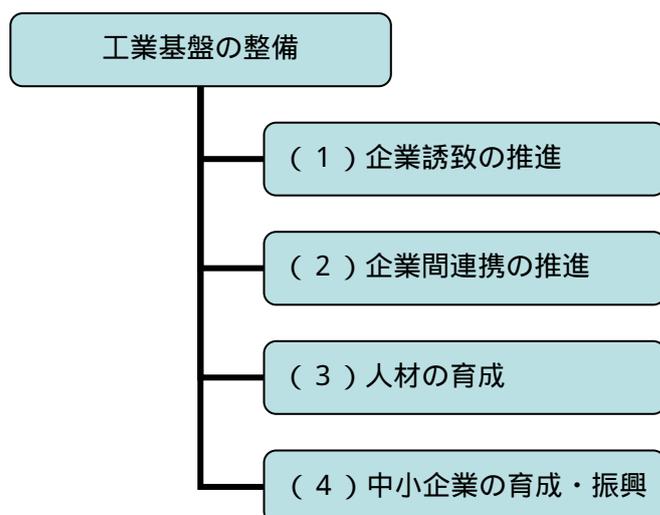
2. 現状と課題

本市は、相馬地域総合開発計画により、重要港湾相馬港と相馬中核工業団地が整備され、相馬中核工業団地には、ジェットエンジン、機械・食料品・精密機械・次世代エネルギー関連の企業が立地しています。今後も高速道路や相馬港の整備を促進するとともに、通信インフラやIT環境の整備を図るなど、工業立地環境の向上を図る必要があります。

中小企業の本市の全産業に対する占有率は高く、特に雇用においては重要な位置を占めています。市民憲章にあるように、江戸末期の報徳仕法の訓えに学ぶ相馬市民は、謹厳実直な仕事ぶりにより企業の発展を支えてきました。今後とも商工会議所や県などと連携の上、中小企業の安定経営のための取り組みを行う必要があります。

企業が健全に成長し、地域振興の基盤となるためには、教育の向上に努め、企業の求める人材を育成する必要があります。

3 . 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 企業誘致の推進

高速道路、相馬港及び I T 環境等の各種インフラの整備を促進し、立地環境の整備を図るとともに、県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等の関係機関と連携を取りながら、相馬中核工業団地へのさらなる企業立地の促進に努めます。

主な施策

常磐自動車道及び阿武隈東道路の整備促進	相馬港の整備促進
情報通信基盤の整備促進	企業誘致の推進

(2) 企業間連携の推進

各企業が企業間連携を推進し、異業種間の持つ技術を活かした新たな事業展開の一助となるよう企業間の連絡調整を図ります。

主な施策

異業種の交流会の開催

(3) 人材の育成

学力向上と社会教育の充実を図り、企業が求める企画能力を持ち、求められる知的水準を満たす人材の育成を図ります。また、優秀な人材を確保するため、大学等高等教育機関と地域との連携強化に努めます。

主な施策

企業との連携による体験学習の実施	学力向上	専門教育機関との連携
------------------	------	------------

(4) 中小企業の育成・振興

商工会議所と連携した経営研修会などを実施し、中小企業の人材育成を図ります。また、関係機関との連携のもとに、中小企業育成貸付事業を継続実施するとともに、国や県の融資制度や支援制度について情報提供を行い、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

主な施策

各種研修会の実施	各種融資制度の情報提供
----------	-------------

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H15)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
製造品出荷額	1,060 億円	1,590 億円	1,710 億円

【説明】

中小企業の経営改善支援・地場産業の活性化・相馬中核工業団地への企業誘致等により、本市の製造品出荷額の増加を目指します。

第5節 商業の振興

1. 基本方針

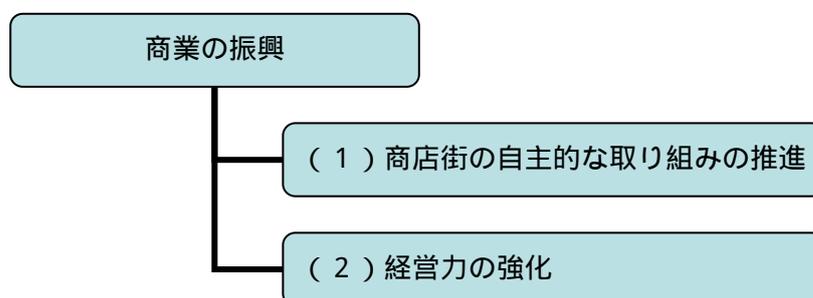
中心市街地の活性化を目指す自主的な取り組みを積極的に支援し、活力ある商店街の形成に努めます。意欲のある起業者を支援・育成するための場として、振興ビル内のチャレンジショップを提供することによって、起業活動の促進と空き店舗対策に努めます。

2. 現状と課題

中心市街地は、長い歴史の中で文化・伝統を育み、商業や居住等の都市機能が集積しており、地域独自の文化を築き上げてきた「まちの顔」ともいえるべき地域です。しかし、近年の商業を取り巻く環境の変化により、中心市街地における居住人口の減少に加えて商業活動の衰退が進み、中心市街地の空洞化が顕著になってきています。また、大型小売店舗の郊外展開に伴い、外食産業や衣料品販売などの郊外進出を誘発することになり、市街地の拡散化を助長しています。

小売店舗などの小規模商業者の経営の安定のため、各種融資制度等の充実・周知に努めていく必要があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 商店街の自主的な取り組みの推進

商店街の活性化に向けた自主的な取り組みを支援するために、他地域の取り組み状況などを研修する主体的な活動を支援します。また、商工会議所や連合商栄会と連携し、中心市街地の空き店舗対策を実施します。

主な施策

まちづくり懇談会の開催	空き店舗対策の推進
イベント等に対する支援	相馬市チャレンジショップの運営
中心市街地活性化基本計画の策定	

(2) 経営力の強化

商工会議所と連携し経営研修などを実施することにより、経営技術の向上を図るとともに、中小事業者の安定経営に必要な資金調達が可能となるよう、国や県、市の融資制度の活用を促進します。

主な施策

各種研修会の実施	各種融資制度等の情報提供
----------	--------------

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H14)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
年間商業販売額	760億円	775億円	790億円

【説明】

企業誘致に伴い、人口増加をはじめ市民全体として購買力が高まることが期待されるので、商店街の各店舗が消費者にとって魅力のある営業ができるように、商工会議所とも連携のうえ、各種施策を展開していきます。

第6節 観光産業の振興

1. 基本方針

本市の観光は、幅広い分野にわたる複合的な産業です。観光を基幹産業の一部と位置づけ、必要に応じ観光拠点の整備を図るとともに新たな観光資源の掘り起こしを行います。また、地場産品を活用した高付加価値商品の開発・ブランド化を進め、観光資源と合わせてインターネットにより情報発信を図ります。さらに、広域的な観光ルートを整備し、新たな交流人口の拡大を図ることによって、事業者がビジネスとして収益性を向上させることができるよう支援します。

2. 現状と課題

本市は、中村城跡の桜、松川浦に代表される美しく豊かな自然から生み出される豊富な一次産品や、いちご狩り、潮干狩りなどの食文化を伴う楽しみも付加価値となっています。しかし、かつては海水浴、相馬野馬追などを含め年間約140万人もの観光客を集めていましたが、近年は減少傾向にあるので、今後は夏季に観光客を集中させるばかりではなく、通年型の観光振興を図って行く必要があります。

観光産業が地域経済に貢献していくためには、本市へのさらなる誘客とリピーターを確保し、観光物産販売の活性化を図る必要があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 観光資源の整備

松川浦、中村城跡などをはじめとする観光資源の整備、歴史や地場生産物を活用した高付加価値商品を開発するなど、地域ブランド化の推進に努めます。

主な施策

観光資源の整備 相馬産物のブランド化による観光地消費の拡大
観光いちご組合とパークゴルフ場の観光連携

(2) インターネット活用などによる観光情報発信の強化

観光物産宣伝のため、インターネット活用による情報発信を充実させるとともに、「道の駅そうま」による観光案内の充実を図ります。また、市民に「もてなしの心」の醸成を図り、観光客が何度も訪れてみたいという観光地づくりに努めます。

主な施策

観光物産情報発信の強化 「道の駅そうま」体験実習館管理・運営
観光ボランティアの育成

(3) イベント開催や体験交流型観光の推進

交流人口の拡大を図り、観光産業をはじめとした地域経済の発展を促すために、相馬野馬追などの既存の観光資源の活用を図ります。さらに東北有数規模のパークゴルフ場(54ホール)や4面のソフトボール場等の新たな地域資源を活かした体験交流型観光メニューを企画し、市民や行政、観光協会、関係団体が一体となり通年型の交流観光づくりを進めます。

主な施策

市民まつりの運営 相馬民謡の振興 通年型交流観光の充実
「道の駅そうま」体験実習館の活用

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
観光客入込み数	1,380千人	1,500千人	1,600千人

【説明】

松川浦・名所旧跡・東北有数のパークゴルフ場・文化施設・海水浴場や市民まつり等の地域資源を活かした観光拠点の整備や、IT活用などによる観光発信、広域観光の促進など、観光戦略を推進することにより、観光業者の収入増加を目指していきます。

第7節 雇用・労働環境の充実

1．基本方針

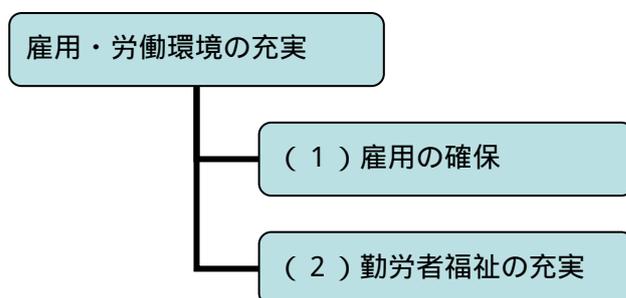
企業誘致により就労の場の確保に努めます。また、勤労者がはつらつと働けるよう、就労環境の向上を促進するとともに、未組織労働者に対しては勤労者互助会事業を通して福利厚生の実施を図ります。

2．現状と課題

長引く景気低迷により企業は正規職員の雇用を控え、より賃金コストの低い非正規職員を求める傾向が強くなってきています。グローバル化とは、言い換えれば激しい国際競争の中で、企業も労働者も生き残りをかけた生産活動を求められることです。このような現状を踏まえ、公共職業安定所との連携のもと、雇用機会の増大に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

Uターンを希望する地元出身の技術者などが市内企業へ再就職をしやすい環境を整えるため、企業側とも連携を深め、市内外に対し適切な情報提供を行っていく必要があります。また、中小企業などの未組織労働者に対しては、勤労者互助会への参加を促していく必要があります。

3．施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 雇用の確保

相馬公共職業安定所と連携し地元企業への雇用促進を図るとともに、新規卒業者・Uターン希望者に職場体験や職業紹介などの情報提供を積極的に実施することにより、就職支援を行います。

主な施策

就業支援の充実 市内事業所の労働実態調査の実施
Uターン窓口の設置

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者の親睦と交流を推進するとともに、相馬市勤労者互助会が行う共済給付事業等の福利厚生事業を支援し、中小企業勤労者の福祉向上を図ります。

主な施策

相馬市勤労者互助会の充実 労働者融資制度のPR

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値 (H17)	目標数値 (H23)	目標数値 (H28)
相馬中核工業団地内における地元雇用者数(累計)	56名	500名	800名

【説明】

相馬中核工業団地内企業における地元雇用の拡大を図るため、更なる企業誘致や積極的な就業支援策の展開に努めます。

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
勤労者互助会員数	303名	320名	340名

【説明】

勤労者の福祉の向上と市内事業所の連携を強化するため、互助会活動を積極的に周知し、新規会員の加入促進に努めていきます。

第6章 インフラストラクチャーの整備を地道に進めること

第1節 暮らしやすいまちづくり

1. 基本方針

高速道路と、これに連結した市内幹線道路ネットワークを整備することは、高次医療機関とのネットワークの形成や災害時における避難・救援活動のための幹線道路の確保するため、さらには企業立地による雇用機会の拡大や重要港湾相馬港の利活用と沿線都市との連携・交流の促進を図ることなど、市民生活の安心づくりや地域振興を図る上での極めて重要な地域戦略です。このため本市では、国・県の制度を最大限に活用し、計画的な整備に鋭意努めます。また、生活道路については、行財政改革の成果を踏まえつつ、財政状況に応じた整備に努めます。

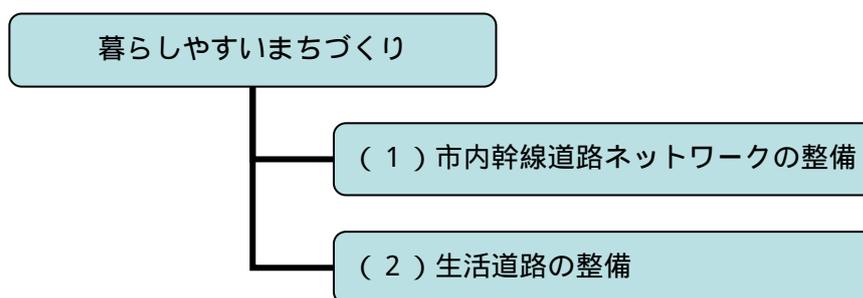
2. 現状と課題

本市を含めた相馬地方は、高速交通網が未整備のため、各都市間の医療資源の有効な活用が図られておりません。専門医療機関とのネットワークの強化のためにも、早急な高速道路の整備が求められています。

また、高い確率で発生が予想される宮城県沖地震などの災害に備え、緊急避難や救援活動を円滑に行うためにも高速道路をはじめとする市内幹線道路網の整備が必要です。

企業立地のさらなる推進や重要港湾相馬港の利活用を図るため、地域戦略として隣接経済圏との交通ネットワークが必要です。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 市内幹線道路ネットワークの整備

高次医療機関との救急医療ネットワークの形成や、災害時における避難・救援活動のルートの確保を図り、市民の安全・安心な暮らしを実現するとともに、重要港湾相馬港の利活用と企業立地にともなう雇用の創出を図るため、常磐自動車道と阿武隈東道路の整備促進に努めます。また、高速道路の有効な利活用を図るため、国・県の補助制度を最大限に活用し市内の幹線道路網の整備に努めます。

主な施策

常磐自動車道の整備促進	阿武隈東道路の整備促進
国道・県道の整備促進	市内幹線道路の整備

(2) 生活道路の整備

市民生活の利便性を確保するための生活道路については、医療機関や公共施設等に対するアクセスを重要視して進めていきます。なお、その整備に際しては、本市の行財政改革の成果を踏まえつつ、財政状況に応じた整備に努めます。

主な施策

生活道路の整備

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H18)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
市道の舗装率	60.4%	65.4%	70.4%

【説明】

限られた財源を有効に活用しながら、利用者の視点に立った安全・安心に通行できる道づくりを目指します。

第2節 潤いのあるまちづくり

1. 基本方針

企業立地などともなう、新たな土地需要や多様な土地利用の形態に適切に対応し、市民が緑の中で潤いのある生活を維持していけるよう、用途の見直し等を実施し、豊かな自然と調和のとれた土地利用を推進します。また、これまで整備を進めてきた下水道への接続率の向上と合併処理浄化槽の整備促進を図ります。さらに、市民生活の憩いの場としての都市公園については、市民と一体となった維持・管理に努めます。

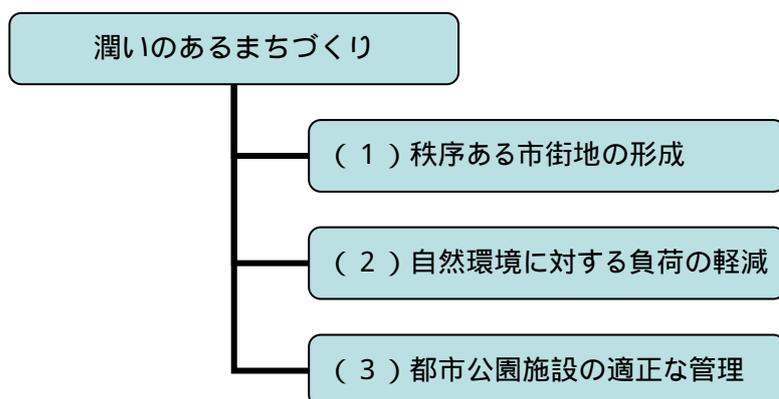
2. 現状と課題

生活様式の多様化や郊外型ショッピングセンター等の立地により、市内中心部の空洞化と郊外部の市街化が進んでいます。また、相次ぐ企業の進出に伴う新しい人口の流入等により、住宅地をはじめとする新たな土地需要が生じていることなどから、今後は、社会情勢にあった用途の見直しを行う必要があります。

本市の公共用水域の水質を保全するためには、地域特性や整備コストを考慮しながら、地域ごとに最適な下水処理方法を選択することが必要です。また、下水道が供用開始されている地域の中でも、下水道に接続していない商店、工場及び一般家庭がいまだに数多く認められ、その排水が水質汚濁の原因となっているので、早期接続のための啓発・誘導が必要です。

本市には、相馬藩以来の歴史的資産である馬稜公園を始めとする都市公園を数多く有していますが、近年は公共意識の低下のためか、心無い悪戯や施設損壊がみられるようになりました。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 秩序ある市街地の形成

これまで本市で暮らしてきた方はもちろん、これから本市へ定住をされる方が、緑の中で潤いのある市民生活を維持していけるよう、豊かな自然と調和のとれた土地利用を進めるため、都市計画の見直しを図ります。

主な施策

都市計画の見直し

(2) 自然環境に対する負荷の軽減

本市の公共用水域の水質を保全するとともに自然環境への負荷の軽減を図るために、地域の特性や整備コストを勘案しながら、地域ごとに最適な下水の処理に努めます。そのために、これまで整備を進めてきた下水道への接続率の向上と下水道未整備地域の合併処理浄化槽の普及を図ります。

主な施策

下水道への接続率の向上 合併処理浄化槽の普及

(3) 都市公園施設の適正な管理

全ての都市公園に「公園愛護会」を組織し、愛護会活動への市民による自主的な参加を促すことにより、市民と一体となった維持・管理に努めます。

主な施策

公園愛護会活動の促進

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
公共下水道接続率	82.0%	89.2%	95.2%
農業集落排水接続率	35.8%	61.5%	82.9%
合併処理浄化槽普及率	29.6%	57.8%	81.2%

【説明】

生活環境の改善と公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道等への接続と合併処理浄化槽の普及を推進します。

第3節 安全な水の供給

1. 基本方針

安全でおいしい水を安定して供給するため、良質な原水の確保及び水源周辺の環境保全に努めるとともに、水質管理の徹底を推進します。また、ライフラインとしての機能強化のための施設の充実を図ります。さらに、相馬市、南相馬市鹿島区、新地町で構成する相馬地方広域水道企業団の一員として積極的な経営改善を図り、安価な上水の供給に努めます。

2. 現状と課題

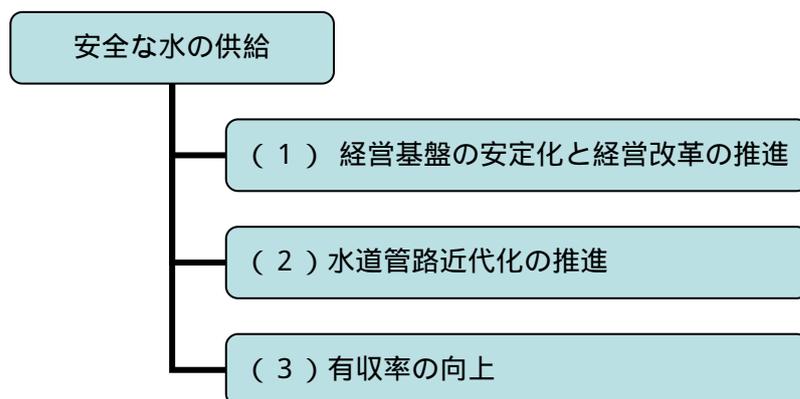
現在の各種施設は、各構成団体が策定した総合計画の人口フレームを基にして整備した施設ですが、計画どおりに人口増加に到らなかったため、過剰の状態にあります。今後は、施設の一部休止等により、効率的な水道事業の運営を図る必要があります。

相馬地方広域水道企業団の事業として施工された特定広域化施設整備事業も完了し、今後は水道管路近代化推進（老朽管更新）事業を実施することにより、水道事業の安定化を図る必要があります。

一連の水道事業の完了に伴い上水道の普及率は97.5%に達しており、未給水区域の解消も逐次進んでいます。しかしながら、依然未普及地域も一部存在することから、今後は、これらの地域への安全で安定した上水の供給が課題となってきます。

また、管路更新事業による老朽管の布設替え工事の推進により、平成16年度において有収率は85.2%、有効率は86.0%に達しています。今後、より効率的かつ効果的な漏水防止対策事業計画を策定し、実践することにより、さらに有収率を高める必要があります。

3. 施策の体系図



4. 施策の具体的内容

(1) 経営基盤の安定化と経営改革の推進

市民に対し、安全でおいしい水を安定的かつ安価に供給する事が、水道事業団に課せられた重要課題です。そのためには、「河川愛護会」の協力のもと水源周辺の環境の美化に努めるとともに、効率的な事業の運営と積極的な経営の改善を図り、安定した上水の供給と一般市民向けの水道料金の値下げを行います。

主な施策

安定した上水の供給 水源周辺の環境の保全
一般市民向けの水道料金の値下げ

(2) 水道管路近代化の推進

市民に安全でおいしい水を供給するために、老朽管の改良を促進します。

主な施策

石綿管改良工事 老朽管改良工事

(3) 有収率の向上

漏水箇所の早期発見・早期対応などの漏水防止対策を図り、有効な水資源の確保並びに各施設の効率的な運用を推進します。

主な施策

漏水防止計画の見直し	効率的な配水区域の見直し
------------	--------------

5 . 設定すべき目標

項目	現況数値(H17)	目標数値(H23)	目標数値(H28)
有収率(%)	85.6	90.7	93.0

【説明】

有収率の向上に努めるとともに、積極的な経営改善を推進することによって、安全で安価な水の供給を目指します。

第4節 情報通信基盤の整備

1. 基本方針

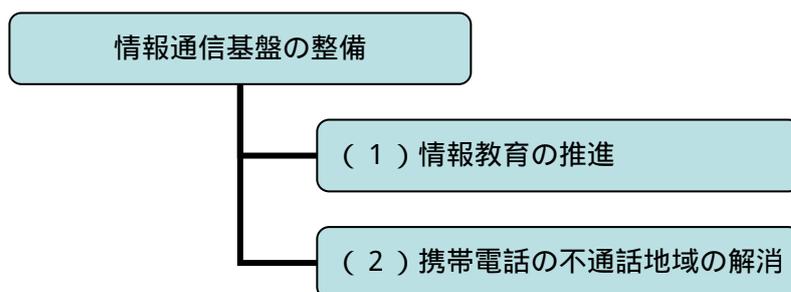
本市の市街地及び東部地区では、民間通信事業者による優先的な高速通信網（光ファイバー）が整備されており、ブロードバンドサービスが提供されております。他地区についても、国の掲げる「2010年ユビキタス」社会の実現に向け、市内全域で高速通信網が利用できるよう、さらに高速通信基盤整備の促進に努めていきます。また、市民一人ひとりが、この高度情報ネットワークを通じて提供される各種サービスを気軽に享受できるよう、情報教育を推進し、ITリテラシーの向上に努めます。

2. 現状と課題

急速なIT（情報通信技術）の進展は、産業分野のみならず一般市民の家庭生活にも大きな影響を及ぼしています。市街地では、情報通信基盤の構築が進んでおりますが、現段階で民間事業者の採算ベースでの利用が見込まれない地域については整備計画に至っておりません。

携帯電話は、近年飛躍的に普及し、日常生活における利便性はもちろんのこと、緊急時や災害時における非常連絡にも有効な通信手段となっています。しかし、市内においては、携帯電話の不通話地域（山上及び玉野地区の一部地域）が存在するので、解消を図る必要があります。

3. 施策の体系図



4 . 施策の具体的内容

(1) 情報教育の推進

高度情報ネットワークを通じて提供されるサービスを、市民一人ひとりが気軽に活用することができるよう情報教育を推進し、ITリテラシーの向上に努めます。

主な施策

IT講習会の実施

(2) 携帯電話の不通話地域の解消

磯部地域、山上地内及び玉野地内の一部の携帯電話の不通話地域の解消の促進に努めます。

主な施策

携帯電話の不通話地域の解消の促進

参考資料 財政計画

第1章 策定方針

第2章 前提条件

参考資料 財政計画

第1章 策定方針

第1節 基本的な考え方

今後、本市が健全な基礎自治体としてあり続けるためには、的確な財政分析を行い、分析に基づく中長期的な財政計画を策定し、歳入に見合った収支均衡型の自治体経営を行う必要があります。財政計画は、今後の自治体経営の根幹の一つを成すものと位置づけ、現行の行財政制度を基本に、今後見込まれる地方財政制度の改正や、社会経済情勢の変化にともなう影響を考慮しながら作成します。また、毎年度見直しを実施し、それに沿って適正な自治体経営を行うものとします。

第2節 財政計画の作成について

1. 計画期間

相馬市新長期総合計画の計画期間と合わせ平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

2. 基本方針

財政計画の策定にあたっては、「入りを量り出するをなす。」という言葉のように、歳入を的確に推計して、歳出をその範囲内に抑えていくことを基本方針とします。また、今後見込まれる地方財政制度改革の動向や行財政改革推進による効果を計画に反映させます。

第3節 健全財政の確保について

作成にあたっては次の点に留意し、本市の健全な財政運営を図ります。

(1) 歳入科目については、本市の平成18年度予算を基本として算出しますが、税収については今後の人口推移や経済状況にも考慮することとします。

(2) 地方交付税、国県補助金、長期借入金などの依存財源を過大に見積もることのないようにし、特に地方交付税については今後の地方財政制度の改革の動向を慎重に見極め反映させることとします。

(3) 歳出科目については、特別職に係る給与費等、行財政改革に係る経費の削減効果が早期に現れるものもありますが、一般職員の給与費やその他の経費など漸次効果が現れるものもあることから、これを適正に見積もることとします。

(4) 福祉関係援助費については、今後の高齢化の推移等を考慮するとともに、補助金等費については、事務事業の調整結果も十分に考慮することとします。

(5) 借入金返済費については、本市の年度別返済計画に基づく返済額を適正に見積もることとします。

(6) 施設整備事業費については、相馬市マスタープラン 2 0 0 7 の主な施策の実施や本計画発効後の社会経済的变化により必要となる事業費枠を確保する一方、財政指数等からみて過大とならないよう留意することとします。

第 2 章 前提条件

財政計画は、本市として歳入・歳出の各項目ごとの過去の実績等により、今後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、行財政改革の推進による歳出の削減効果、サービス水準の維持・向上、相馬市マスタープラン 2 0 0 7 の実行に必要な経費等を反映させて普通会計ベースで今後 1 0 年間について作成します。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

第 1 節 歳入

(1) 市税

市税については、平成 1 9 年度に税率改正、定率控除の廃止を想定し、かつ企業誘致による効果を加味し、年 4 0 億円から 4 2 億円の間で推移するものと推計しています。

(2) 地方譲与税等

平成 1 8 年度推計額に過去の伸び率等を加味し推計し、平成 2 4 年度以降は定額を計上しています。

(3) 地方交付税

地方交付税については、平成 1 8 年度を基準とし、5 年間で約 6 % (2 億 5 千万円) 削減されるものと推計し、2 4 年度以降は総額を 4 0 億円に推計しています。

(4) 国県補助金

平成 2 3 年度までは、計画に基づき算出した額の積み上げとし、2 4 年度以降は前 5 年間の平均値を推計し計上しています。

(5) 長期借入金

平成 2 3 年度までは、計画に基づき算出した額の積み上げとし、2 4 年度以降は最低見込み額を計上しています。(平成 1 9 年度以降は、臨時財政対策債は廃止されることで推計しています。)

(6) その他

平成 2 3 年度までは、計画に基づき算出した額の積み上げとし、2 4 年度以降は前 5 年間の平均値を推計し計上しています。

第 2 節 歳出

(1) 職員等給与費 (議員、委員等含む。)

職員給与は、職員採用計画により平成 1 8 年度職員数から平成 2 1 年度までに約 7 % 削減することとし、年度当初の職員数に平成 1 8 年度の 1 人当りの平均給与を乗じて算出しています。その他の人件費は、2 3 年度までの 5 年間は積み上げにより推

計し、24年度以降は前5年間の平均値を推計し計上しています。

(2) 福祉関係援助費

福祉関係援助費(扶助費)は、23年までの5年間は積み上げにより推計し、24年度以降は前5年間の平均値を推計し計上しています。

(3) 補助金等費

補助金等は、23年までの5年間は積み上げにより推計し、24年度以降は前5年間の平均値を推計し計上しています。

(4) 借入金返済費

借入額の予想額から年の返済額を算出し、積み上げにより推計し計上しています。

(18年度以降借入利率を2.3%に設定)

(5) 他会計繰出費

国保、老人、介護、公共下水道特別会計等に対する繰出金の予想額を積み上げにより推計し計上しています。

(6) 施設整備事業費

施設整備事業費は、23年度までの5年間は整備計画に基づき積み上げにより推計し、24年度以降は今までの実績を考慮し年約9億円程度と推計し計上しています。

(7) 元利補給金等費

過年度に施設整備をした事業費の返済計画の積み上げによります。(用地取得費も含む。)

(8) その他の経費

その他の経費は、平成 2 3 年度までの 5 年間は積み上げにより推計し、平成 2 4 年度以降は前 5 年間の平均値を推計し計上しています。

相馬市財政計画

(単位:百万円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市税	4,200	4,235	4,177	4,240	4,253	4,163	4,190	4,229	4,117	4,119
地方譲与税等	1,163	1,165	1,168	1,171	1,174	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
地方交付税	4,213	4,163	4,113	4,063	4,013	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
国県補助金	1,650	1,636	1,695	1,727	1,806	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757
長期借入金	511	665	503	153	197	200	200	200	200	200
その他	842	809	803	787	785	788	788	788	498	548
歳入合計	12,579	12,673	12,459	12,141	12,228	12,083	12,110	12,149	11,747	11,799
職員等給与費	3,168	3,046	3,014	2,899	2,927	2,927	2,980	3,061	2,796	2,689
福祉関係援助費	1,717	1,724	1,731	1,737	1,744	1,731	1,733	1,735	1,736	1,736
補助金等費	1,801	1,761	1,739	1,732	1,748	1,756	1,747	1,744	1,746	1,748
借入金返済費	2,130	1,640	1,463	1,454	1,451	1,421	1,398	1,336	1,277	1,258
他会計繰出費	1,518	1,574	1,605	1,641	1,696	1,607	1,624	1,635	1,641	1,640
施設整備事業費	691	837	690	555	556	559	506	508	460	461
元利補給金等費	518	495	475	466	398	391	366	364	362	361
その他の経費	1,834	1,846	1,842	1,887	1,874	1,848	1,854	1,857	1,863	1,861
歳出合計	13,377	12,923	12,559	12,371	12,394	12,240	12,208	12,240	11,880	11,754
単年度収支	798	250	100	230	166	157	98	91	133	45
基金残高	3,097	2,862	2,777	2,547	2,381	2,224	2,126	2,035	1,902	1,949

付属資料

- 1 . 策定の経過
- 2 . 諮問書・答申書
- 3 . 総合計画審議会委員名簿
- 4 . 総合計画審議会条例
- 5 . 新長期総合計画策定要綱
- 6 . 用語解説

相馬市マスタープラン 2007 策定の経過

年月日	会議名・内容等
H17.5.20	第3次総合計画に係る事業等の実績整理及び評価（～5.31）
H17.6.1	相馬市新長期総合計画策定要綱の制定
H17.6.2	相馬市新長期総合計画策定分科会委員の推薦依頼
H17.6.29	企画政策グループ員等会議の開催 (新長計策定方針、分科会の位置付け及び進め方について説明。新長計素案作成WSの配付・作成依頼。)
H17.7.15	相馬市新長期総合計画策定分科会構成員の決定
H17.8.9	第1回環境づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.11	第1回福祉づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.18	第1回都市づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.23	第1回人材づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.25	第1回地域づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.8.30	第1回産業づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の説明及び検討依頼）
H17.9.13	第2回環境づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.15	第2回福祉づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.20	第2回産業づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.22	第2回都市づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.27	第2回人材づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.9.29	第2回地域づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.10.4	新長計素案作成WS（基本指標・現況資料）作成依頼
H17.11.8	第3回環境づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.11.10	第3回福祉づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.11.15	第3回産業づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.11.17	第3回都市づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.11.22	第3回人材づくり分科会の開催（現状・課題・施策等の検討）
H17.12.7	第3回地域づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H17.12.8	第4回環境づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H17.12.13	第4回福祉づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H17.12.15	第4回産業づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H17.12.20	第4回都市づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）

年月日	会議名・内容等
H17.12.22	第4回人材づくり分科会の開催（基本指標・目標値・現況資料等の検討）
H18.1.17	第1回策定幹事会の開催（基本構想素案等の説明）
H18.1.24	第2回策定幹事会の開催（基本構想素案等の協議）
H18.2.13	第1回策定委員会の開催（基本構想案等の説明）
H18.2.15	第5回環境づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.16	第5回都市づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.17	第5回産業づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.21	第5回人材づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.22	第5回福祉づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.2.23	第5回地域づくり分科会の開催（全体の総括）
H18.3.17	第3回策定幹事会の開催（基本計画素案等の説明）
H18.4.10	第4回策定幹事会の開催（基本計画素案等の協議）
H18.5.25	企画政策グループ班長会議の開催 （新長計全体を全庁的に再確認、再認識、再チェック依頼）
H18.6.21	第5回策定幹事会の開催（総合計画案全体の確認）
H18.6.27	第2回策定委員会の開催（基本構想案の確認）
H18.7.20	第1回総合計画審議会の開催（委嘱状交付・諮問等）
H18.7.27	第3回策定委員会の開催（基本計画案の確認）
H18.8.10	第2回総合計画審議会の開催（基本構想の審議等）
H18.8.25	第3回総合計画審議会の開催（基本計画の審議等）
H18.9.26	第4回総合計画審議会の開催（相馬市マスタープラン2007(案)の答申）
H18.11.13	市議会全員協議会開催（計画案配布）
H18.12.4	市議会に相馬市マスタープラン2007基本構想(案)提案
H18.12.15	市議会において議決

諮問相企第67号

相馬市総合計画審議会会長 様

相馬市総合計画審議会条例（昭和49年相馬市条例第28号）第2条の規定に基づき、別添の相馬市マスタープラン2007（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成18年7月20日

相馬市長 立谷 秀清

平成18年9月26日

相馬市長 立谷 秀清 様

相馬市総合計画審議会
会長 荒井 宏美

相馬市マスタープラン2007（案）について（答申）

平成18年7月20日付け諮問相企第67号で諮問がありました、相馬市マスタープラン2007（案）については、審議の結果適当と認め、この旨答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、審議の過程において出された意見、並びに市民の意見を十分に反映いただき、将来像の実現に向け適切な施策の展開を図られるよう希望します。

相馬市総合計画審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	荒井宏美	相馬商工会議所 会頭
副会長	只野裕一	相馬市社会福祉協議会 会長
委員	青田道雄	相馬市文化団体連絡協議会 会長
委員	阿部多一	相馬市体育協会 会長
委員	天野真理子	一般公募
委員	有我修二	福島県相馬港湾建設事務所 所長
委員	氏家拡譽	一般公募
委員	浦島勇一	相馬市立学校PTA連絡協議会 会長
委員	岡田晴美	一般公募
委員	小野貞人	相馬青年会議所 理事長
委員	小畑強子	相馬市女性団体連絡協議会 会長
委員	齋藤國雄	相馬市区長会 会長
委員	齋藤照子	相馬市保健協力員会 会長
委員	佐藤利郎	相馬市教育長
委員	杉本田鶴子	相馬市男女共同参画プラン推進会議 会長
委員	鈴木和夫	福島県相双地方振興局 局長
委員	滝内正博	相馬市助役
委員	竹内淳哉	相馬市誘致企業連絡協議会 会長
委員	南部房幸	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長
委員	久田和夫	相馬市観光協会 副会長
委員	堀川利夫	相馬市立小・中・養護学校長会 会長
委員	森茂雄	相馬消防署長
委員	山田秀晴	そうま農業協同組合 相馬中村総合支店長
委員	吉井久夫	一般公募

相馬市総合計画審議会条例

昭和四十九年十月八日

条例第二十八号

(設置)

第一条 相馬市の経済及び社会開発に係る総合的計画(以下「総合計画」という。)の選定に資するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百三十八条の四第三項の規定に基づき、相馬市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(職務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画について審議し、その結果を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員三十名以内で組織する。委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初に行われる審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任事項)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五三年条例第二四号)抄

1 この条例は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第四三号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

相馬市新長期総合計画策定要綱

平成十七年五月二十五日

告示第三十六号

(趣旨)

第一条 この要綱は、第三次相馬市総合計画を見直し、二十一世紀の新たな視点から相馬市新長期総合計画(以下「新総合計画」という。)を策定するため、その策定方法等について必要な事項を定めるものとする。

(策定方針)

第二条 新総合計画は、長期的な展望をもとに、本市の将来に関する基本方向を明らかにするとともに、それを実現するための方策を示すものとし、次に掲げる基本的な考え方に基づいて策定する。

一 市民の積極的な参画を求めるとともに、市民の意向を的確に把握し、それを十分に反映させるものとする。

二 広域的視野に立つとともに、地域的特性を生かしたものとする。

三 施策に具体的な指標を用いた目標値を示し、市民にわかりやすいものとする。

四 国、県等の各種計画との整合性に留意する。

(新総合計画)

第三条 新総合計画は、基本構想、基本計画及び重点事業計画をもって構成する。

2 基本構想は、本市の将来目標及び目標達成のための基本的施策について定める。

3 基本計画は、基本構想に基づきその具現化を図るために、将来の都市づくりについて取り組むべき課題及び施策等について、総合的かつ体系的に定める。

4 重点事業計画は、基本計画の効果的な実現を図るための具体的な事業の中で、特に重点的に取り組む必要性が高い事業を定めるものとする。

(計画期間)

第四条 基本構想及び基本計画の計画期間は、平成十九年度から平成二十八年までの十年間とする。ただし、計画期間中に社会経済情勢の急激な変化があった場合については、弾力的に対応していくものとする。

(策定委員会)

第五条 新総合計画の策定にあたり、各行政分野の総合調整を図り、計画事項等を調査審議し、新総合計画の原案を作成するため、庁内組織として相馬市新長期総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、別表第一に掲げる者をもって構成する。

3 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市長を、副委員長には助役をもって充てる。

4 委員長は、策定委員会を主宰し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要に応じ策定委員会を招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第六条 策定委員会に、専門的かつ細部にわたる計画事項等を調査審議するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第二に掲げる者をもって構成する。

3 企画政策部長は、幹事会を主宰し、必要に応じ幹事会を招集し、会議の議長となる。

(分科会)

第七条 幹事会に、現総合計画の総点検を行い新総合計画の基本構想、基本計画の素案作成を行うため、次に掲げる分科会を置く。

一 「環境づくり」分科会

二 「福祉づくり」分科会

三 「産業づくり」分科会

四 「都市づくり」分科会

五 「人材づくり」分科会

六 「地域づくり」分科会

2 分科会は、別表第三に掲げる事項を検討する。

3 分科会は、別表第三に掲げる課所室の職員の中から各課所室長が指名する者及び同表に掲げる各種団体からの推薦を受けた者をもって構成し、互選により座長を置く。ただし、課所室に企画政策グループ構成員がある場合は、当該企画政策グループ構成員を指名する。

4 座長は、必要に応じ分科会を招集し、会議の議長となる。

5 各分科会相互の連絡調整を図るため、企画政策課長は、必要に応じ座長会を開催する。

(意見等の聴取)

第八条 市長は、策定委員会、幹事会及び分科会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係職員又は学識経験者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(報償金等)

第九条 市長は、別表第三に掲げる各種団体からの推薦を受けて分科会の構成員となった者及び前条に規定する学識経験者が会議に出席した場合には、報償金及び費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第十条 新総合計画策定に関する庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成十七年六月一日から施行する。

別表第一(第五条関係)

市長、助役、収入役、教育長、総務部長、企画政策部長、民生部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、議会事務局長、教育部長、生涯学習部長、相馬方部衛生組合事務局長、公立相馬総合病院事務部長、相馬看護専門学校事務長、相馬地方広域水道企業団事務局長

別表第二(第六条関係)

企画政策部長、総務課長、財政課長、税務課長、企画政策課長、秘書課長、情報政策課長、市民課長、保険年金課長、生活環境課長、環境公園課長、社会福祉課長、健康福祉課長、愛育園長、保健センター所長、農林水産課長、商工振興課長、観光物産課長、都市整備課長、土木課長、建築課長、下水道課長、会計課長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会事務局総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、中央公民館長、図書館長、相馬地方広域水道企業団総務課長、相馬方部衛生組合総務課長

別表第三(第七条関係)

分科会	検討事項	構成	
		課所室	各種団体
「環境づくり」 分科会	自然環境保全、ごみ・し尿処理、消防・救急、防災、防犯、交通安全、消費者問題対策、公園墓地等	地域防災対策室 生活環境課 環境公園課 相馬方部衛生組合事務局 企画政策課	相馬市地区衛生組織連合会 相馬市女性団体連絡協議会 相馬市道路愛護会

<p>「福祉づくり」 分科会</p>	<p>保健衛生、地域医療、地域福祉、児童・母子(父子)福祉、高齢者福祉、障がい者(児)福祉、低所得者福祉、勤労者福祉、少子化対策、国民健康保険、介護保険、国民年金等</p>	<p>市民課 保険年金課 社会福祉課 健康福祉課 保健センター 商工振興課 公立相馬総合病院事務部 企画政策課</p>	<p>相馬市健康づくり推進協議会 相馬市社会福祉協議会 相馬市女性団体連絡協議会</p>
<p>「産業づくり」 分科会</p>	<p>農林水産業、工業、商業、観光関連産業等</p>	<p>農林水産課 商工振興課 観光物産課 農業委員会事務局 企画政策課</p>	<p>JAそうま相馬中村総合支店 相馬双葉漁業協同組合 相馬商工会議所 相馬市連合商栄会 相馬市誘致企業連絡協議会 相馬市観光協会</p>
<p>「都市づくり」 分科会</p>	<p>土地利用、景観形成、都市計画、公園・緑地、道路、橋りょう、港湾、治山・治水、住宅、公共交通、上水道、下水道、エネルギー、情報・通信等</p>	<p>情報政策課 環境公園課 都市整備課 高速道路推進室 土木課 建築課 下水道課 相馬地方広域水道企業団事務局 企画政策課</p>	<p>相馬商工会議所 相馬青年会議所</p>

<p>「人材づくり」 分科会</p>	<p>幼児教育、学校教育、生涯学習、文化財の保存・活用、青少年の健全育成、男女共同参画、ボランティアの育成、国際交流等</p>	<p>教育委員会事務局総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課 中央公民館 図書館 企画政策課</p>	<p>相馬市立小・中・養護学校長会 相馬市立学校PTA連絡協議会 相双地区高等学校PTA連合会 相馬市女性団体連絡協議会 相馬青年会議所</p>
<p>「地域づくり」 分科会</p>	<p>市民参加・コミュニティの活性化、広域行政、財政運営・政策評価、行政組織、NPO等</p>	<p>総務課 財政課 税務課 秘書課 情報政策課 会計課 企画政策課</p>	<p>相馬市区長会 相馬市ボランティア連絡協議会</p>

用語解説

<p>【ア行】</p> <p>ISO14001 国際標準化機構 (ISO)が定める事業活動における自主的な環境の手続・システムに関する国際規格 (14000 シリーズ)のうち、環境マネジメントシステムの標準化を取り扱ったもの。</p> <p>ISO9001 品質管理及び品質保証のための国際標準モデルとして ISO (国際標準化機構)によって 1987 年に制定された。</p> <p>IT (情報技術) IT (Information Technology)、情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、工業的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法の総称。</p> <p>アップデート コンピューターで、ファイルの内容を、より新しいものに変更すること。データの内容を更新すること。</p> <p>インフラストラクチャー 生産や生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。</p> <p>ALT (Assistant Language Teacher)と言って、外国人外国語指導助手のこと。ネイティ</p>	<p>ブスピーカー (英語を母国語とする方)を派遣することにより、単なるコミュニケーションだけでなく、異文化理解、国際理解に対する意識や関心を高め、国際感覚を育てることなどを目的とする。</p> <p>エコファーマー 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (1999 年制定)に基づいて認定された農業者。都道府県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料・農薬低減技術を組み合わせて農業生産を行う。</p> <p>NPO (Non Profit Organization)非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。</p> <p>【カ行】</p> <p>合併処理浄化槽 尿尿(しにょう)と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。尿尿のみを処理する単独浄化槽に対していう。</p> <p>行政評価 行政が行う政策、施策、事務事業について、事前、実施中又は事後に、一定の基準や指標を持って、妥当性や達成度及び成果を判定する制度。</p> <p>グランドデザイン 大規模な事業などの、全体にわたる壮大な計画・構想。</p>
--	---

コーホート法

コーホート(同年又は同期間に出生した集団)ごとの時間変化を軸に、人口の変化をとらえる方法。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

【サ行】

財政再建団体

財政が赤字に陥って独力での再建が見込まれず、国の援助協力のもとに赤字の解消を目指す地方公共団体。

産学官連携

産業界と大学・専門学校及び行政との連携を積極的に進めることにより、経済競争力の向上、新産業の創出・育成、科学技術創造の実現をめざすこと。

三位一体の改革

地方財政の改革において「補助金の削減・地方交付税の改革・税源の移譲」を同時に進めようとする考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を、同時にめざすもの。

自主財源

地方公共団体などが、中央政府に依存しないで独立に調達できる財源。地方税のほか、手数料・使用料・寄付金など。

指定管理者制度

2003年(平成15年)の地方自治法の改

正により、美術館などの公共施設の管理運営を公的セクターに限らず、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体などに委託できる制度。

シビルミニマム

自治体が住民の生活のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準。

セイフティ・ネット

一部での故障や破綻がシステムや社会全体に波及するのを防ぐ安全装置。

【タ行】

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、市及び市内の関係機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的な運営を計画したもの。

地産地消

地元でとれた生産物を地元で消費すること。

地方分権

権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。

DV(ドメスティックバイオレンス)

女性が、夫や恋人などの身近な立場の男性から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力なども含めて考える。

【ナ行】

認定農業者

農業経営基盤強化促進法(1993年成
立)に基づいて、農業の担い手として市町
村が認定した農業者。税制や融資の面で
特典が与えられる。

ネットワーク

構成要素が網状に複合して連結、連絡
されている状況や状態。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者が特別な存在として
見られることなく、社会の中で他の人々と
同じように生活し、活動することが社会の
本来あるべき姿であるという考え方。

【ハ行】

バブル

株価や地価が経済成長や物価上昇等
の経済情勢を示す指数から大幅に乖離
し、実態以上に膨れ上がった経済。

バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を営
む上でさまざまな障壁(バリア)を取り
除くこと。

ブロードバンド

DSL、CATV、光ファイバーなど、毎秒
500Kbps以上の伝送速度をもつネットワ
ーク回線の総称。

ホームページ

インターネットのWWWサーバーに接
続して最初に見える画面。個人や企業・

団体が情報の発信を行う。

ボランティア

社会をよりよくするために、自発的に自
分の技能と時間を対価などを要求するこ
となく提供する人たちのこと。

【マ行】

モータリゼーション

自動車の普及・大衆化、自動車社会化
をいう。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、
すべての人が使いやすいように製品・建
物・環境などをデザインすること。

ユビキタス

「至る所にある(偏在する)」とい意味の
ラテン語。時間や場所の制限を受けずに
利用できるコンピュータ環境のこと。

用途地域

都市の将来のあるべき土地利用を実現
するため、建築物の用途・容積・形態につ
いて制限を定める地域。

4R運動

循環型社会を実現するために必要な、
四つの要素のこと。多くの場合、リデュ
ース(ごみの減量)・リユース(再利用)・リサ
イクル(再資源化)・リフューズ(ごみにな
る物の拒絶)をさす。4つのR。

【ラ行】

ライフライン

生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信などのネットワークシステム。

ローリング(方式)

年次の進行によって変化する社会情勢、財政事情を長期的に見通すことが難しいため、毎年定期的の実績との食い違いを見直しながら実施計画を策定していく方法。

新・相馬市長期総合計画

相馬市マスタープラン2007

発行 平成19年3月

発行者 相馬市企画政策部企画政策課

〒976 - 8601

相馬市中村字大手先13番地

TEL 0244 - 37 - 2132

FAX 0244 - 35 - 4196

URL : <http://www.city.soma.fukushima.jp/>

E-mail: k-kikaku@city.soma.fukushima.jp